

呉市地域防災計画

(風水害対策編)

風水害応急対策編

呉市水防計画

令和5年12月修正

呉市防災会議

風水害応急対策編

第1節 通則	風-1-1~2
第2節 災害発生直前と発生後の応急対策	風-2-1~34
第1 組織・動員計画	風-2-1~9
1 災害応急組織の基本原則	
2 災害対策本部設置前の体制	
3 災害対策本部設置以降の体制	
4 動員計画	
第2 災害情報計画	風-2-10~23
1 情報管理体制の確立	
2 気象予報警報等の収集と伝達	
3 被害情報等の収集及び伝達	
第3 住民等の避難誘導に関する計画	風-2-24~34
1 要避難状況の早期把握・判断	
2 避難指示等の実施	
3 避難指示等の伝達	
4 警戒区域の設定	
5 避難の誘導等	
第3節 広域相互応援・災害派遣・協力要請計画 (ヘリコプターの災害応急対策を含む)	風-3-1~10
第1 広域相互応援計画	風-3-1~5
1 災害情報・被害情報の収集・分析	
2 市における相互応援協力	
3 消防における相互応援協力	
4 消防相互援助協約に基づく援助	
第2 自衛隊の災害派遣要請計画	風-3-6~9
1 知事に対する災害派遣要請の要求	
2 災害派遣部隊の活動内容	
3 自衛隊の災害派遣に伴う受入体制	
4 派遣部隊の撤収要請	
5 ヘリコプター緊急離着陸場	
第3 海上保安庁への応援協力要請計画	風-3-10
1 救援協力の要請	
2 要請先	
3 救援活動の内容	
第4節 救助・救急、医療救護及び消火活動	風-4-1~14
第1 救助・救急計画	風-4-1~2
1 救助・救急活動の実施	
2 救助・救急資器材の確保等	
3 惨事ストレス対策	
4 部隊間の活動調整	
5 活動時における感染症対策	

第2	医療・救護計画	風-4-3~6
1	医療の対象者	
2	実施内容	
3	医療救護班等の編成及び救護所の開設	
4	医療救護活動	
5	医薬品・医療用資器材（以下「医薬品等」という。）の確保・調達及び搬送	
6	傷病者の搬送の実施	
7	医療救護活動状況の把握	
8	健康管理等の実施	
9	惨事ストレス対策	
10	災害拠点病院並びに国立及び公的病院	
第3	土砂災害計画	風-4-7
1	土砂災害防止体制の確立	
2	危険箇所周辺の警戒監視・通報	
3	土砂災害による被害の拡大防止	
4	警戒避難体制の確立	
第4	水防計画	風-4-8
1	水防体制の確立	
2	河川の出水・浸水及び高潮・津波被害等の拡大防止	
第5	危険物等災害応急対策計画	風-4-9~14
1	危険物災害応急対策	
2	高圧ガス災害応急対策	
3	火薬類災害応急対策	
4	毒劇物災害応急対策	
5	危険物輸送車両等の応急措置	
第5節	緊急輸送のための交通の確保, 警備活動計画	風-5-1~16
第1	災害警備計画	風-5-1~2
1	災害警備体制の確立	
2	災害警備措置	
3	惨事ストレス対策	
第2	交通確保, 規制, 障害物除去計画	風-5-3~9
1	交通確保, 規制	
2	障害物の除去	
第3	交通施設応急対策	風-5-10
1	実施責任者	
2	実施基準	
3	実施方法	
第4	交通マネジメント	風-5-11
1	災害時交通マネジメント検討会	
2	構成員の相互協力等	
3	協議・訓練等	
第5	緊急輸送計画	風-5-12~14
1	緊急輸送の実施	
2	緊急輸送手段の確保	
3	緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保	

第6	貯木及び在港船舶対策計画	風-5-15~16
1	貯木対策	
2	在港船舶対策	
第6節	避難生活、情報提供、要配慮者対策に関する活動	風-6-1~16
第1	避難計画	風-6-1~4
1	避難所等の開設等	
2	一時帰宅の実施	
3	広域一時滞在	
4	帰宅困難者対策	
5	避難所における滞在困難者対策	
第2	災害広報計画	風-6-5~7
1	市による災害広報の実施	
2	防災関係機関による災害広報	
3	災害の記録	
第3	要配慮者対策計画	風-6-8~10
1	要配慮者に係る対策	
2	高齢者及び障害者に係る対策	
3	児童に係る対策	
4	観光客及び外国人住民（旅行者を含む）に係る対策	
5	社会福祉施設等に係る対策	
第4	住宅の確保及び応急対策計画	風-6-11~14
1	応急住宅の提供	
2	被災住宅の応急修理	
3	住宅関係障害物除去	
4	被災建築物応急危険度判定	
5	被災宅地危険度判定	
6	その他	
第5	孤立地区対策計画	風-6-15~16
1	孤立地区対策の概要	
2	孤立実態の把握	
3	物資供給、救助の実施	
4	道路等の応急復旧	
第7節	救援物資の調達・供給活動	風-7-1~8
第1	救援物資の管理体制	風-7-1
1	救援物資の管理体制	
2	救援物資の供給体制	
第2	食料の確保及び供給	風-7-2~4
1	食料の調達	
2	食料の供給	
3	食料の輸送	

第3 飲料水等の供給	風-7-5~6
1 給水の実施	
2 給水の方法	
3 生活用水の確保・供給	
4 災害救助法が適用された場合の措置	
5 上水道, 応急給水機器の状況	
第4 生活必需品等の供給	風-7-7~8
1 生活必需品の確保	
2 生活必需品等の給与	
3 物資の確保	
4 給与又は貸与の方法	
5 給与又は貸与の費用	
6 給与又は貸与の期間	
7 生活必需品等の輸送	
第8節 防疫, 保健衛生, 環境衛生, 遺体対策に関する活動	風-8-1~6
第1 防疫, 保健衛生, 環境衛生計画	風-8-1~2
1 防疫活動	
2 保健衛生活動	
3 精神保健活動	
4 飲料水・食品衛生対策	
5 環境衛生対策	
6 動物愛護管理対策	
7 入浴施設確保対策	
第2 遺体の搜索, 処理及び埋葬等計画	風-8-3~6
1 行方不明者及び遺体の搜索	
2 遺体の処理	
3 死亡住民に係る情報収集及び遺体の収容・安置	
4 遺体の火葬・埋葬	
第9節 応急復旧, 二次災害防止活動	風-9-1~12
第1 公共施設等災害応急復旧計画	風-9-1~2
1 方針	
2 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動	
3 交通施設の応急復旧活動	
4 治水施設等の応急復旧活動	
5 治山施設等の応急復旧活動	
6 その他公共, 公益施設の応急復旧活動	
7 住民への広報活動	
第2 ライフライン施設の応急措置の実施 (仮復旧を含む)	風-9-3~6
1 電気施設	
2 都市ガス施設	
3 LPガス施設	
4 上水道施設	
5 下水道施設	
6 電気通信施設	

第3	その他施設災害応急対策計画	風-9-7
1	目的	
2	防災重点ため池対策	
3	空家対策	
第4	災害廃棄物等の処理計画	風-9-8~10
1	災害廃棄物の処理	
2	し尿の処理	
3	応援協力体制の確保	
4	一般廃棄物処理施設等の機能復旧	
5	産業廃棄物の処理	
6	適正処理が困難な廃棄物の処理	
7	その他	
第5	有害物質等による環境汚染防止計画	風-9-11~12
1	目的	
2	実施方法	
3	環境汚染防止の推進等	
第10節	災害ボランティアの受入れ・支援計画	風-10-1~2
1	災害ボランティアセンターの設置	
2	くれ災害ボランティアセンターの機能	
3	広島県被災者生活サポートボランティアセンターとの連携	
4	被災地におけるボランティア支援体制の確立	
5	海外からの応援の受入れ	
6	外国人住民（旅行者を含む）の支援体制の確立	
第11節	文教対策計画	風-11-1~4
1	初動対応	
2	応急対策の実施	
3	応急教育の実施	
4	文教施設の応急復旧	
5	教職員の確保	
6	学用品の調達・支給	
7	授業料等の減免措置	
8	国，県，私立学校に対する措置	
9	文化財の保護	
第12節	災害救助法の適用計画	風-12-1~4
1	災害救助法の実施機関	
2	災害救助法の適用基準（災害救助法施行令）	
3	被災世帯の算定基準	
4	災害救助法の適用申請	
第13節	農林漁業関係被害の拡大防止計画	風-13-1~2
1	農産物，家畜対策	
2	林産物対策	
3	水産関係対策	
第14節	隣保互助に係る公共的団体活動の協力計画	風-14-1~2
1	公共的団体の種別及び組織	
2	活動範囲	
3	活動内容	

呉市水防計画

第1章 総則	水-1-1~10
1 目的	
2 用語の定義	
3 水防の責任等	
4 水防計画の作成及び変更	
5 津波における注意事項	
6 安全配慮	
第2章 水防組織	水-2-1~2
第3章 重要水防箇所	水-3-1~2
第4章 予報及び警報	水-4-1~18
1 気象庁が行う予報及び警報	
2 洪水予報河川における洪水予報	
3 水位周知河川における水位到達情報	
4 水位周知下水道における水位到達情報	
5 水位周知海岸における水位到達情報	
6 水防警報	
第5章 水位等の観測, 通報	水-5-1~2
1 水位の観測, 通報	
2 雨量の観測, 通報	
3 水位等の通報系統図	
第6章 気象予報等の情報収集	水-6-1~2
第7章 ダム等の操作	水-7-1~4
1 ダム等	
2 操作の連絡	
3 連絡系統	
第8章 通信連絡	水-8-1~2
1 通信連絡系統	
2 災害時優先通信の取扱い	
第9章 水防施設及び輸送	水-9-1~2
1 水防倉庫及び資器材等	
2 輸送の確保	
第10章 水防活動	水-10-1~4
1 水防配備	
2 巡視及び警戒	
3 水防作業	
4 緊急通行	
5 警戒区域の設定	
6 避難のための立退き	
7 堤防等の決壊・越水の通報	
8 水防配備の解除	

第11章	水防信号, 水防標識等	水-11-1~4
1	水防信号	
2	警告信号	
3	水防標識	
4	身分証票	
第12章	協力及び応援	水-12-1~4
1	河川管理者の協力及び援助	
2	下水道管理者の協力	
3	水防管理団体相互の応援及び相互協定	
4	警察官の援助要求	
5	自衛隊の要請	
6	地方気象台との連携	
7	企業（地元建設業等）との連携	
8	住民, 自主防災組織等との連携	
第13章	費用負担と公用負担	水-13-1~2
1	費用負担	
2	公用負担	
3	公用負担権限委任証	
4	公用負担命令書	
5	損失補償	
第14章	水防報告等	水-14-1~2
1	水防記録	
2	水防報告等	
第15章	水防訓練	水-15-1~2
1	水防訓練の実施	
2	津波避難訓練への参加	
第16章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び 浸水の防止のための措置	水-16-1~4
1	洪水, 雨水出水, 高潮対応	
2	津波対応	
第17章	水防協力団体	水-17-1~2
1	水防協力団体の指定, 監督, 情報の提供	
2	水防協力団体の業務内容	
3	水防を行う消防機関との連携等	
4	水防協力団体の申請・指定及び運用	

第1節 通 則

風水害による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防ぎ、又は被害の拡大を防止するための措置及び被災者に対する応急的救助の措置について定めるものとし、その内容は以下の各節に定めるところによる。なお、災害応急対策責任者（指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。以下本編において同じ。）相互の連絡調整についても定める。

(空 白)

第2節 災害発生直前と発生後の応急対策

市は、風水害による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、速やかに災害対策本部等の組織の編成及び要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、県及び防災関係機関等との連携により、応急活動体制を速やかに確立する。

第1 組織・動員計画

1 災害応急組織の基本原則

- (1) 災害応急対策は、原則として災害応急対策責任者において、それぞれの法令に基づく所掌事務又は業務を通じて行う。
- (2) 災害応急対策の実施に係る総合調整は、呉市防災会議（以下「市防災会議」という。）において行う。
- (3) 市における応急対策の分掌は、各部局の所掌事務に基づき行い、その総合調整は危機管理課において行う。

2 災害対策本部設置前の体制

(1) 災害準備体制（第1次防災体制）

災害準備体制（第1次防災体制）は、防災気象情報を入手し、気象状況を見守る段階で発令する。

ア 発令の基準

危機管理監は、次の場合又はそれに準じた状況で必要と認めた場合に、災害準備体制（第1次防災体制）を発令する。

指令者	災害の種類	発令の基準
危機管理監	風水害	大雨注意報又は洪水注意報が発表された場合
		洪水予報河川・水位周知河川が水防団待機水位を超えることが確実となった場合
		台風や発達した温帯低気圧の接近・通過が予想され、高潮注意報が発表された場合

※ 市町村の体制と災害時対応の流れ（避難情報に関するガイドライン抜粋）については、「資料編」参照

イ 事務局

事務局は、危機管理課に置く。

ウ 廃止

災害準備体制（第1次防災体制）の廃止は、上記に係る要因がなくなると認めたときとし、危機管理監が決定する。

エ 発令又は廃止の通知

危機管理監は、災害準備体制（第1次防災体制）を発令又は廃止したときには、速やかに関係各課及び市民センターに庁内LANの「掲示板」により通知するとともに、職員防災情報メール等により職員に伝達するほか、必要に応じて気象情報等を伝達する。

オ 対応

危機管理課は、防災気象情報を入手し、気象状況の進展を見守る連絡要員を配置し、防災気象情報の把握に努める。

また、各部局は、災害準備体制の条件になっていない場合でも、翌日以降に警戒を要する気象現象が発生するおそれがある場合は、気象台が早期注意情報や府県気象情報を発表しているため、これらを活用して、翌日以降に想定される体制や連絡系統の確認を行っておくなど、事前の準備を早めに行い事務局へ報告する。

(2) 災害注意体制（第2次防災体制）

災害注意体制（第2次防災体制）は、高齢者等避難の発令を検討する段階で発令する。

また、管理職以上を配置し、高齢者等避難を発令できる体制とするとともに、防災気象情報を分析し、専門機関との情報交換ができる体制とする。

ア 発令の基準

危機管理監は、次の場合又はそれに準じた状況で必要と認めたときに災害注意体制（第2次防災体制）を発令する。

指令者	災害の種類	発令の基準
危機管理監	風水害	大雨注意報又は洪水注意報が発表され、当該注意報の中で警報に切り替える可能性に言及された場合。
		洪水予報河川又は水位周知河川が氾濫注意水位を超えることが確実となった場合。
		台風情報で、台風の暴風域が24時間以内に本市にかかると予想されている、又は、台風が24時間以内に本市に接近することが見込まれる場合。
		台風や発達した温帯低気圧の接近・通過により、強風注意報が発表され、当該注意報の中で警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合。

※ 市町村の体制と災害時対応の流れ（避難情報に関するガイドライン抜粋）については、「資料編」参照

イ 事務局

事務局は、危機管理課に置く。

ウ 廃止

災害注意体制（第2次防災体制）の廃止は、上記に係る要因がなくなつたと認めたとし、危機管理監が決定する。

エ 発令又は廃止の通知

危機管理監は、災害注意体制（第2次防災体制）を発令又は廃止したときには、速やかに関係各課及び市民センターに庁内LANの「掲示板」により通知するとともに、職員防災情報メール等により職員に伝達するほか、必要に応じて気象情報等を伝達する。

オ 各部局の防災対応

各部局は降雨状況や被害状況等の情報を収集し、的確な情報連絡活動及び応急対策を実施するとともに、災害の程度に応じ、災害警戒体制（第3次防災体制）の配備ができるよう準備を行い、事務局へ報告する。

カ 組織等

災害注意体制（第2次防災体制）の組織及び分掌事務は、市長が別に定める。ただし、定めのない事項については災害対策本部の分掌事務を準用する。

また、各担当課長は、情報を受けた場合は、その都度事務局に報告するとともに、定期的に状況報告を行う。

※ 災害注意体制（第2次防災体制）の組織及び分掌事務については、「資料編」参照

(3) 災害警戒体制（第3次防災体制）

災害警戒体制（第3次防災体制）は、高齢者等避難を発令した段階で発令する。

また、部長職以上（危機管理監、総務部長等）が登庁し、避難指示の発令を判断でき、専門機関とのホットラインが活用できる体制とする。なお、発令時には、福祉保健部は要配慮者用の指定緊急避難場所受入体制を整備する要員を確保する。

ア 発令の基準

危機管理監は、次の場合又はそれに準じた状況で必要と認めるときには、災害警戒体制（第3次防災体制）を発令し、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

発令者	災害の種類	発令の基準
危機管理監	風水害	大雨警報が発表され、高齢者等避難を発令している場合。
		洪水予報河川又は水位周知河川が避難判断水位を超えることが確実となった場合。
		台風情報で、台風の暴風域が12時間以内に本市にかかると予想されている、又は、台風が12時間以内に本市に接近することが見込まれる場合。
		台風や発達した温帯低気圧の接近・通過により、高潮注意報が発表され、当該注意報の中で警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合。

※ 市町村の体制と災害時対応の流れ（避難情報に関するガイドライン抜粋）については、「資料編」参照

イ 設置場所

警戒本部は、市役所本庁舎危機管理課に設置する。

ウ 事務局

(ア) 事務局は、危機管理課に置く。

(イ) 事務局の構成員は、危機管理課員及び関係各課からの派遣職員とする。

(ウ) 事務局は、警戒本部における迅速な意志決定のための情報収集及び提供を行うとともに、決定された災害対応の周知を図る。なお、事務局の組織及び主な分掌事務は、次のとおりとし、これら以外にも災害対策本部事務局（以下「本部事務局」という。）の分掌事務に準じた災害応急対策等に関する事務を各対策部及び防災関係機関等と連携して行う。

a	災害対策部長会議及び災害対策会議の開設及び運営
b	気象情報及び被害情報の収集・伝達・集約・記録
c	職員の動員状況及び関係機関との連携等初動体制の確立
d	災害応急対策に係る指示・命令
e	関係機関への協力要請・消防機関への応援要請
f	応急・復旧対策等の検討

エ 廃止

警戒本部の廃止は、上記に係る要因がなくなると認めるときとし、危機管理監が決定する。

オ 設置又は廃止の通知

(ア) 危機管理監は、警戒本部を設置する場合には、市長及び副市長に報告を行うとともに、関係機関に通知し、その旨を表示する。

(イ) 危機管理監は、警戒本部を設置又は廃止したときには、速やかに関係各課及び市民センターに庁内LANの「掲示板」により通知するとともに、職員防災情報メール等により職員に伝達するほか、必要に応じて気象情報等を伝達する。

カ 警戒本部の任務

警戒本部は、災害による被害を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるため、被害情報や気象情報等の収集、危険箇所の巡視、住民に対する広報などの警戒活動を行うとともに、災害対策本部へ移行するための準備を行う。

キ 警戒本部の組織の構成及び分掌事務

警戒本部の組織及び分掌事務は、次のとおりとする。

(7) 警戒本部長等

a 警戒本部長は、危機管理監とする。

警戒本部長は、警戒本部の事務を統括し警戒本部の職員を指揮監督するとともに、警戒対策の実施事項について基本方針を決定する。なお、警戒本部長は、随時災害状況等を市長等に報告する。

b 警戒副本部長は、総務部長とする。

警戒副本部長は、警戒本部長を補佐し、事故あるときはその代理を行う。

c 警戒本部長は、災害の状況に応じて災害対策部長会議の開催を指示し、協議事項を審議する。

(4) 組織等

警戒本部の組織及び分掌事務は、市長が別に定める。ただし、定めのない事項については災害対策本部の分掌事務を準用する。

また、各担当課長は、情報を受けた場合は、その都度事務局に報告するとともに、定期的に状況報告を行う。

※ 災害警戒体制（第3次防災体制）の組織及び分掌事務については、「資料編」参照

ク 災害対策部長会議

(7) 警戒本部長は、必要に応じ、災害対策部長会議を招集する。

(4) 災害対策部長会議は、危機管理監、総務部長、市民部長、福祉保健部長、産業部長、都市部長、土木部長、消防局副局長その他関係部長をもって構成する。

(7) 災害対策部長会議場所は、市役所防災会議室とする。

(5) 災害対策部長会議の協議事項は、次のとおりとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> a 職員の配備（動員を含む。）に関する事。 b 災害情報の収集及び伝達に関する事。 c 警戒対策（応急対策を含む。）の実施に係る調整に関する事。 d 災害対策本部に関する事。 e その他必要な警戒対策に関する事。 |
|--|

ケ 災害対策会議

(7) 危機管理監は、災害の進展や被害の発生等に応じ、災害対策会議を招集する。

(4) 災害対策会議は、市長（随時出席）、副市長、危機管理監、消防長、総務部長、市民部長、福祉保健部長、産業部長、都市部長、土木部長その他関係部長をもって構成する。

(7) 災害対策会議の会議場所及び協議事項は、災害対策部長会議を準用する。

3 災害対策本部設置以降の体制

災害対策本部設置（第4次防災体制）の発令は、避難指示を発令した段階とする。
あらかじめ定めた防災対応の全職員が体制に入る。

(1) 発令の基準

市長は、次の場合又はそれに準じた状況で、総合的な対策を講ずるために特に必要と認めたときには、災害対策本部設置（第4次防災体制）を発令し、災害対策本部を設置する。

設置者	災害の種類	発令基準
市長	風水害	土砂災害警戒情報が発表された場合。
		洪水予報河川又は水位周知河川が氾濫危険水位を超えた場合。
		台風や発達した温帯低気圧の接近・通過が想定され、高潮警報が発表された場合。
		暴風警報が発表され、かつ、高潮注意報の中で警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合。
		市域を含む地域に特別警報が発表された場合。

※ 市町村の体制と災害時対応の流れ（避難情報に関するガイドライン抜粋）については、「資料編」参照

(2) 設置場所

災害対策本部は、原則として市役所防災会議室に設置する。ただし、庁舎の被害の程度によっては順次、次の施設に設置する。

- | |
|---|
| (1) 呉市消防局・西消防署庁舎
(2) つばき会館
(3) すこやかセンターくれ
(4) 中央公園代替施設 |
|---|

(3) 本部事務局

ア 本部事務局は、危機管理課に置く。

イ 本部事務局の構成員は、危機管理課員及び関係各課等からの派遣職員とする。

ウ 本部事務局は、災害対策本部における迅速な意思決定のための情報収集や提供を行うとともに、決定された災害対応の周知を図る。なお、本部事務局の組織及び主な分掌事務並びに災害対策の概ねの着手時期は、市長が別に定めるものとし、これら以外にも災害応急対策等に係る事務を各対策部及び防災関係機関等と連携して行う。

エ 本部事務局には、災害時において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、市長が必要と認める場合は広報・報道班に広報を一元的に行う「報道担当監」を配置する。

※ 本部事務局の組織及び分掌事務については、「資料編」参照

(4) 標識の設置

災害対策本部の標識は、災害対策本部室前に掲示する。なお、本庁舎以外は、危機管理監がその都度指示する。

(5) 廃止

本部長は、次の場合に災害対策本部を廃止する。

ア 市域において発生が予想された災害による危険がなくなったと認められるとき。

イ 当該災害に係る応急対策が概ね終了したと認められるとき。

(6) 設置又は廃止の通知

災害対策本部を設置又は廃止したときの関係機関等への通知は、次のとおりとする。

- ア 県総合防災情報システム及び電話等により県に通知するとともに、関係機関に通知する。
 - イ 市防災会議委員等に電話等で通知する。
 - ウ 報道機関に公表する。
 - エ 危機管理監は、速やかに関係各課及び市民センターに庁内LANの「掲示板」により通知するとともに、庁内放送、職員防災情報メール等により職員に伝達する。
 - オ 呉市防災会議委員、関係機関等へ通知する。
- ※ 呉市防災会議委員、関係機関等の通知先及び方法については、「資料編」参照

(7) 災害対策本部の任務

災害対策本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的な体制を確立するとともに、本計画及びその他法令の定めるところにより、市防災会議と緊密な連絡のもとに、災害予防及び災害応急対策を行う。

(8) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法第23条及び呉市災害対策本部条例の定めるところにより、次のとおりとする。

※ 呉市災害対策本部条例については、「資料編」参照

ア 本部長等

- (ア) 本部長は、市長とし、副本部長は副市長をもって充てる。
- (イ) 本部長は、本部の事務を統括し本部の職員を指揮監督するとともに、応急対策の実施上の重要事項について基本方針を決定する。
- (ウ) 副本部長は、本部長を補佐し、事故あるときはその職務を代理する。
- (エ) 本部長の代理順位は、次のとおりとする。
 - a 第1順位の副市長
 - b 第2順位の副市長

イ 本部長付

- (ア) 本部長付は、危機管理監、消防長、上下水道事業管理者及び教育長をもって充てる。
- (イ) 本部長付は、本部長を補佐する。

ウ 本部員

- (ア) 本部員は、各対策部長とする。ただし、消防対策部、上下水道対策部及び教育対策部は部長付担当職のうちの上席の者とする。
- (イ) 本部員は、本部長の命を受け、所掌する業務を遂行する。

エ 部長付、班長、班員

- (ア) 各対策部の部長付、班長、班員（以下「部長付等」という。）は、「呉市災害対策本部の組織及び分掌事務」に掲げる次の者をもって充てる。
 - a 部長付 部長付担当職
 - b 班長 班長担当職
 - c 班員 構成員

(イ) 部長付等は、各対策部の本部員の命を受け、所掌する業務を遂行するとともに、災害応急対策に当たる。

オ 本部連絡員

- (ア) 本部連絡員は、各対策部に各対策部長が指名する職員1名を置く。
- (イ) 本部連絡員は、当該部局の所管事項に関する被害状況、応急対策の実施状況等の本部への報告、本部長の指示、命令及び本部会議審議事項の当該部局の部長付等への伝達を行う。

カ 災害対策本部の組織及び分掌事務

災害対策本部の組織並びに分掌事務及びその概ねの着手時期は、市長が別に定める。

※ 災害対策本部の組織及び分掌事務並びに組織図については、「資料編」参照

(9) 災害対策本部会議

本部長は、災害応急対策に関する基本方針を協議するために、必要があると認めるときは、随時災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）を招集する。

ア 本部会議の構成

本部会議は、本部長、副本部長、本部長付及び本部員をもって構成する。

イ 本部会議の報告事項及び協議事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (ア) 体制に関すること。 (イ) 避難指示に関すること。 (ウ) 職員の応援に関すること。 (エ) 自衛隊の派遣要請依頼及び応援部隊の受入れに関すること。 (オ) 他の地方公共団体に対する応援要請及び応援職員の受入れに関すること。 (カ) 災害救助法の適用申請及び救助業務の運用に関すること。 (キ) 激甚災害の指定の要請に関すること。 (ク) 応急対策に要する予算及び資金に関すること。 (ケ) 応急公用負担に関すること。 (コ) 被災住民等に対する支援策に関すること。 (サ) 救援物資及び義援金の募集及び配分に関すること。 (シ) 国会、政府関係に対する要望及び陳情等に関すること。 (ス) 職員の給食、寝具等の厚生に関すること。 (セ) その他各部局から特に申し出のあった事項に関すること。 |
|---|

ウ 関係機関の職員の出席

本部長が被害状況の報告等に際し必要であると認める場合は、自衛隊、警察機関、医療機関その他関係機関に対し、職員の本部会議への出席を要請することができる。

エ 本部会議における議事内容の周知

本部会議における議事内容及び決定事項等については、庁内放送、庁内LAN等により会議終了後、速やかに全職員に周知する。

(10) 平常業務の取扱い

ア 平常業務は、原則として必要最小限の住民サービス業務を除き、災害が沈静するまで停止する。

ただし、災害の状況により各部局等の長が可能と認める場合は、この限りでない。

イ 災害時において継続すべき必要最小限の住民サービス業務について、各部局等の長は、あらかじめその業務を定めておくものとする。

(11) 現地災害対策本部

本部長は、災害の発生場所が特定の地域に限られた場合などにおいて、応急対策上必要と認めるときは、被災地において災害対策本部の事務の一部を行うため、被災地域の市民センター又は災害対応に必要な箇所へ現地災害対策本部を設置する。

4 動員計画

(1) 動員の基準

ア 動員基準

市職員の動員は、災害準備体制（第1次防災体制）、災害注意体制（第2次防災体制）、災害警戒体制（第3次防災体制）及び災害対策本部設置（第4次防災体制）に応じて、次の基準により、各部局等の長が行う。ただし、災害の種別、規模及び程度によっては、この基準以外の部局・課の職員を指定して動員し、又は動員する職員を加減することができる。

【動員基準】

動員体制の種別	動員の時期	動員職員数等	動員場所
災害準備体制時の配備体制	災害準備体制（第1次防災体制）が発令されたとき。	危機管理監が指定する職員	原則として勤務場所 (例外) 災害現場又はあらかじめ指定された場所
災害注意体制時の配備体制	災害注意体制（第2次防災体制）が発令されたとき。	所属長の定める職員数	
第1配備体制	災害警戒体制（第3次防災体制）が発令されたとき。	市長が別に定める	
第2配備体制	災害対策本部設置（第4次防災体制）が発令され、災害の発生が市域の一部等である場合で、次に該当するとき。 ・被害の程度が相当規模に及ぶおそれがあり、災害予防及び応急対策等を総合的に実施する必要がある場合。 ・被害の規模及び範囲から特に災害予防及び応急対策等を総合的に実施する必要がある場合。 ・その他市長が必要と認めたとき。		
第3配備体制	災害対策本部設置（第4次防災体制）が発令され、災害の規模、被害の程度が相当大規模に及ぶおそれがあり、次に該当するときで本市の力をあげて対応する必要があるとき。 ・災害の発生が全域にわたる場合。 ・局地的ではあるが被害が特に甚大である場合。 ・市内を含む地域に特別警報が発表された場合 ・その他市長が必要と認めたとき。		

※ 所管する部課長等が災害の状況により人員の増減を行った場合は、総務対策部又は人事課に報告を行う。

※ 動員に当たっては、交代制の勤務体制を組むなど、職員の健康に配慮した体制の整備に努めるものとする。

※ 動員職員数等については、「資料編」参照

イ 動員名簿の作成及び職員への周知

各課長は、動員の円滑を図るため、体制区分及び動員基準に応じて事前に「非常登庁職員名簿」を作成し、平常時から職員に周知徹底を図らなければならない。人事異動、居住地の変更等により内容に変更が生じた場合も同様とする。

また、作成した名簿は、人事課長に提出する。

ウ 非常登庁職員名簿等の作成

人事課長は、次の名簿を編冊し、危機管理課及び人事課に備える。

名簿名	記載内容
非常登庁職員名簿	体制区分ごとの動員数、補職名、氏名、住所、電話番号、性別
避難所配置職員名簿	地区名、避難所名、施設電話番号、所属、氏名、所属電話番号、担当別（総括・開設担当、広報・連絡担当、支援担当）
市民センター応援職員名簿	市民センター名、氏名、所属、役職

(2) 動員の方法

ア 勤務時間内の場合

体制発令と同時に、平常の勤務から本部体制の用務に切り替えることにより動員したものとみなす。

動員対象者が休務の場合にあつては、各自が呉市職員防災メール、緊急速報メール、テレビ・ラジオ等により気象庁が発表する警報等を確認する。

イ 勤務時間外の場合

動員対象者は、各自が呉市職員防災メール、テレビ・ラジオ等により気象庁が発表する警報等を確認する。

また、体制発令の伝達に併せて各部局からの連絡を受けて参集する。

(3) 勤務時間外における動員の場所及び任務

原則として、可能な交通手段を用いて自己の勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参集し、所定の任務に当たる。なお、道路の寸断、橋りょうの落下等により、やむを得ず勤務場所又はあらかじめ指定した場所に参集できないときは、最寄りの市民センター等の公共施設に参集した後、所属の部局の長の指示を受け、その後の任務に当たる。

(4) 動員の報告

各部局の長は、体制の発令に基づく動員を実施したときは、その状況を危機管理課に連絡する。なお、連絡方法は原則として呉市防災情報システムによるものとする。

第2 災害情報計画

風水害による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において応急対策を効果的に実施するため、関係機関及び住民に対し迅速かつ適切な各情報等の伝達を行うための体制、地震・津波情報、被害状況その他の災害情報の収集・伝達を行うための体制について定める。

1 情報管理体制の確立

(1) 市の情報管理体制の確立

ア 情報管理体制の構築

県防災行政無線、市防災行政無線及び有線通信を基幹的な通信系統とするが、被災状況等により困難な場合は、実情に即した方法で行う。なお、防災活動用の電話（災害時優先電話、各種携帯電話、緊急・非常電話を含む。）については、関係機関等との連絡用電話の指定による窓口の明確化や、不要不急の問い合わせが入らないようにしておく等の事前措置を講じる。

イ 情報管理手段の確保

市防災行政無線のほか、一般加入電話、ケーブルテレビ、NTT災害用伝言ダイヤル、アマチュア無線等の各種通信手段を適宜組み合わせ、重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

ウ 移動無線局の派遣

非常災害に際して、通信途絶のため特に必要が認められる場合は、中国地方非常通信協議会に対し、関係機関に常備している移動用無線局の派遣を要請する。

エ 県防災情報システムの活用

常時システムの防災端末を立ち上げられるようにしておき、被害情報の収集、県等との通信・連絡、気象観測情報・基礎情報等の各種情報の収集・検索、災害発生即報等の登録等に活用する。

(2) 防災関係機関等の情報管理体制の確立

ア 情報管理体制の構築

関係機関が整備・保有している通信連絡手段を効果的に運用し、災害情報を収集・伝達できる体制を確立する。

イ 情報管理手段の確保

関係機関等は、関係機関相互の通信が可能なシステム又は無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。

2 気象予報警報等の収集と伝達

(1) 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の収集と伝達

市は、気象庁本庁、広島地方気象台、県等から気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報による災害に関する情報の通知を受けて、住民等に対し、迅速かつ確実に伝達する。

※ 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の発表官署、種類及び発表基準については、「資料編」参照

ア 気象情報

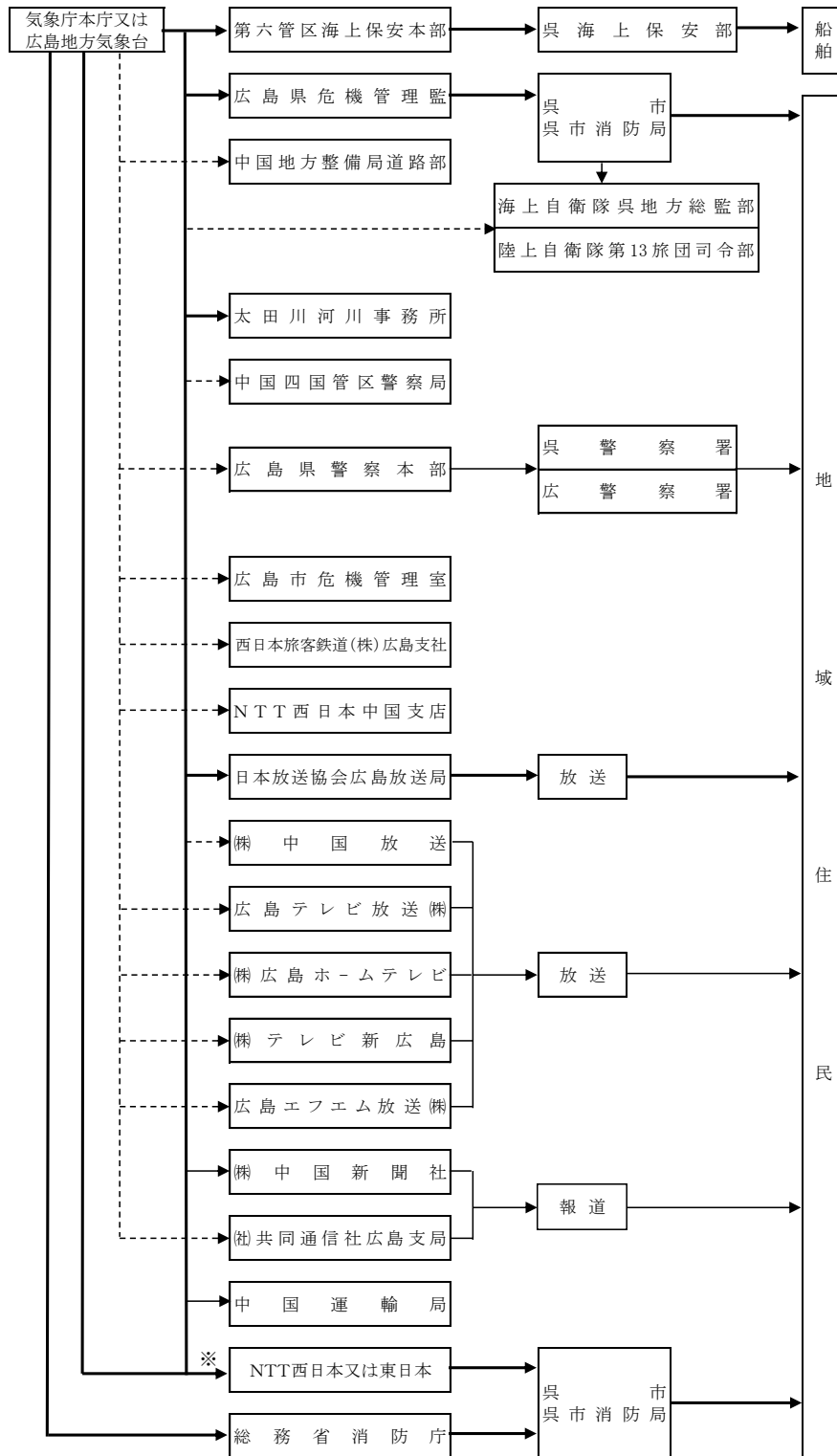
気象情報とは、気象等の予報に関係のある台風、その他の異常気象等についての情報を具体的に速やかに発表されるものをいう。

また、目的別には、次のように分けられる。

- | |
|---|
| <p>(ア) 注意報、警報に先立って注意を喚起するためのもの。</p> <p>(イ) 注意報、警報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説するもの。
数年に1回程度発生する記録的な短時間の大雨を観測したなどのときに、一層の警戒を呼びかけるもの。</p> <p>(ウ) 少雨、長雨、低温、梅雨など比較的長期にわたる現象について注意を喚起したり、解説したりするためのもの。</p> <p>(エ) 気象情報の種類としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、暴風と高波に関する情報、記録的短時間大雨情報（呉市1時間雨量110mm）、土砂災害警戒情報（広島県と共同発表）、少雨に関する情報などがある。
また、中国地方では対象とする予報区により、地方気象情報、府県気象情報がある。</p> <p>(オ) これらの情報は広島地方気象台から発表されるが、呉市には広島県を經由して伝達される。</p> |
|---|

イ 広島地方気象台が気象等の予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達

(ア) 広島地方気象台は、気象等の予報及び警報並びに土砂災害警戒情報（津波警報等及び緊急地震速報（警報）を除く。）を発表した場合、次の経路により関係機関に通知する。



(注)

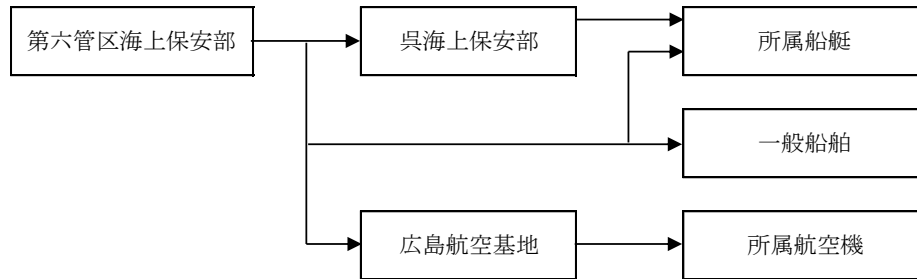
- ① 広島地方気象台からの伝達経路のうち、実線は防災情報提供システム専用線、点線は専用線以外の副次的な伝達経路である。（副次的な伝達経路とは、インターネット回線を利用した防災情報提供システムをいう。）
- ② 太線は、「気象業務法に規定されている伝達経路」である。
- ③ ※は、警報（解除を含む）のみオンラインにより伝達する。
- ④ 「NTT西日本又は東日本」とは、西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社を意味する。

(イ) 広島地方気象台等から通知を受けた機関の措置

a 第六管区海上保安部

広島地方気象台等から通知を受けた気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報は、次により関係機関に伝達する。

(a) 伝達経路

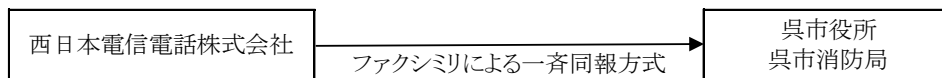


(b) 伝達方法

- ① 管内の部署、所属船艇、航空機に対しては、専用通信系により周知させる。
- ② 一般船舶に対しては、地域航行警報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知する。
- ③ 船舶運航会社、海運組合、漁業協同組合等に対しては、必要に応じ一般加入電話により周知させる。

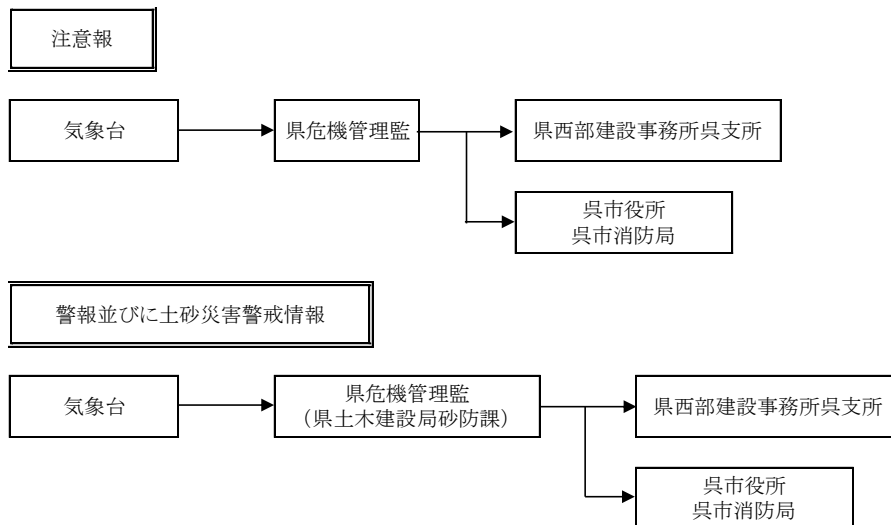
b 西日本電信電話株式会社

広島地方気象台等から通知を受けた警報は、次の経路により呉市及び呉市消防局に伝達する。



c 県

広島地方気象台から通知を受けた気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報は、次により、関係地方機関、呉市及び呉市消防局に伝達する。



(注)

- ① 県が災害対策本部を設置した場合は、「県危機管理監」を「県災害対策本部」とし、「県西部建設事務所呉支所」を「県災害対策支所」と読み替える。
- ② 現地本部が設置された場合の伝達は、県災害対策本部が行う。
- ③ 土砂災害警戒情報が発表・解除された場合の伝達は、県土木建築局砂防課が行う。(関係機関のみ)

d 広島県警察本部

広島地方気象台から通知を受けた気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報は、必要により呉及び広の警察署に通知する。通知を受けた呉及び広の警察署は状況により必要な措置をとる。

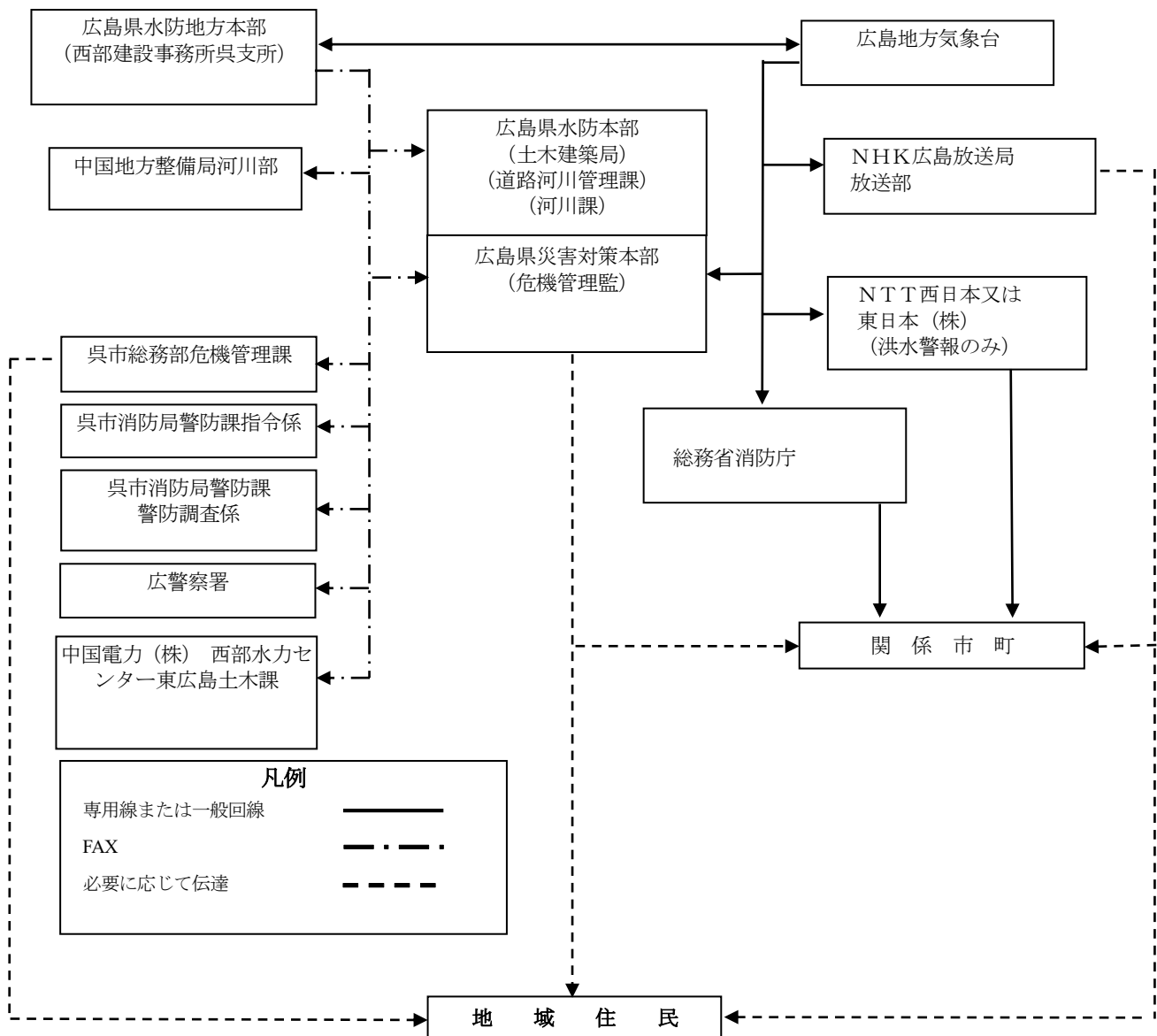
e 市

(a) 前 (ア) 及び(イ) bに定めるところにより気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の通知を受けた場合は、防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、防災情報メール、緊急速報メール、インターネット等（気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報に応じて選定）の利用の方法により速やかに住民に周知する。

(b) 常にラジオ、テレビ等に注意し、気象等予報、警報、河川洪水予報及び土砂災害警戒情報の発表を知ったときは、関係機関と密接な連携をとり、事後の情報の把握に努める。

(c) 河川洪水予報及び土砂災害警戒情報等の緊急性の高い警報等の通知を受けた場合は、避難指示等の発令に利用するものとする。

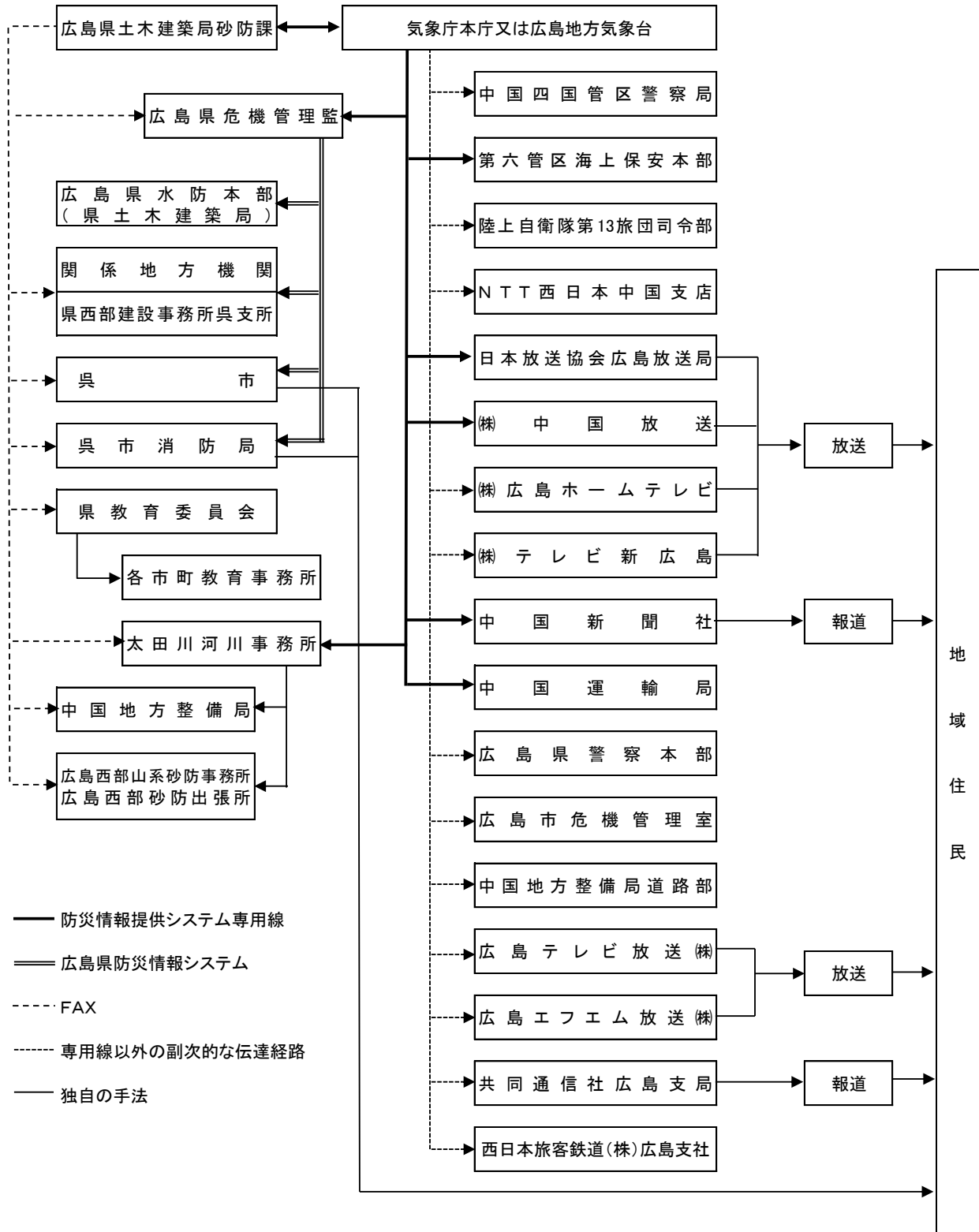
ウ 水防法第 11 条第 1 項及び気象業務法第 14 条の 2 第 3 項の規定により、広島県西部建設事務所呉支所と広島地方気象台が共同して発表する黒瀬川水系洪水予報の伝達経路



(注) 広島地方気象台からの伝達経路には気象庁本庁からの伝達経路も含む。

エ 土砂災害防止法第 27 条及び気象業務法第 11 条の規定により，広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同して発表する土砂災害警戒情報の伝達経路

広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同して発表する土砂災害警戒情報は，次の経路により伝達する。

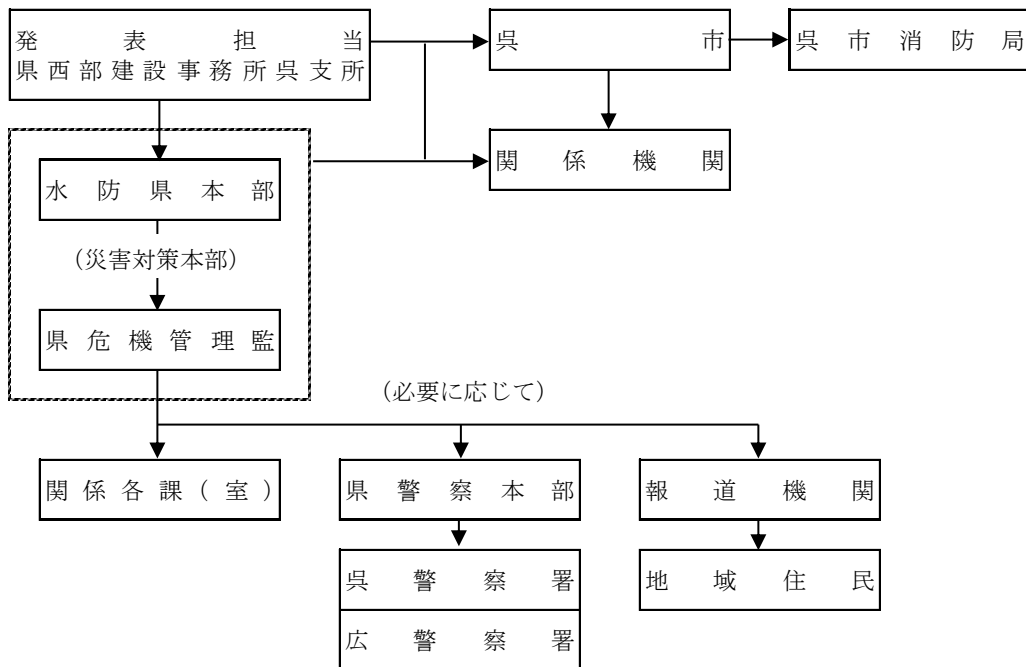


(2) 水防警報の伝達

ア 発表責任者

発表担当者	河川名等	法令名	摘要
知事	黒瀬川水系 黒瀬川の一部	水防法第16条第1項	河川を管理する県西部建設事務所呉支所が発表する。
	呉市海岸 旧呉市, 旧川尻町, 旧蒲刈町, 旧下蒲刈町, 釣士田港北端～ 大迫港南端北回り, 釣士田港 北端～大迫港南端南回り, 旧 豊浜町, 旧豊町, 旧安浦町の 各沿岸部	同上	海岸を管理する県西部建設事務所呉支所が発表する。

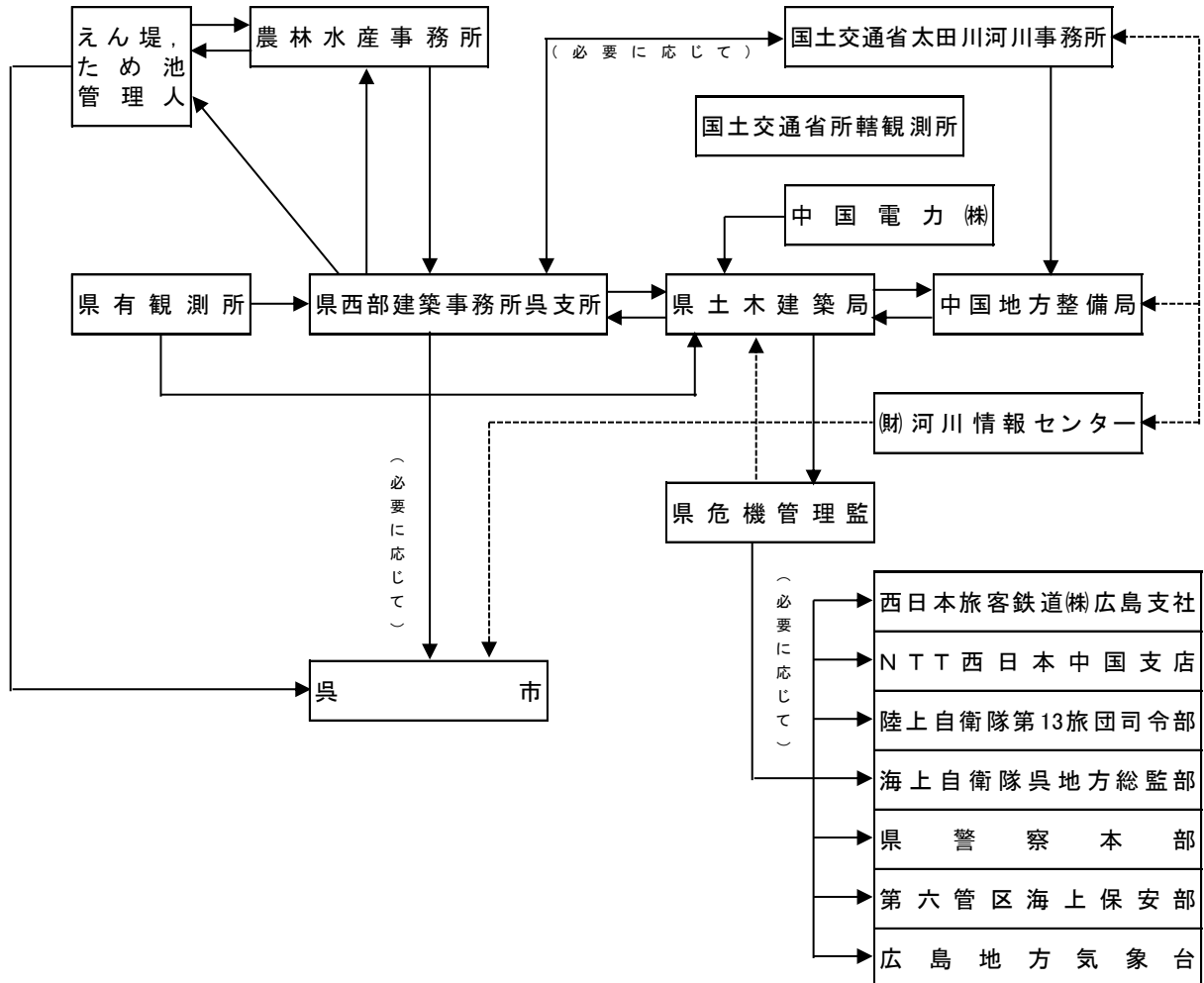
イ 伝達経路



※ 県が災害対策本部を設置した場合、「県危機管理監」及び「県地方機関」は、それぞれ「災害対策本部」及び「災害対策支部」と読み替える。

(3) 県の設置している水位、潮位観測所による水位等の通報

水防管理者又は量水標管理者は、水防活動用気象等の予報の伝達を受けた場合に知事の定める通報水位を超えるとき、あるいは洪水又は高潮のおそれがあることを知ったときは、水防計画に定めるところにより、本市に通報する。

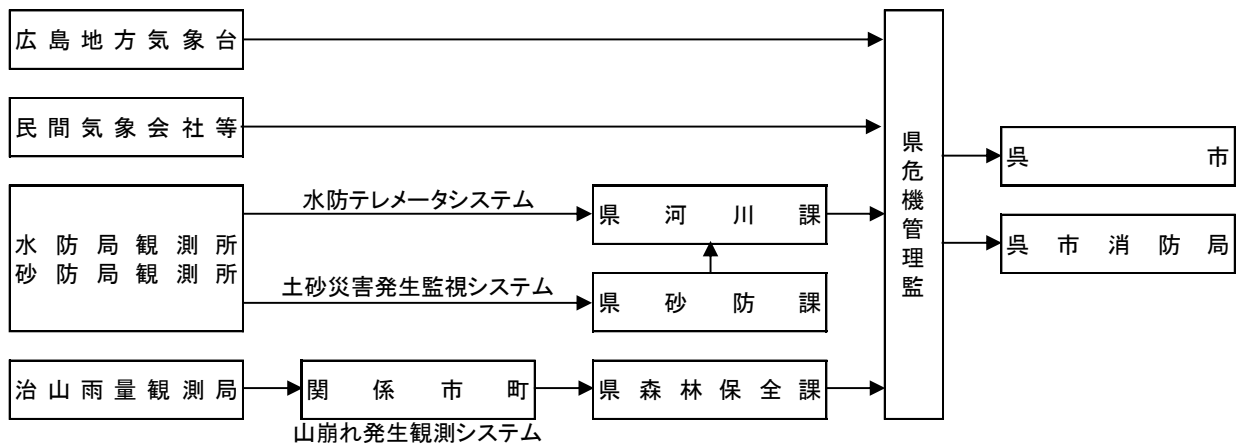


(注)

- ① 県が災害対策本部を設置した場合は、「県危機管理監」を「県災害対策本部」とし、「県西部建設事務所呉支所」を「県災害対策支部」と読み替える。
- ② 県が水防本部を設置した場合は、「県土木建築局」を「県水防本部」と読み替える。
- ③ 破線は財河川情報センター端末機による情報入手。

(4) 広島県防災情報システムによる気象情報等の収集

市は、県から広島県防災情報システムにより送られてくる各観測施設等の気象情報等を入手し、災害対応に役立てる。



(5) 異常現象又は突発的災害の発生に対する措置

災害が発生するおそれのある異常な現象又は突発的災害が発生した場合における情報の伝達は、次のとおりとする。(災害対策基本法第54条, 消防法第24条, 水難救助法第2条)

発見者のとるべき措置	災害が発生するおそれがある異常な現象又は災害の発生を発見した者は、直ちに市, 消防局, 消防団又は警察署, 交番等のいずれかに通報しなければならない。
通報を受けた者のとるべき措置	発見者から通報を受けた消防吏員, 消防団員等は速やかにその旨を市に連絡するとともに、地区内の住民への周知及び関係機関相互の連絡を図る。

3 被害情報等の収集及び伝達

(1) 災害通信計画

災害発生の情報収集は、住民からの通報、各対策部による情報収集が主なものとなるが、そのために、公衆電気通信施設、専用電話施設及び無線通信施設などの非常通信を確保し、有効かつ総合的な運用を図るものとする。

ア 重要通信の使用

防災関係機関については、通信の利用制限（規制）の対象としない「災害時優先電話」等の承認を受けておくものとする。

また、「災害時優先電話」等に変更があった場合は、速やかにNTT西日本に変更を申込み、承認を受けておくものとする。

区分	申込みダイヤル番号	応答先
災害時優先電話	「116」	116センター
非常電報・緊急電報	「115」	電報センター

イ 非常通信の利用

(7) 特設公衆電話（無償）の設置及び使用の連絡

避難場所等において、災害救助法等の適用時に使用する特設公衆電話を設置するよう努める。

また、災害救助法等適用時に避難場所等に設置している特設公衆電話を使用する場合には、NTT西日本に承諾を得るものとする。

要請先	応答先
082-511-1377	NTT西日本中国支店災害対策室

(4) 臨時電話（有償）の申込み

30日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有償）をいう。

区分	申込みダイヤル番号	応答先
臨時電話等	「116」	116センター

※一般の電話申込みもこの番号

(7) 臨時携帯電話（有償）の申込み先（NTTドコモ）

臨時携帯電話の申込み先	電話番号
(株)ドコモCSモバイルレンタルセンター	0120-680-100

(エ) 発災後、直ちに庁内、庁外有線通信施設の異常の有無を確認するものとする。

(オ) 公衆電気通信施設が、通信網の切断、電話の輻輳等により使用が困難となった場合は、応急対策責任者と協力し、臨時電話の増設により公衆電気通信施設の早期復旧に努めるものとする。

ウ 無線通信の使用

(7) 有線通信系統が途絶した場合は、携帯電話、携帯無線、防災行政無線、アマチュア無線等の無線通信施設を活用するものとする。

(イ) 無線施設は、有線通信系統が途絶した場合は、唯一の通信手段となるので、その機能の維持及び応急復旧については特に重点を置くものとする。

(ウ) 呉市役所に次のアマチュア無線局を開局し、他のアマチュア無線局の協力を得て情報収集に努めるものとする。

呉市役所ハムクラブ	コールサイン	設置場所
	JA4YOF	呉市中央4丁目1-6 9階

エ 防災関係機関の報告及び連絡

災害応急対策実施責任者は、市の区域内における所管施設に関する被害状況、災害に対して既に執った措置、災害に対して今後執ろうとする措置その他必要事項について本部事務局に連絡するものとする。

本部事務局は、災害情報の連絡を受けた場合で対策を要するものについては、関係各班又は災害応急対策責任者に通報し、応急対策を依頼するものとする。

(2) 被害の調査・報告

ア 調査対象

被害の調査に当たっては、人的被害の状況（行方不明者の数も含む。）、建築物等（家屋、土地及びこれら以外の物）の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

イ 調査実施

(ア) 被害調査は、原則として市において行う。ただし、被害の調査に技術を要する場合、被害が激甚で市において調査不能な場合は、県等に応援を求める。

(イ) 被害調査は、財務対策部を担当部局とし、各対策部は、自らの分掌事務に係る被害状況の調査を実施し、呉市防災情報システム等により被害状況を逐次、災害警戒本部又は災害対策本部の事務局へ報告する。

ウ 調査の実施時期等

(ア) 災害の発生についての通報を受けた場合、直ちに応急対策実施上の基礎となるため、できる限り短時間にその概況を調査する。ただし、短時間に詳細を調査することが可能である場合はこの限りでない。

(イ) 災害発生後の状況に変化がある場合は、諸対策の準備、変更等に重大な影響を及ぼすため、状況の変動に従って、可能な限りその都度調査を行う。

(ウ) 災害が終了し、その被害が確定していないものや新たに被害の通報を受けた場合は、調査を行う。

(エ) 被害調査は、応急措置、災害復旧計画等の基礎となるものであり、また、復旧費の費用負担に影響を与えるものであるため、正確を期す。

エ 報告

(ア) 警戒本部設置時の報告

a 警戒本部への報告

部局等の長は、把握した次の情報を呉市防災情報システム等により迅速に危機管理課長に報告する。

- (a) 災害の原因
- (b) 災害が発生した日時
- (c) 災害が発生した場所及び地域
- (d) 被害状況（人的被害の状況（行方不明者の数も含む。）、建築物等（家屋、土地及びこれら以外の物）等）
- (e) 災害に対して既に行った措置
- (f) その他必要な事項

b 県への通報

部局等の長は、必要に応じ県の関係課及び出先機関へ必要事項を遅滞なく連絡するものとする。

(イ) 災害対策本部設置時の報告

a 災害対策本部への報告

各対策部は、災害が発生した時から当該災害に関する応急対策が完了するまで、警戒本部設置時の報告事項と併せ、呉市防災情報システム等により把握した範囲内で次の事項を迅速に本部長に報告するものとする。

- (a) 応援措置の状況
- (b) 現地活動の問題点
- (c) 災害に対して今後採ろうとする措置
- (d) その他必要な事項

災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、各対策部から寄せられる情報の取りまとめ、各対策部への必要な指示、その他必要な事項を行うものとする。

b 県への報告及び通報

災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、市は災害対策基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害情報報告を行う。市からの報告は、原則として、広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）を利用して行う。

また、市は、災害発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。ただし、県に報告できない場合にあっては、直接内閣総理大臣（消防庁経由）へ報告するものとする。なお、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合、市は県へ連絡するとともに直接消防庁へも連絡する。

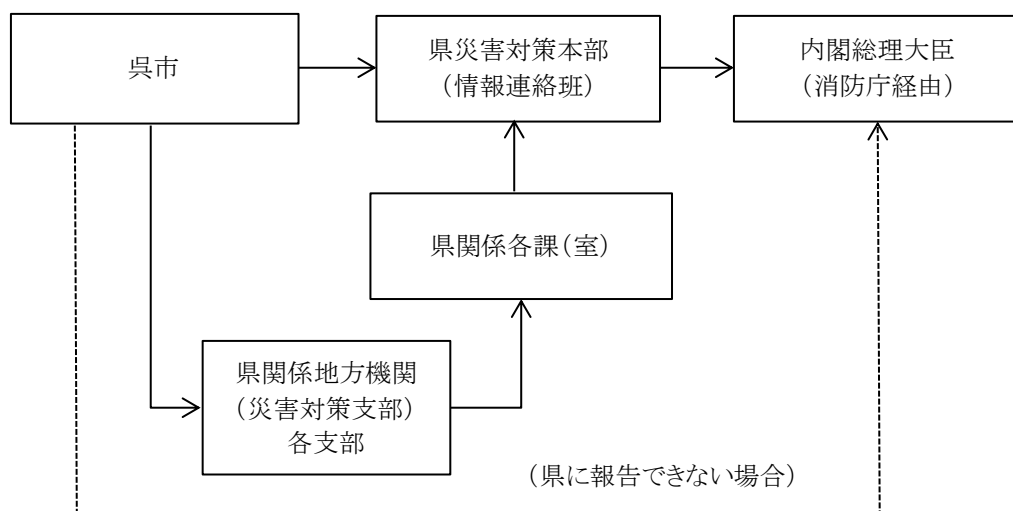
市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

(a) 災害発生報告

災害応急対策実施のため、災害対策基本法第53条第1項の規定により行う報告で、災害発生状況の迅速な把握を主眼とする。

① 伝達経路

災害発生時の報告及び通報は、次の経路で行う。



※ 災害対策本部が設置されていない場合は、「県災害対策本部」は「県危機管理監」と読み替える。

【総務省消防庁】

		平日 (9:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電話	77-048-500-90-49013	77-048-500-90-49101~49103
	FAX	77-048-500-90-49033	77-048-500-90-49036

【総務省消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報告先		消防庁災害対策本部情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)	
NTT回線	電話	03-5253-7510	
	FAX	03-5253-7553	
地域衛星通信 ネットワーク	電話	77-048-500-90-49175	
	FAX	77-048-500-90-49036	

② 災害発生報告の様式

災害発生報告は、報告の迅速かつ的確を期すため、所定の様式により行う。

※ 報告の様式及び用語の定義については、「資料編」参照

③ 消防機関への通報が殺到した場合の報告

災害により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市は、直ちに消防庁及び県に対し報告する。この場合、即報の迅速性を確保するため、市消防局から直接、電話、ファクシミリ等最も迅速な方法で報告するものとする。

④ 県に報告することができない場合の災害発生時の報告

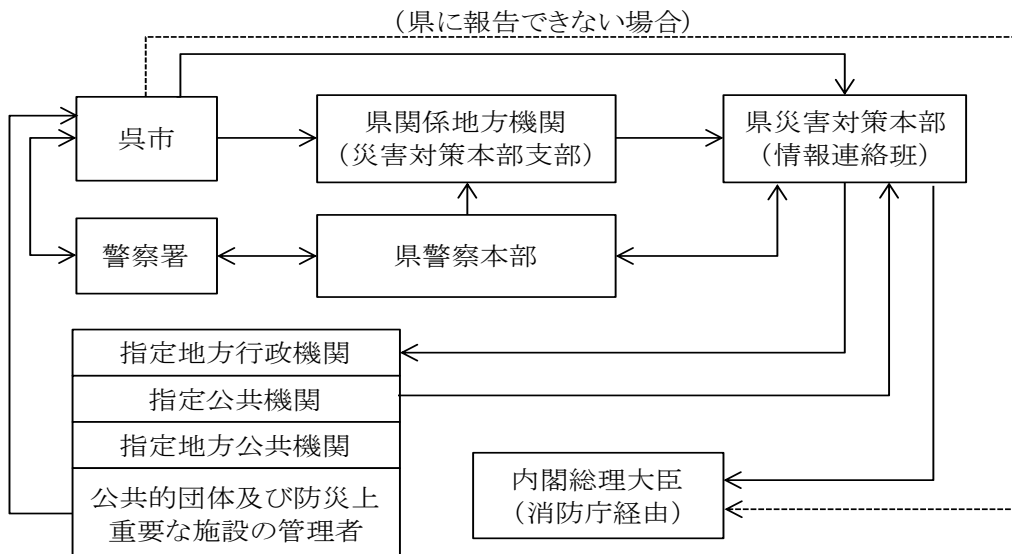
市が県に報告ができない場合の災害発生時の報告先は、内閣総理大臣（消防庁経由）とする。なお、県と連絡が取れるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

(b) 被害状況の報告及び通報

応急対策の実施及び災害復旧のため、関係法令等の規定により行う報告及び通報で、応急対策の実施及び復旧の措置を講ずるために必要な被害状況を把握することを主眼とする。

① 伝達経路

被害情報報告及び通報は、次の経路により行う。



※ 災害対策本部が設置されていない場合は、「県災害対策本部」は「県危機管理監」と読み替える。

② 被害状況の報告等

市は、人的被害の状況（行方不明者の数も含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

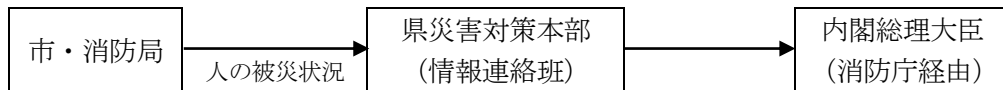
また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

③ 人の被害についての即報

市及び消防局が、災害による人の被害について情報を入手した場合は、広島県防災情報システム等を利用して、速やかに県災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は県危機管理監）に伝達するものとする。

人的被害の数（死者・行方不明者数）については、県が一元的に集約、調整を行うことから、市は関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行うものとする。

また、市は、県が人的被害の数について広報を行う際には、密接に連携し、県が実施する安否不明者の氏名等の公表後の安否情報の収集・精査に協力することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。



第3 住民等の避難誘導に関する計画

土砂災害等の災害や二次災害から住民の生命、身体等の安全を確保するための避難対策は、市が中心となつて行う応急対策の中でも最も重要な計画である。

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）の伝達や避難誘導は、防災関係機関、自主防災組織等を通じて迅速・的確に行わなければならない。

避難誘導に当たっては、高齢者・障害者等の要配慮者の安全避難に留意するとともに、災害の状況に応じて、避難場所等を利用した多段階避難を行うことも検討する。なお、観光地・大型店舗等において、施設の被災、交通機関の途絶等により多数の要避難者が発生することが予想されるため、適切な避難指示等の伝達、避難誘導を実施するよう心がける。

1 要避難状況の早期把握・判断

(1) 要避難状況の把握活動の早期実施

ア 人的被害の発生するおそれが高まり、要配慮者が避難行動を開始しなければならない段階には、避難所等への避難行動を開始し、それ以外の者は家族等の連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始するための高齢者等避難を発令する。

イ 避難措置実施者は、災害の危険がある場合に時期を失しないよう、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する等の措置を行う。この場合、必要に応じて警察官、海上保安官、自衛官、知事等の協力を求め、常に適切な避難措置を講じるものとする。

(2) 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きくなるため、被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

ア 河川災害からの避難

(7) 堤防の決壊、河川の出水による浸水等の被害が生じた場合、当該地域の住民が適切に避難できるよう、消防対策部と連携して警報発表以降、警戒活動に着手し、地域の状況を的確に把握の上、避難指示等の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

(イ) 特に内水氾濫による浸水が予想される地域においては、基準雨量・水位に達していない場合であっても浸水被害の発生する危険性が高いため、注意喚起を早期に実施する。

イ 土砂災害からの避難

警戒活動により急傾斜地危険箇所、土石流危険渓流及び土砂災害警戒区域等、土砂災害の危険性の高い地域等の状況を把握し、地域の実情に応じて避難の必要性を判断し、混乱防止措置と合わせて必要な対策を講じる。この場合、降雨量等の情報を当該住民に広報し、避難のための準備について注意喚起を行う。

2 避難指示等の実施

(1) 避難指示等の実施責任者及び時期

市長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難指示等の発令を行う。なお、孤立した地区については、人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づき自立可能性を判断し、避難指示等を行う。

避難指示等の実施責任者及びその時期については、次のとおりとする。

【高齢者等避難の発令権者及び時期】

発令者	関係法令等	対象となる災害の内容 (要件・時期)	対象	内容	とるべき措置
市長	災害対策基本法第56条	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まったとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所へ避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） これら以外の者は、家族等の連絡、非常持ち出し品の用意等、避難準備を開始	知事に報告（窓口：県危機管理監）

【避難指示・緊急安全確保の発令権者及び時期】

指示権者	関係法令等	対象となる災害の内容 (要件・時期)	対象	内容	とるべき措置
市長	災害対策基本法第60条第1項、第3項	全災害 ・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき。 ・急を要すると認めるとき。	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	立退きの指示、立退き先の指示、緊急安全確保を指示	知事に報告（窓口：県危機管理監）
知事（委任を受けた吏員）	災害対策基本法第60条第6項	災害が発生した場合において、当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合。	同上	同上	事務代行の公示
警察官	災害対策基本法第61条	全災害 市長が避難のための立退きを指示することができないと警察官が認めるとき又は市長から要求があったとき。	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	立退きの指示	市長に通知（市長は知事に通知）

指示権者	関係法令等	対象となる災害の内容 (要件・時期)	対 象	内 容	とるべき措置
警察官	警察官職務 執行法第4 条	人の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある災害時に特に緊急を要する場合。	危害を受けるおそれのある者	避難の措置(特に緊急を要する場合)	
海上保安官	災害対策基 本法 第61条	全災害 市長が避難のための立退きを指示することができないと海上保安官が認めるとき又は市長から要求があったとき。	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	立退きの指示	市長に通知(市長は知事に通知)
自衛官	自衛隊法 第94条	危険な事態がある場合において、特に緊急を要する場合。	危害を受けるおそれのある者	避難について必要な措置(警察官がその場にいらない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る)	警察官職務執行法第4条の規程の準用
知事(その命を受けた県職員)	地すべり等 防止法 第25条	地すべりによる災害・著しい危険が切迫していると認められるとき。	必要と認める区域の居住者	立ち退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に通知
知事(その命を受けた県職員)、水防管理者	水防法 第29条	洪水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき。	同上	同上	同上

(2) 避難指示等の基準

避難指示等の基準は、「呉市避難情報の発令・伝達マニュアル」による。

(3) 市の実施する避難措置

ア 避難者に周知すべき事項

市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要と認める地域の居住者・滞在者等に対して避難措置を実施する。なお、避難指示等を行う場合は、次の事項を明らかにして必要と認める地域の居住者・滞在者等に周知する。

- | |
|---|
| (ア) 避難対象地域（地区名等）
(イ) 避難の理由（危険の状況）
(ウ) 避難先
(エ) 避難経路
(オ) その他必要な事項 |
|---|

また、市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難することによりかえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者・滞在者等に対して、屋内にとどまる（建物の上階への「垂直移動」を含む。）ことを指示することができるものとする。

イ 避難対策の助言・通報・報告等

- (ア) 市長は、避難指示等をしようとする場合において、必要があると認められるときは、国又は県に対して助言を求めるものとする。
- (イ) 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官・海上保安官等のほか、避難所の施設管理者にあらかじめ必要な事項を通報する。
- (ウ) 避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県（危機管理監，県災害対策本部設置時は本部情報連絡班）に報告する。
- (エ) 避難の必要がなくなったときは、必要と認める地域の居住者・滞在者等に周知するとともに、県に報告しなければならない。

(4) 病院、社会福祉施設等における避難措置

当該施設の管理者は、入院患者、来診者、入所者等が要配慮者であることを考慮し、入院患者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の避難対策を実施する。

市は、当該施設において適切な避難措置が行われるよう、必要な要請・協力をを行う。

ア 避難体制の確立

- (ア) あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員等の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難対策を実施する。
- (イ) 特に休日、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、福祉保健部又は消防機関への通報連絡や入院患者等の避難誘導體制に十分配慮した避難体制を確立する。
- (ウ) 市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、入院患者等の早期避難のための協力体制を確立する。

イ 緊急連絡体制の確立

災害に備え整備されている非常通報装置等や緊急時における情報伝達手段を活用し、施設相互間や市と施設間等の緊急連絡体制を確立する。

(5) 駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設等における避難措置

当該施設の管理者は、避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の避難対策を実施する。市は、当該施設において適切な避難措置が行われるよう、必要な要請・協力をを行う。

ア 避難体制の確立

- (ア) あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員等の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、館内放送設備、ハンドマイク等を活用し、迅速かつ的確な避難対策を実施する。
- (イ) 特に休日、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関への通報連絡や人間の行動、心理の特性に配慮した安全な避難誘導を行う。

イ 緊急連絡体制の確立

施設管理者は、消防機関等への緊急通報体制、本社や必要な関係機関等に対する緊急連絡体制を確立する。

(6) 車両等の乗客の避難措置

ア 公共交通機関の車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により実施する。

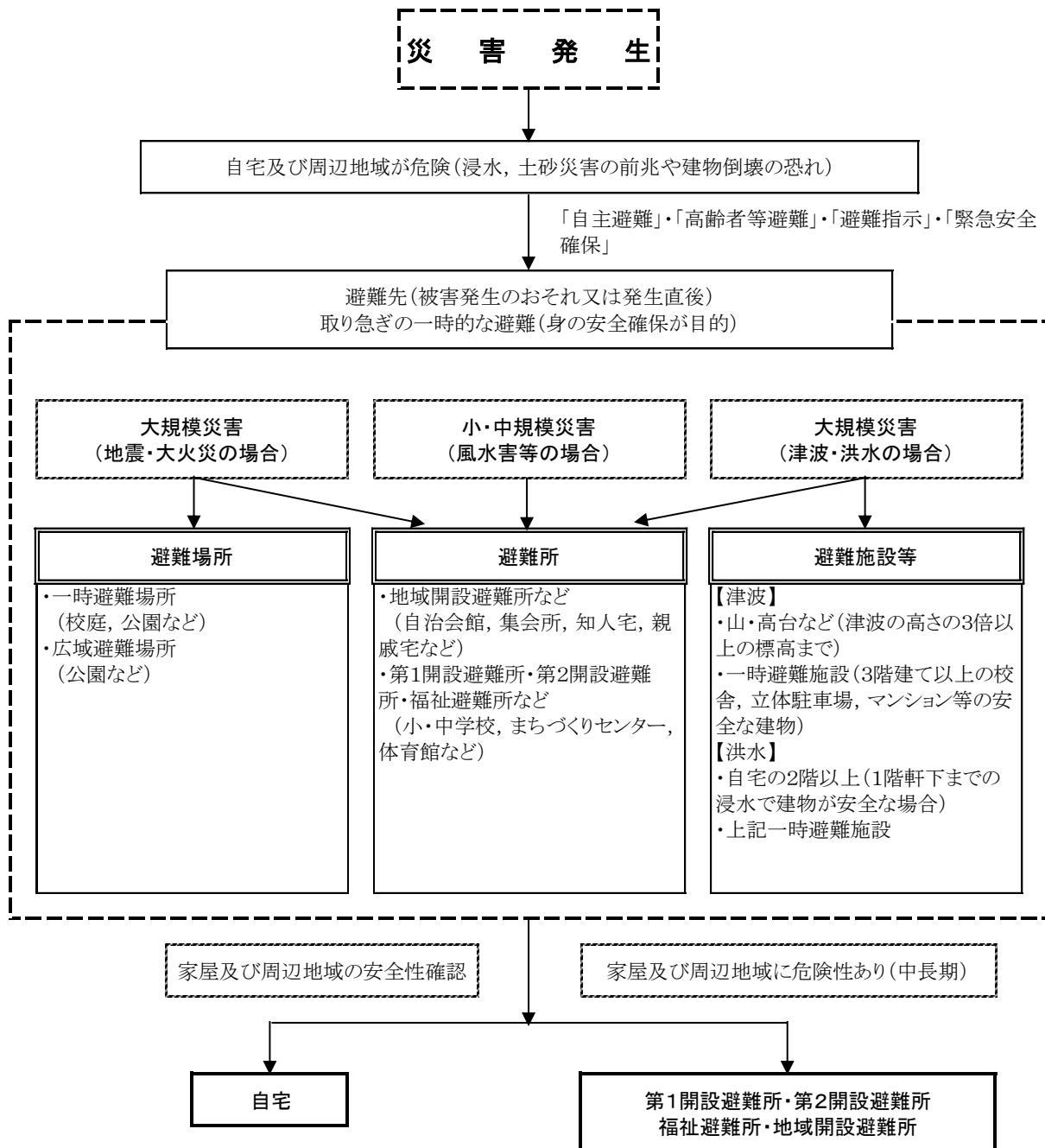
イ 天災その他の理由により輸送の安全を確保できない場合、当該車両等の乗務員は、市に対して速やかに避難措置等について必要な協力の要請を行う。

(7) 学校・教育施設等における避難措置

教育委員会・教育施設管理者等において別に定める。

【避難の流れイメージ図】

(震災を含む。)



3 避難指示等の伝達

(1) 避難指示等の伝達

市長は、避難誘導が必要と認められる場合には、危険区域の住民に速やかに伝達を行う。伝達の方法は、次のとおりとする。

広報車による伝達	市の広報車等により関係地区を巡回して伝達する。
個別巡回による伝達	市職員、警察官、消防団員、自主防災組織等により関係地区を巡回し、ハンドマイクなどを使用して口頭により伝達する。 なお、必要があるときは、各家庭を個別訪問して伝達する。
自治会への伝達	確実に情報伝達を行うために、関係する自治会等に避難の指示に関する情報を電話・FAX等により伝達し、住民への周知を要請する。
テレビ・ラジオ等による伝達	テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話（登録制メール・緊急速報メール等）等により、避難情報等の伝達を行う。
無線通信・有線通信設備等の活用	防災行政無線及び有線放送を活用して伝達する。
信号等による伝達	高齢者等避難 サイレン(約5秒間)→休止(約6秒間)→サイレン(約5秒間)→休止(約6秒間)→サイレン(約5秒間) ※放送後サイレンが3回鳴ります
	避難指示 サイレン(約1分間)→休止(5秒間)→サイレン(約1分間) ※放送後サイレンが2回鳴ります

(2) 関係機関への報告・情報提供

ア 避難指示等を行った場合

災害対策基本法第60条第4項の規定により、次の要領に基づき知事に報告する。

(ア) 提出先

県危機管理監（県が災害対策本部を設置した場合は本部情報連絡班）に報告する。

(イ) 報告方法

総合行政通信網（ファクシミリを含む。）又は有線電話とする。

また、広島県防災情報システムに避難状況を入力すること。

(ウ) 報告事項

a 指示した場合、その理由、地区名、対象戸数、人員数、指示した立退き先、日時
b 避難の必要がなくなった場合、その理由、日時

イ 避難所を開設した場合

被災者を入所させる避難所を開設した場合、次の要領により知事に報告する。

(ア) 提出先

前アに同じ。

(イ) 報告方法

開設後、直ちに総合行政通信網（ファクシミリを含む。）又は有線電話で行う。

また、広島県防災情報システムに避難所状況を入力すること。

(ウ) 報告事項

避難所開設日時、場所、箇所数、収容人員、開設期間の見込み及びその他必要と認められる事項。

(3) 要配慮者への配慮

高齢者、障害者、乳幼児、傷病者、妊産婦、外国籍住民等の要配慮者への伝達には特に配慮し、各種伝達手段・機器を活用するほか、地域住民の協力等により確実に伝達するよう努めるものとする。

(4) 洪水・高潮の浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内等にある要配慮者関連施設の利用者への避難指示等の伝達方法

土砂災害により要配慮者が利用する施設への避難指示等の伝達方法は、本節第3「3 避難指示等の伝達」に定めるところによる。

(5) ペットとの同行避難が難しい方の避難措置

市は、ペットとの同行避難が難しい方が避難を躊躇し被災することを防ぐため、避難所でのペットの受入れが難しい場合に、動物病院等の一時預かり先について、県に關係機関との調整を要請する。

4 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定権者

ア 原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法に基づき、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法に基づき、それぞれ実施する。

イ 市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、知事に対し災害対策基本法第 63 条第 1 項に定める応急措置の全部又は一部の代行を要請する（災害対策基本法第 73 条第 1 項）。なお、警戒区域の設定権者は、次のとおりとする。

実施責任者	措置する場合	措置の内容	關係法令等
消防吏員 消防団員	火災の現場で消防警戒区域を設定した場合。	区域からの退去を命令。	消防法 第 28 条第 1 項
警察官	同上的場合 消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき。	同上	消防法 第 28 条第 2 項
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	水防上緊急の必要があるため、警戒区域を設定した場合。	同上	水防法 第 21 条第 1 項
警察官	同上的場合 消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき。	同上	水防法 第 21 条第 2 項
知事、その命を受けた県職員、水防管理者（市長）	洪水、高潮の氾濫により著しい危険が切迫したとき。	必要と認める区域の居住者に立退きを指示。	水防法 第 29 条
警察官	人の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある災害時に特に緊急を要する場合。	關係者に警告を発する。 危害を受けるおそれのある者を避難させる。	警察官職務執行法 第 4 条
自衛官	災害派遣を命ぜられた自衛官は警察官がその場にいないとき、警察官職務執行法第 4 条並びに第 6 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定を準用する場合。	同上	自衛隊法 第 94 条

(2) 警戒区域（災害対策基本法第 63 条関係）の設定

ア 実施に当たっての基準

- (ア) 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定する。
- (イ) 警察官若しくは海上保安官は、市長（権限の委任を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長から要求があったときは、警戒区域を設定する。
- (ウ) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他その職権を行うことができる者、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。

イ 実施方法

- (ア) 市長等が警戒区域を設定したときは、警戒区域内への立ち入りの制限・禁止及び当該区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には法令の定めるところにより罰則を適用できる。
- (イ) 警察官又は自衛官が、市長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

ウ 避難所への受入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民がある場合は、市長は必要に応じて避難所を開設してこれらの受入れを行う。

5 避難の誘導等

(1) 避難誘導の実施

災害時に土砂災害、洪水、高潮、津波等が予想され、地域に避難の指示をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、警察機関、消防団、自主防災組織等の協力を得て、次のような方法で避難の誘導體制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施する。

避難誘導體制の確立	<p>ア 避難場所や避難所が比較的遠距離であり避難に危険が伴う場合等は、集合場所、誘導責任者（自主防災組織や消防団員等から選ぶ）を定め、警察機関等の協力を得て自動車・船舶等を活用し、早急に集団避難できるよう努める。</p> <p>イ 緊急を要する避難の実施に当たっては、警察機関等の協力を得て、誘導責任者・誘導員が十分な連絡の下に強い意志をもって誘導に当たり、住民及び群衆が混乱に陥らず、安全に避難できるよう努める。</p>
避難経路	<p>ア 避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めておいた避難場所や避難所への避難経路の周知・徹底を図るよう努める。</p> <p>イ 災害時に避難経路を選択するに当たっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊等のおそれのある危険箇所を避ける。</p>
避難順位	<p>ア 避難誘導は原則として高齢者や障害者等の要配慮者を優先して行う。</p> <p>イ 浸水や斜面崩壊等の災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先する。</p>
携帯品の制限	<p>ア 携帯品は、必要最小限の飲料水、食料、衣料、日用品、医薬品、貴重品とする。</p> <p>イ 避難が長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立つため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、避難所の距離、地形等により決定しなければならない。</p>
危険防止措置	<p>ア 避難所の開設に当たっては、市避難所配置職員等は避難場所の管理者等の協力を得て、二次被害のおそれがないかどうかを確認する。</p> <p>イ 避難経路の危険箇所には、標識、警戒ロープ等の設置や誘導員の配置を行う。</p> <p>ウ 避難者の携行品は、最小限の物にして行動の自由を確保し、夜間にあつては、特に誘導員を配置し、避難者はその誘導に従うようにする。</p>
避難者の移送	<p>ア 被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた避難所が使用できない場合、あるいは避難所の受入れ可能人員を超えた場合には、県、警察機関及び隣接市町等の協力を得て、避難者を他地区に移送する。</p> <p>イ 避難者を他地区へ移送等する場合、必要と認める場合には、県に対し、関係機関への応援要請を行うよう協力依頼する。</p>

(2) 自主避難の実施

災害発生の危険性を感じた場合や自ら危険だと判断した場合においては、隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう、住民に対し呼びかけを行う。なお、自主避難の呼びかけの際には、上記以外に次の点に留意して行うものとする。

自主避難の避難所	<p>ア 自主避難する者は、親戚宅、知人宅の他、地域開設避難所に避難するよう努めるものとする。この際、避難先の安全性が確認できない場合は、危機管理課に問い合わせること。</p> <p>イ 各部局において住民から避難所への自主避難の申し出を受けたときは、危機管理課と協議し、災害の状況（気象条件等）、緊急性、避難者数、職員配置等を勘案し、適切な避難所を開設し、原則として受入れを行う。</p>
携行品	<p>避難所への自主避難に際しては、身の回り品、防寒具、当面の食料等を持参するよう要請する。可能であれば、寝具等の持参も要請する。</p>
自主防災組織、自治会等の協力	<p>避難所へ安全に避難できないと判断される場合は、自主防災組織、自治会等に対し移送を要請する。</p>

(3) その他避難誘導に当たっての留意事項

避難誘導の実施に当たって、その他の留意事項は次のとおりとする。

要配慮者の事前の避難誘導・移送	<p>(1) 地域に居住する要配慮者については、事前に把握された居住実態や傷病の程度等に応じた避難誘導を行う。</p> <p>(2) 自力で避難できない要配慮者に対しては、自主防災組織、自治会、その他団体等の協力を得るなどにより地域ぐるみで安全の確保を図る。</p> <p>(3) 状況によっては、市が車両、船艇等を手配し、福祉避難所等に事前に移送する措置をとる。</p>
避難が遅れた者の救出等	<p>避難が遅れた者を市において救出できない場合は、直ちに県又は関係機関に応援を要請し、救出と避難所への受入れを図る。</p>

(空 白)

第3節 広域相互応援・災害派遣・協力要請計画（ヘリコプターの災害応急対策を含む）

大規模災害が発生し、その被害が広範囲に拡大して市や防災関係機関単独では対処することが困難な場合、国の機関、県、被災していない他の市町村及び民間等の協力を得て災害対策を行う。

第1 広域相互応援計画

1 災害情報・被害情報の収集・分析

災害対策本部は、把握した災害状況、被害状況、各班の応急対策等の情報収集・分析を行い、広域応援の必要性の有無及び応援要請先について検討を行う。なお、応援要請に当たっては、次の事項を要請先に示して行う。

- | |
|----------------|
| (1) 応援を必要とする理由 |
| (2) 作業内容 |
| (3) 従事期間 |
| (4) 従事場所 |
| (5) 人員 |
| (6) 集合場所 |
| (7) その他参考となる事項 |

2 市における相互応援協力

(1) 市町村相互の応援協力及び県外への応援要請

ア 災害が発生した場合、県及び県内の隣接市町との間で応急措置の実施について「災害時の相互応援に関する協定書」に基づき応援要請を行う。

※ 災害時の相互応援に関する協定書及び応援要請の際の連絡先については、「資料編」参照

【応援要請上の留意事項】

応援種類	(ア) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の提供 (イ) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資器材の提供 (ロ) 救援活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資器材の提供 (ハ) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の人的応援 (ニ) 被災者を一時収容するための施設の提供 (ホ) その他特に要請のあった事項
応援要請の 手続き等	応援を受けようとする場合は、原則として次のことを明らかにして、県又は市町の連絡担当部局を通じて、電話、ファクシミリ等により要請し、後日速やかに文書を提出する。 (ア) 災害の状況 (イ) 物資等の品名、数量等 (ロ) 職種別人員 (ハ) 収容を要する被災者の状況及び人数 (ニ) 応援を必要とする区域並びに受入地点及び受入地点への経路 (ホ) 応援を必要とする期間 (ヘ) その他必要な事項

イ 被害が大規模となり、応援が必要と判断される場合、隣接市町村以外の市町の応援について県に対して応援要請又は県内市町の応援の調整を要請する。

また、県への依頼又は協定等に基づき、他県又は他県の市町村、防災関係機関等に応援を要請する。

※ 災害時の相互応援に関する協定書については、「資料編」参照

(2) 防災関係機関相互の協力

県、指定地方公共機関等の出先機関、市域を活動領域とする公共的団体及び民間団体等は、次のとおり相互に協力又は支援を行う。

- ア 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの災害応急対策の実施に支障のない限り、協力又は支援を行う。
- イ 各機関の協力業務の内容は、共通編総則「第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に定める範囲とする。
- ウ 各機関相互の協力が円滑にできるよう、事前に協議を行っておく。
- エ 各防災関係機関は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ他の関係機関と相互応援に関する協定などを締結し、平常時から担当部署の指定、体制の整備等に努める。
- オ 防災関係機関が災害応急対策を実施する際に、各機関が県外からの必要な応援要員等を派遣する場合、市長は、これらの要員や資器材のための宿泊施設、駐車場等について、各機関の要請に応じて可能な限り、準備、あつせんする。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(3) 自衛隊、海上保安庁への災害派遣要請

自衛隊への災害派遣要請、海上保安庁への応援協力要請については、次節以降に示す。

(4) 他機関への出動

ア 公共機関及び重要な施設の管理者等から職員、消防団等の出動要請があった場合は、市長は状況を判断し、必要があると認めるときは、職員、消防団員を出動させることができる。

イ 近隣市町からの応援要請については、「災害時の相互応援に関する協定書」（平成8年締結）に基づき、市長はやむを得ない事情がある場合を除き、これに応ずるものとする。

また、知事の指示に基づく近隣市町への応援出動についても、市長はやむを得ない事情がある場合を除き、これに応ずるものとする。

ウ 市は、職員派遣に備え、災害対応業務ごとに、あらかじめ派遣職員名簿を作成するなどして、速やかに応援職員を派遣できる体制を整備するものとする。

また、被災地に応援職員を派遣する場合、被災地域での居住・勤務経験や災害対応経験等を考慮した職員の派遣に努めるものとする。なお、被災地への応援職員派遣は、派遣元となる市職員の人材育成を通じた災害対応能力の向上につながることから、積極的な応援職員派遣に努めるものとする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

※ 災害時の相互応援に関する協定書については、「資料編」参照

3 消防における相互応援協力

(1) 県内消防本部の応援

ア 消防相互応援協定による応援要請

市長は、市の消防力で十分な活動が困難である場合は、あらかじめ結んだ相互応援協定に基づき、他の消防機関に対し応援要請を行う。

※ 災害時の相互応援に関する協定書及び応援要請の際の連絡先については、「資料編」参照

イ 知事による応援出動の指示

市長は、市の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して県内消防本部の応援出動の指示を要請する。

ウ 応援要請上の留意事項

(7) 要請の内容

応援要請に当たっては、次の事項を明らかにして行う。

要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状

況把握が困難である場合は、その旨を県に連絡し、被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- a 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）応援要請の理由
- b 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- c 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- d 市への進入経路及び結集場所（待機場所）
- e 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

(イ) 応援消防隊の受入体制

応援消防隊の円滑な受入れを図るため、消防局は次に示す体制を整える。

ただし、準備が困難な場合はその旨を連絡し、応援隊に係る支援隊の派遣について要請を行う。

- a 消防隊の誘導方法
- b 応援消防隊の人員、機材数、指導者等の確認
- c 応援消防隊に対する給食、仮眠施設等の手配

(2) 広島県防災ヘリコプター応援協定及び広島県内航空消防応援協定に基づく応援

ア 市長は、消防組織法第1条に規定する水火災、地震などの災害で航空機の特性を十分に発揮することができる災害が発生した場合には、広島県及び広島市との間において締結した広島県防災ヘリコプター応援協定及び広島県内航空消防応援協定に基づき、広島県知事又は広島市長に対し、次の活動について航空機の応援要請を行うものとする。

- (ア) 被災状況等の偵察、情報収集活動
- (イ) 救急・救助活動
- (ウ) 救援隊・医師等の人員輸送
- (エ) 救援物資・資器材等の搬送
- (オ) 林野火災における空中消火
- (カ) その他特にヘリコプターの活用が有効と認められる活動

※ 広島県防災ヘリコプター応援協定書及び広島県内航空消防応援協定書については、「資料編」参照

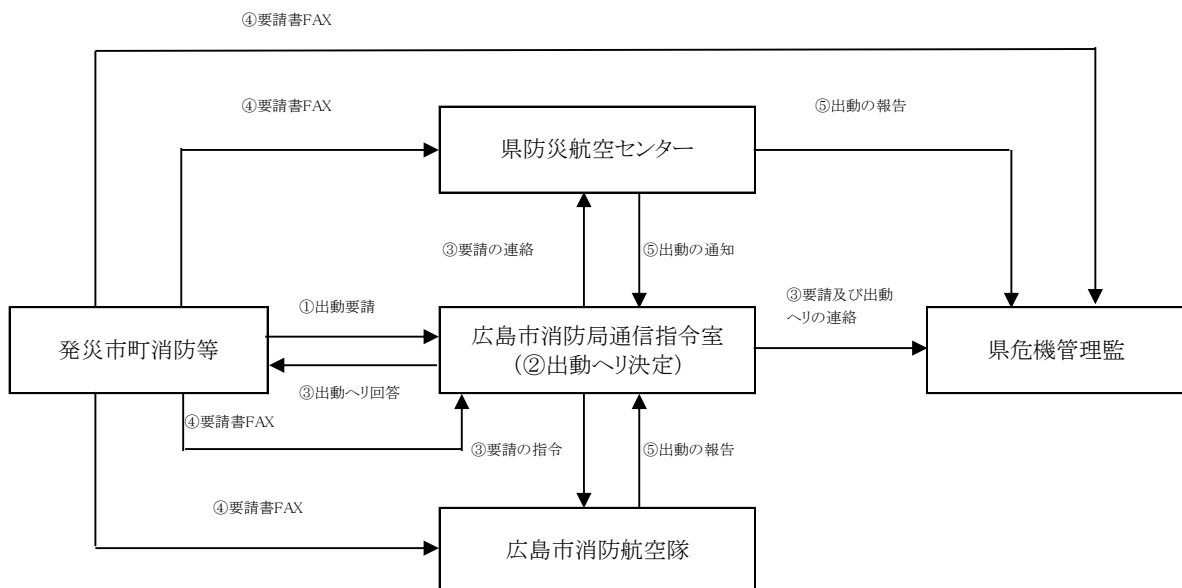
イ 活動拠点の確保

市長は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、関係機関と連携して災害拠点病院や防災活動の拠点となるその他の重要な施設に、ヘリコプター緊急離着陸場を計画的に整備する。

※ ヘリコプター緊急離着陸場については、「資料編」参照

ウ 要請方法

県及び広島市に対するヘリコプターの支援要請は次の図による。



(3) 大規模特殊災害時における広域航空消防応援協定に基づく応援

ア 消防長は、市域内において大規模特殊災害が発生し、県及び広島市のヘリコプターに加えて、他の都道府県又は市町村のヘリコプターの要請が必要となった場合には、消防組織法第44条の規定に基づき他の都道府県又は市町村に対し、ヘリコプターを要請する。

なお、ヘリコプターの要請を行うときは、県防災航空センターに調整を依頼する。

イ 対象とする大規模特殊災害

対象とする大規模特殊災害は、次のとおりである。

(ア) 大規模な地震、風水害等の自然災害
(イ) その他上記に掲げる災害に準ずる災害

ウ 要請手続き及び費用負担等

要請手続き及び費用負担等は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目」(昭和61年消防救第61号)に定めるところによる。

※ 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱・実施細目については、「資料編」参照

(4) 緊急消防援助隊による応援

ア 応援要請

(ア) 市長は、被害が甚大で、迅速な消火、救助、救急等を行うために、高度な資器材を要する場合等において必要と判断したときは、速やかに知事に緊急消防援助隊の応援要請を依頼する。この場合において、知事と連絡が取れないときは、消防庁長官に対して直接要請を行う。
(イ) 知事は、依頼又は自らの判断により消防庁長官に緊急消防援助隊の応援の要請を行う。
(ウ) 知事は要請に当たり、事前に消防局との間で事前調整を行うとともに、要請を行った場合は、速やかにその旨を市長及び消防局に報告する。
(エ) 知事は、消防庁長官から応援決定通知を受けたときは、速やかに市長及び消防局に連絡する。

※ 緊急消防援助隊受援計画については、「資料編」参照

イ 調整本部の設置

調整本部の組織及び業務内容は、次のとおりとする。

広島県	
調整本部の名称	広島県消防応援活動調整本部
設置場所	県災害対策本部
調整本部長	県危機管理監消防保安課長
調整本部員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県危機管理監の職員及び県防災航空隊職員 ・ 県内の代表消防機関又は代表消防機関代行 ・ 災害発生市町を管轄する消防本部の職員 ・ 広島県に派遣された指揮支援部隊長
調整本部の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況、県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。 ・ 被災地消防本部、消防団、県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。 ・ 緊急消防援助隊の県内での部隊移動に関すること。 ・ 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 県災害対策本部に設けられた航空運用調整班との活動調整に関すること。 ・ 県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。 ・ 災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。 ・ その他必要な事項に関すること。

ウ 指揮体制

呉 市	
指揮支援本部の名称	呉市担当緊急消防援助隊指揮支援本部
設置場所	呉市災害対策本部
指揮支援本部長	指揮支援隊長
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指揮支援本部は災害対策本部に設置し、市長が指揮者として市消防機関、県内応援部隊及び緊急消防援助隊の活動を統括管理する。 ・ 指揮支援部隊長は、緊急消防援助隊の部隊の配備が決定した場合は、被災地に指揮支援本部を設置する。また、指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）は指揮者を補佐し、その指揮の下で、都道府県隊の活動の管理を行う。 <p style="margin-left: 20px;">【指揮支援本部の事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被害状況、市が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。 ○被災地消防本部、消防団、県内消防応援隊及び配備された緊急消防援助隊の活動調整に関すること。 ○自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整に関すること。 ○指揮本部又は災害対策本部への隊員の派遣に関すること。 ○調整本部に対する報告に関すること。 ○被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。 ○緊急消防援助隊の安全管理に関すること。 ○その他必要事項に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県隊長は、指揮者の指揮の下、又は指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）の管理の下、当該都道府県隊の活動の管理を行う。 	

指揮本部	
設置場所	呉市消防局
<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の応援等が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。 ・ 指揮本部は、市が行う災害対策及び自衛隊、警察、DMAT等関係機関との活動調整を図るため、災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市災害対策本部に職員を派遣するものとする。 <p style="margin-left: 20px;">【指揮本部の事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被害情報の収集に関すること。 ○被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。 ○緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。 ○その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。 	

エ 経費負担

緊急消防援助隊の活動に係る経費の負担については、「緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱」、「全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規定」等により処理する。

4 消防相互援助協約に基づく援助

市長及び在日米陸軍司令官は、消防相互援助協約に基づき互いに要請を行い、相互の責任地区に対する消防活動の援助のため、消防局の消防隊及び在日米軍西南地区技術部広消防隊所属の人員及び器材を派遣する。

※ 在日米陸軍司令部との消防援助協約については、「資料編」参照

第2 自衛隊の災害派遣要請計画

大規模災害による被害が拡大し、市及び防災関係機関では対処することが困難な事態が生じた場合における自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく災害派遣の要請及びその受入体制について定める。

1 知事に対する災害派遣要請の要求

(1) 要請基準

激甚な被害が発生し、市、関係機関及び隣接市町の応援等により次に掲げる応急対策が困難であると市長が認めた場合は、県に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

(2) 要請手続き

市長は、次の事項を記載した文書を知事に提出し、派遣要請を依頼する。ただし、緊急を要する場合は電話等により依頼し、事後速やかに文書を提出する。

ア	災害の状況及び派遣を要請する理由（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
イ	派遣を希望する期間
ウ	派遣を希望する人員、任務（水防、給水、輸送等）及び装備の概要（特に船舶、航空機等特殊の装備を必要とするとき。）
エ	派遣を希望する区域、活動内容、連絡場所（又は連絡者）
オ	その他参考となるべき事項

(3) 災害派遣要請の依頼ができない場合の措置

市長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に依頼するいとまがないとき、又は通信途絶等により知事への依頼ができないときは、その旨及び災害の状況を、次に示す指定部隊等の長に対し直接通知することができる。

この場合、知事に連絡が取れ次第、速やかにその旨の報告を行う。なお、通知を受けた指定部隊等の長は、自衛隊法第8条に規定する部隊を派遣する。

要請先	所在地	連絡先
陸上自衛隊第13旅団長 陸上自衛隊第13旅団司令部 第3部（防衛班）	安芸郡海田町寿町2-1	電話 082-822-3101 内線 2410 夜間・土日・祝日等 内線 2440（当直幕僚）
海上自衛隊呉地方總監 海上自衛隊呉地方總監部 防衛部 オペレーション	呉市幸町8-1	電話 0823-22-5511 内線 2823, 2222（当直）
航空自衛隊西部航空方面隊司令官 航空自衛隊西部航空方面隊 司令部防衛部	福岡県春日市原町3-1-1	電話 092-581-4031 内線 2348 課業時間内 内線 2203（soc 当直）

※ 自衛隊の災害派遣については、「資料編」参照

2 災害派遣部隊の活動内容

(1) 被害状況の把握

知事、市長等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等により情報収集活動を行い、被害状況を把握する。

(2) 避難の援助

避難指示の発令や警戒区域の設定等が行われ、避難、立ち退き等が行われる場合で、必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 遭難者等の捜索・救助

死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積み込み等を行う。

(5) 消火活動

火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。消火薬剤等は、通常関係機関が提供する。

(6) 道路又は水路の障害物除去

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの除去に当たる。

(7) 応急医療、防疫等の支援

特に要請があった場合は、被災者の応急医療、防疫、病虫防除等の支援を行う。薬剤等は、通常関係機関が提供する物を使用する。

(8) 通信支援

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において、外部通信を支援する。

(9) 人員及び物資の緊急輸送

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要するとみとめられるものについて行う。

(10) 被災者生活支援

要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、被災者に対し給食、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。

(11) 救援物資の無償貸与又は譲与

要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、被災者に対し救援物資を無償貸与又は譲与する。

(12) 交通規制の支援

主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。

(13) 危険物の保安及び除去

特に要請があった場合において、必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(14) その他

自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

3 自衛隊の災害派遣に伴う受入体制

(1) 派遣部隊との連絡

派遣部隊の任務等については、直接派遣部隊に申入れを行わず、県を通じて行う。

(2) 受入れ準備

ア 宿営施設

派遣部隊の宿営については、活動する地域の学校等の避難所（施設管理者の了解を得ること。）や広域避難場所、一時避難場所等の防災拠点当ててるものとする。

イ 使用資器材等の準備

(ア) 派遣部隊の作業に必要な資器材は、派遣部隊が携帯する部隊等装備資材、食料、燃料、衛生資材等を除き、すべて市において調達することを原則とするが、市において調達が不可能な場合は、県に要請し確保を図る。

- a 部隊等装備資材
- b 食料
- c 燃料
- d 衛生資材等

(イ) 市又は関係機関による調達が不能な場合において、派遣部隊が携行している材料、消耗品等を使用したときは、原則として部隊撤収後に部隊へ返還又は代品弁償する。

(ウ) 使用資器材の準備については、事前に市の準備する資器材の品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊等が携行する物品の使用及び回収等に関して、所要の協議を行う。

ウ 交通規制

派遣部隊が市内で移動する場合は、市内の警察署及び道路管理者と連携し必要な交通規制を行う。

エ 誘導等

派遣部隊が応急対策に従事している間、関係各対策部は、被災地内における誘導並びに災害対策本部との連絡に当たるため、必要な職員を派遣部隊とともに行動させる。

オ 飛行機等による輸送

飛行機等による物資投下が決定したときは、直ちに投下地点に職員を派遣し、物資投下についての現地の指揮に当たる。

また、ヘリコプターの緊急離着陸場を設けた場合は、直ちにその旨を県に連絡する。

カ 応援作業

関係各対策部は、必要に応じて災害派遣部隊の作業を応援するため、関係機関並びに地元関係者と協議をし、応援作業計画をたて派遣部隊と連絡を取り作業を実施する。

(3) 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した次の経費は、原則として派遣を受けた市が負担する。

また、本市以外の他の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町が協議して決定する。

ア 必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等

エ 派遣部隊の救援活動の実施に際し、生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く。）

オ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

※ 自衛隊が負担する経費

(ア) 部隊の輸送費（フェリー等を含む。）を利用する場合及び有料道路の通行を除く。）

(イ) 隊員の給与

(ウ) 隊員の食料費

(エ) その他部隊に直接必要な経費

4 派遣部隊の撤収要請

- (1) 市長は、災害の救助活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合又は作業が復旧の段階に入った場合には、速やかに県知事に対して自衛隊の撤収要請の連絡をするものとする。
- (2) 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認める場合は、速やかに部隊の撤収を命ずる。

5 ヘリコプター緊急離着陸場

次の事項に留意して受入体制に万全を期すこと。

- (1) 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものは撤去し、砂じんの舞い上がるおそれのある時は十分に散水しておく。なお、積雪時は除雪又は転圧しておく。
- (2) 離着陸時は、安全確保のため関係者以外を接近させないようにする。
- (3) ヘリコプター緊急離着陸場における指揮所、物資集積場所等の配置については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに、事前に派遣部隊と調整すること。
- (4) 風向風速を上空から判断できるように、ヘリコプター緊急離着陸場近くに吹き流し若しくは旗を立て、又は発煙筒を焚く。
- (5) 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備する。
- (6) ヘリコプター緊急離着陸場の使用に当たっては、本部及び施設等の管理者に連絡する。
- (7) ヘリコプター緊急離着陸場を選定する際は、避難場所との競合を避ける。

※ ヘリコプター緊急離着陸場の設定基準・表示については、「資料編」参照

第3 海上保安庁への応援協力要請計画

大規模災害による被害が拡大し、市、県等で保有する船艇、航空機では対応ができなくなった場合における海上保安庁への応援要請及び受入体制について定める。

1 救援協力の要請

災害救援、応急・復旧活動等において、海上保安庁の巡視船艇・航空機を必要とする場合は、次の事項を記載した文書により要請する。なお、文書を送付するいとまがない場合は、口頭又は電話等で要請を行い、事後速やかに文書での要請を行う。

- | |
|--|
| (1) 要請者の氏名（職業、地位）
(2) 災害の概要及び救援活動を要請する理由
(3) 救援活動を必要とする期間
(4) 救援活動を必要とする区域又は活動内容
(5) その他救援活動に必要な事項 |
|--|

※ 海上保安部の救援協力については、「資料編」参照

2 要請先

要請に当たっては、連絡先は次のとおりである。

要請先	所在地	連絡先
呉海上保安部（警備救難課）	呉市宝町9-25	電話 26-0118

3 救援活動の内容

要請に基づき、海上保安庁が行う救援活動の内容は次のとおりである。

- | |
|---|
| (1) 被災状況等の調査及び情報収集
(2) 気象警報、航路障害物の発生及び大量の油の流出等の際の安全通報による船舶等への伝達
(3) 避難指示、避難者の誘導
(4) 孤立者の救助
(5) 救急患者、医療関係者、その他救援活動に必要な人員及び物資の輸送
(6) その他巡視船艇・航空機により救援可能な活動 |
|---|

第4節 救助・救急、医療救護及び消火活動

第1 救助・救急計画

災害時には、広域的あるいは局地的に救助・救急を必要とする多数の負傷者が出ると予想されるため、県、消防機関、医療機関、警察機関などが連携して初動体制を確立し、一刻も早い救助・救急活動を実施するものとする。

1 救助・救急活動の実施

(1) 市及び関係機関

ア 活動の原則

市の現有消防力による対応能力を超える多数傷病者が発生した場合は、救命処置を要する重傷者を優先とした活動を行う。

イ 出動の原則

(ア) 救助・救急活動が伴う場合は、救急隊と消防隊が連携して出動するよう努めるものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみで出動する。

(イ) 同時に小規模な救助・救急事象が発生している場合は、救命効率の高い事象を優先する。

ウ 救急搬送

(ア) 傷病者の救急搬送に当たっては、トリアージ（緊急度判定）を行い、最優先治療群の傷病者から地域内の災害拠点病院や災害協力病院へ搬送する。

(イ) 搬送に際しては、救急車による搬送を原則とするが、軽症者はマイクロバスなどを活用し、最優先治療群はヘリコプターの活用を検討する。

(ウ) 救護所等からの最優先治療群の傷病者は、地域内の災害拠点病院や災害協力病院へ搬送し、当該病院では収容困難な場合は救命処置等を行った後、ヘリコプター等による広域搬送体制を確立する。

エ 多数傷病者発生時の活動

(ア) 多数傷病者発生時には、直ちに県へ災害発生を速報するとともに、現有消防力で対応できない場合には広域消防応援協定などにより他消防機関の出動を要請する。

また、災害状況に応じて現場指揮者は医療救護班を要請する。

(イ) 傷病者の搬送先医療機関を選定するに当たり、隣接消防本部及び福山地区消防組合消防局への協力要請を行うとともに、広島県救急医療情報システム等を活用する。

(ウ) 現地に現場指揮所又は警防本部指揮所を開設し、警察機関、自衛隊などと連携を図るとともに、安全管理は消防機関、医療救護は医療機関の本部と役割を明確にし、迅速・的確な医療救護体制を確立する。

(エ) 市内の災害拠点病院及び災害協力病院等に傷病者を収容できない場合は、広域搬送拠点（SCU）を現場付近の緊急離着陸場又は屋上緊急離着陸場のある災害拠点病院に設置し、ヘリコプターなどによる広域搬送体制を確立する。

※ 緊急離着陸場・屋上緊急離着陸場については、「資料編」参照

(2) 住民及び自主防災組織

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を行う関係機関に協力する。

2 救助・救急資器材の確保等

- (1) 初期段階においては、原則として各機関が整備・保有している資器材等を活用する。
- (2) 資器材等に不足を生じた場合は、関係機関又は民間事業者から借り入れ等により調達する。
- (3) 損壊家屋等からの救出に必要な重機等について、民間事業者から調達する。
- (4) 消防局、医療救護班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。

3 惨事ストレス対策

救助活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
また、消防機関は、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

4 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

5 活動時における感染症対策

災害現場で活動する消防・警察・海上保安庁・自衛隊の部隊等は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等、基本的な感染症対策を徹底する。

第2 医療・救護計画

災害に際し、被災者に対して応急的に医療（助産を含む）・救護を行い、被災者を保護する措置をとる。

1 医療の対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため生命の安全を保障されない危険な状態にある者とする。

2 実施内容

(1) 市は、災害の種類及び程度により、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき市医師会、安芸地区医師会には医療救護班、市歯科医師会及び安芸歯科医師会には歯科医療救護班、市薬剤師会には薬剤師医療救護班の出動をそれぞれ要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。

また、災害対策本部設置時等において、災害・被災情報を収集・提供し、災害時の医療救護活動を円滑に行うため、県を通じ市医師会に対して呉災害医療圏の地域災害医療コーディネーター（保健所又は市における保健医療活動の調整役）及び災害時小児周産期リエゾン等の派遣を要請する。

(2) 市医師会、安芸地区医師会、市歯科医師会、安芸歯科医師会及び市薬剤師会は、市から要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療・救護活動を実施する。

また、市からリエゾン（情報連絡員）の派遣要請があった場合は、これを派遣する。

(3) 市及び市内医療機関による医療・救護活動が十分でない場合又は困難な場合は、県及び日本赤十字社広島県支部等に協力を要請する。

3 医療救護班等の編成及び救護所の開設

(1) 医療救護班等の編成

ア 医療救護班は、原則として医師1人、保健師又は看護師2人、事務職員1人をもって1班として構成し、必要に応じて薬剤師1人を加える。

また、歯科医療救護班は、原則として歯科医師1人、歯科衛生士2人をもって1班として構成する。さらに、薬剤師医療救護班は、原則として薬剤師2人をもって1班として構成する。

イ 医療救護班が派遣可能な災害拠点病院等は、広島県救急医療情報システム、広域災害医療情報システム（EMIS）に入力するとともに、呉災害医療圏の地域災害医療コーディネーターに連絡する。

市域内への出動は、地域コーディネーターが調整、連絡する。

ウ 現場における派遣された複数の医療救護班の調整については、地域災害医療コーディネーター又は県災害医療コーディネーター（県全体における保健医療活動の調整役）の連絡を受けた災害拠点病院の医師が行う。

エ 医療救護班が撤収する時期については、所属する市域内の地域災害医療コーディネーターが行う。

オ 日本DMATの活動等については、県が定めるDMAT運用計画等による。

(2) 医療機関における院内体制の整備

呉医療センター、中国労災病院、呉共済病院、済生会呉病院及び呉市医師会病院（市内5病院）は、各病院において救急患者の受入体制を充実させるため、院内体制を整備するものとする。

(3) 救護所・救護病院の開設

ア 災害対策本部は、市域の傷病者の発生状況に応じて広域避難場所、一時避難場所、小学校等の第1開設避難所等（以下「避難場所等」という。）に医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師医療救護班が駐在する救護所を開設するものとし、保健所内には救護所を支援する「救護支援センター」を設置する。

また、公立下蒲刈病院長に救護病院を開設するよう指示する。

イ 公立下蒲刈病院長は、福祉保健部長の指示若しくは自らの判断により、公立下蒲刈病院に救護病院を開設し、下蒲刈町、蒲刈町、豊浜町及び豊町における収容を伴わない初期救護医療に相当する応急処置等を行う。

ただし、公立下蒲刈病院長が、患者の収容が可能であると判断した場合は収容するものとする。

なお、同病院においては、原則として重症患者・中症患者・軽症患者の処置及び受入れ等を行うためのトリアージ実施後、患者を災害拠点病院又は広域搬送する必要がある場合は、災害対策本部に要請する。

(4) 医療救護班の派遣

ア 避難場所等において医療救護を必要とする場合は、次の事項を明らかにし、福祉保健対策部長に要請するものとする。

- (ア) 医療救護班を派遣する場所
- (イ) 救護を必要とする被災者数
- (ウ) 救護を必要とする症状及び程度

イ 福祉保健対策部長は、医療救護班の派遣要請を受けたとき又は被災の状況により医療救護の必要を認めるときは、市医師会に対し医療救護班の派遣を要請する。

4 医療救護活動

(1) 医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師医療救護班による医療救護活動は、原則として避難場所等に設置する救護所において行うものとする。ただし、医療救護班及び歯科医療救護班を出勤させるいとまがない等やむを得ない事情があるときは、被災地周辺の医療施設及び歯科医療施設において医療救護活動を実施する。

(2) 医療救護班の業務内容は、次のとおりとする。

- ア 被災者の選別
- イ 傷病者に対する応急措置及び医療
- ウ 傷病者の医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- エ 被災者の死亡の確認及び遺体の検案

(3) 歯科医療救護班の業務内容は、次のとおりとする。

- ア 歯科医療を必要とする傷病者に対する応急処置
- イ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- ウ 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
- エ 検視・検案に際しての法歯学上の協力

(4) 薬剤師医療救護班の業務内容は、次のとおりとする。

- ア 救護所、避難所等における傷病者に対する調剤、服薬指導等
- イ 救護所、避難所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け及び管理
- ウ 避難所等の衛生管理
- エ その他医療救護活動に必要な業務

5 医薬品・医療用資器材（以下「医薬品等」という。）の確保・調達及び搬送

(1) 災害発生後初期段階の対応

市は、被災者の傷病発生状況の把握に努め、救護現場等における傷病者の治療に用いる医薬品等を調達、確保し、速やかに搬送するよう努める。なお、医薬品等の備蓄及び管理については、市内5病院及び市薬剤師会に協力を依頼するものとする。

(2) 災害発生後中期段階の対応

避難場所の避難者に対するいわゆる家庭用常備薬等については、市薬剤師会に調達の協力を要請する。さらに不足する場合は、県に調達の要請を行う。

(3) 医薬品等の集積及び搬送

市は、調達、確保した医薬品等（市外等からの救援医薬品等含む。）の集積状況の把握に努め、医療救護関係者と連携、協力して、救護活動現場の要求に応じて、医薬品等集積場所からの速やかな輸送に努めるものとする。

6 傷病者の搬送の実施

(1) 傷病者の搬送医療機関の確保

傷病者の医療機関への搬送は、災害拠点病院を中心として市内5病院が受入れることになるが、これが困難な場合は、その他後方医療機関をはじめ、市域外、県外の災害拠点病院等の協力を求める。

(2) 傷病者搬送の手順

ア 傷病者搬送の判定

災害時に多数の傷病者が発生した場合には、医療救護班等はトリアージタグを活用して重要度に応じた振り分けを行い、搬送順位等を決定する。

イ 傷病者搬送の要請

搬送に当たっては、市及び市内の医療機関等に配備してある救急車等を使用する。

また、その他の車両、ヘリコプター、飛行機及び船艇等の手配が必要な場合は、県及び関係機関に要請する。

ウ 傷病者の搬送

傷病程度等に応じて、あらかじめ定めた搬送順位に基づき、医療機関の受け入れ体制を十分に確認の上搬送する。

(3) 透析患者等への対応

ア 透析患者への対応

- (ア) 慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120リットルの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する。
- (イ) 生き埋め等圧迫による挫滅症候群に伴う急性腎不全患者に対し、血液透析等適切な医療を行う。
- (ウ) 呉市医師会及び透析医療機関等の協力により、透析関係機関の被災状況、県内、近県も含めた透析医療の可否について情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対応できる体制をとる。
- (エ) 透析医療機関の要請に応じ、水、電気、燃料等の供給、復旧等について関係機関と調整する。

イ 在宅難病患者への対応

支援を必要とする難病患者は、病勢が不安定であるとともに、専門医療を要することから、災害時には医療施設において救護するため、県及び医療機関等との連携により、医療機関に搬送する。

7 医療救護活動状況の把握

(1) 被災地における医療ニーズの把握

市は、避難所での医療ニーズ、医療機関・薬局の情報等を自らが調査し、又は関係機関等から得て、医療救護活動を迅速・的確に推進する。

(2) 医療救護活動の集約及び広報活動の実施

次の情報の集約に努め、必要に応じて県、報道機関に広報を依頼し、一般に周知する。

- ア 医療機関の被災状況
- イ 医療救護班等の派遣及び救護所の設置状況
- ウ 現地での医薬品等の確保状況
- エ 移送が必要な入院患者の発生状況
- オ 透析患者等への医療体制の確立状況

8 健康管理等の実施

被災者等の健康管理、心のケアの実施については、保健師等が行うものとする。

また、被災者等の心のケアのため、必要に応じて、医師、看護師等により組織する災害派遣精神衛生チーム（通称D P A T）の派遣を県に要請する。

9 惨事ストレス対策

医療救護活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

10 災害拠点病院並びに国立及び公的病院

二次保健医療圏には、災害拠点病院が立地している。また、呉市保健所管内には国立及び公的病院が立地している。

※ 医療機関等については、「資料編」参照

第3 土砂災害計画

風水害時において土砂災害の発生が予想される場合、降雨等の情報を把握するとともに、必要な体制を確立し、土砂災害を防止するため危険箇所等の巡視・警戒活動を行う。また、地震による災害時において降雨等がある場合には、土砂災害が予想されるため、風水害と同様の対策を講じる。

1 土砂災害防止体制の確立

気象情報、局地的な豪雨等の情報及び土砂災害の前兆現象等の早期把握に努めるとともに、気象警報等の発表により土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策を講じる。

2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

(1) 警戒監視体制の強化

地域で土砂災害の兆候が認められる等の実態が把握された場合は、警戒監視体制を強化する。

(2) 異常を発見した場合の措置

市及び各施設管理者は、点検、巡視により異常を発見した場合は、直ちに異常箇所等に対して応急処置を実施するとともに、安全確保のため、立入禁止等の措置を行う。

(3) 土砂災害が発生した場合

土砂災害発生後は、被害実態の早期把握に努めるとともに、所管する施設の被害の把握に努める。また、特に二次災害の発生に対処するため、降雨等の気象状況の十分な把握に努め、崩壊面、周辺斜面及び堆積土砂等について、安全に留意し監視を実施する。

3 土砂災害による被害の拡大防止

(1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、降雨継続等により引き続き崖崩れや土石流等が懸念される場合は、関係者等と協力し、崩壊危険箇所及び周辺へのビニールシート等による被覆、応急排水路の設置等による応急的な再崩壊防止措置を講ずる。

(2) 被災施設の応急復旧

各施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害状況、本復旧までの工期、施工規模等を考慮して、適切な工法により被災施設の応急復旧工事を実施する。

4 警戒避難体制の確立

(1) 住民に対する広報等

被災箇所は、気象状況等により急激な拡大や土砂の異常流出が発生しやすくなるため、住民、ライフライン関係者、交通機関関係者に対し早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行う。

また、被害規模の拡大により、道路、人家、集落に被害を及ぼすおそれがあるときは、状況の推移を住民、関係機関等へ逐次周知する。

特に具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、個別伝達等により最優先で伝達する。

(2) 警戒区域の指定

土砂災害の危険が解消されない場合は、当該危険区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ関係地域住民の避難措置を実施する。

(3) 避難の指示等の実施

被災概要調査の結果により、被害拡大の可能性が高いと予測される場合には、関係住民にその調査概要を周知し、避難の指示と避難誘導等を実施する。

特に土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設については、福祉保健部は土砂災害警戒情報等の避難情報の伝達を迅速・的確に実施するものとする。

また、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築し、異常時における臨機の措置に備える。

※ 要配慮者利用施設については、「資料編」参照

第4 水防計画

風水害により堤防に亀裂が生じ、ひ門、ダム、ため池等が損傷あるいは破損するおそれがあるため、水防体制を確立し、防災関係機関と相互に協力し、速やかに応急対策活動を実施する。なお、その内容は、水防法の規定により別に定める呉市水防計画（以下「水防計画」という。）による。

また、過去の災害等の事例、自然条件及び水防施設状況を基に、重点的に水防活動を実施すべき地域を掌握し、事前に水防活動体制を確立するものとする。

1 水防体制の確立

河川施設及び海岸施設に係る被害の拡大防止措置と応急復旧措置を図るための水防組織を、水防計画に基づき確立する。

2 河川の出水・浸水及び高潮・津波被害等の拡大防止

(1) 水防情報の受信・伝達

ア 水防計画に基づき、気象・津波注意報・警報、洪水予報、台風・津波情報及び各種水防警報を受信・伝達するほか、水防情報システム等により得られた雨量・河川水位、潮位等の諸観測値を県防災情報システムのほか、インターネットなどにより監視する。

イ 危険な箇所及び二次災害につながるおそれのある河川施設、ため池、堤防、海岸護岸施設等の監視、警戒を行い、被害状況等の把握に努める。

ウ 特に集中豪雨等による急激な出水、増水に迅速に対処するとともに、台風時の高潮や津波等の的確な情報収集・伝達に努める。

エ 市内の浸水被害箇所、災害情報を地域から得ることができるよう、地域と連携を図る。

(2) 施設災害の拡大防止（応急復旧措置）

措置の種別	河川・ため池等	海岸護岸施設
浸水防止	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講じる。 ・ダム、ため池等の流量調整を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講じる。 ・防潮堤等の開閉を行う。
出水防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ・河川堤防の損壊・亀裂等の被害実態に応じた出水防止措置を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸護岸の損壊・亀裂等の被害実態に応じた出水防止措置を講じる。
早期復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・二次災害のおそれがある河川施設については、関係業者等を手配する等により早期に応急復旧措置を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・二次災害のおそれがある海岸護岸施設については、関係業者等を手配する等により早期に応急復旧措置を講じる。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・次の水防活動を実施する。 ○調査・警戒・応急工作 ○通信連絡及び輸送 ○避難のための立退き ○水防報告と水防記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・次の水防活動を実施する。 ○調査・警戒・応急工作 ○通信連絡及び輸送 ○避難のための立退き ○水防報告と水防記録

第5 危険物等災害応急対策計画

危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物等の危険性の高い物質（以下「危険物等」という。）を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所においては、災害発生時には、自衛消防組織等の活動により、危険物等に係る災害の発生を最小限にとどめ、周辺地域に対する被害の拡大を防止するものとする。

また、関係行政機関は、消防法、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）並びに毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）等の関係法令の定めるところにより所要の措置を行う。

1 危険物災害応急対策

当該事業所及び関係行政機関は、危険物施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防止するため、次の措置を講じる。

(1) 危険物施設の所有者、管理者及び占有者

- ア 施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却する等の安全措置をとる。
- イ 消防機関又は警察署へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
- ウ 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。
- エ 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防隊を誘導するとともに、爆発性、引火性、有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告する。

(2) 市

- ア 消防局は、災害の発生状況、人的被害の状況、危険物施設の被害の状況等を収集し、火災・災害等即報要領に基づき県に報告する。
- イ 危険物施設の管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置をとるよう指示し、自らその措置を行うとともに、必要があると認めるときは、広報活動を行うとともに、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去の指示を行う。
 - (ア) 危険物の流出、爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
 - (イ) 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
 - (ウ) 危険物施設の応急点検
 - (エ) 異常が認められた施設の応急措置
- ウ 消防局は、災害発生事業所の責任者等から報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を行う。
- エ 自己の消防力では対処できない場合は、広島県内広域消防応援協定等に基づき他の市町及び消防機関等に対して応援を要請する。

(3) 警察署

- ア 警察署は、県及び関係機関との連絡・通報体制を確立する。
- イ 危険物施設の管理者等に対し、危害防止のための措置をとるよう命令し、又は自らその措置を行う。また、市職員が現場にいないとき又は必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去を命令する。

なお、この場合は、市へ通知する。
- ウ 負傷者がいる場合は、関係機関と連携協力して救出及び救護を行う。
- エ その他状況に応じ、必要と認められる応急対策を行う。

(4) 海上保安部

情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び市の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、次の支援を実施する。

- ア 被災状況等の調査及び情報収集
- イ 気象警報、航路障害物の発生及び大量の油の流出等の際の安全通報による船舶等への伝達
- ウ 避難指示、避難者の誘導
- エ 陸上孤立者の救助
- オ 救急患者、医療関係者、その他救援活動に必要な人員及び物資の輸送
- カ その他巡視船艇・航空機により救援可能な活動

2 高圧ガス災害応急対策

当該事業所及び関係行政機関は、高圧ガス施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防止するため、次の措置を講じる。

(1) 高圧ガス施設等の所有者、管理者及び占有者

- ア 製造施設が危険な状態になったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移動し、又は放出し、充填容器が危険な状態になったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に沈（埋）める等の安全措置をとる。
- イ 消防機関等へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(2) 市

- ア 消防局は、災害の発生状況、人的被害の状況、危険物施設の被害の状況等を収集し、火災・災害等即報要領に基づき県に報告する。
- イ 高圧ガスの製造事業者、販売業者、貯蔵所の所有者又は消費者等に対して、危害防止のための措置をとるよう指示し、自らその措置を行うとともに、必要があると認めるときは、広報活動を行うとともに、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去の指示を行う。
- ウ 消防局は、災害発生事業所の責任者等から報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を行う。
- エ 自己の消防力では対処できない場合は、広島県内広域消防応援協定等に基づき他の市町及び消防機関等に対して応援を要請する。

(3) 警察署

- ア 警察署は、県及び関係機関との連絡・通報体制を確立する。
- イ 高圧ガスの製造事業者、販売業者、貯蔵所の所有者又は消費者等に対して、危害防止のための措置をとるよう命令し、又は自らその措置を行う。
また、市職員が現場にいないとき又は必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去を命令する。なお、この場合は、市へ通知する。
- ウ 負傷者がいる場合は、関係機関と連携協力して救出及び救護を行う。
- エ その他状況に応じ、必要と認められる応急対策を行う。

(4) 海上保安部

情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び市の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、次の支援を実施する。

- ア 被災状況等の調査及び情報収集
- イ 気象警報、航路障害物の発生及び大量の油の流出等の際の安全通報による船舶等への伝達
- ウ 避難指示、避難者の誘導
- エ 陸上孤立者の救助
- オ 救急患者、医療関係者、その他救援活動に必要な人員及び物資の輸送
- カ その他巡視船艇・航空機により救援可能な活動

3 火薬類災害応急対策

火薬類関係施設等（火薬類の製造所、販売所、貯蔵所、運搬車両、消費事業所）の事業者及び関係行政機関は、火薬類関係施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防止するため、次の措置を講じる。

(1) 火薬庫又は火薬類の所有者及び占有者

- ア 火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ、見張り人をつけること。通路が危険であるか又は搬送する余裕がない場合には、水中に沈める等の安全措置をとる。あるいは、火薬庫の入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、木部には防火の措置を講じる等の安全措置をとる。
- イ 消防機関等へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
- ウ 「火薬類関係施設等緊急防災対策マニュアル」に基づき、円滑かつ確実に防災対策に取り組む。

(2) 市

- ア 消防局は、災害の発生状況、人的被害の状況、危険物施設の被害の状況等を収集し、火災・災害等即報要領に基づき県に報告する。
- イ 火薬類の所有者又は占有者に対して、危害防止のための措置をとるよう指示し、自らその措置を行うとともに、必要があると認めるときは、火気の使用禁止の広報活動を行うとともに、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去の指示を行う。
- ウ 製造業者（知事権限に係るもの）、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止を命ずる。
- エ 製造業者（知事権限に係るもの）、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- オ 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる。
- カ 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずる。
- キ 消防局は、災害発生事業所の責任者等から報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を行う。
- ク 自己の消防力では対処できない場合は、広島県内広域消防応援協定等に基づき他の市町及び消防機関等に対して応援を要請する。

(3) 警察署

- ア 警察署は、県及び関係機関との連絡・通報体制を確立する。
- イ 製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫による災害の発生防止のための措置をとるよう命令し、又は自らその措置を行う。
また、市職員が現場にいないとき又は必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去を命令する。なお、この場合は、市へ通知する。
- ウ 負傷者がいる場合は、関係機関と連携協力して救出及び救護を行う。
- エ その他状況に応じ、必要と認められる応急対策を行う。

(4) 海上保安部

情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び市の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、次の支援を実施する。

- ア 被災状況等の調査及び情報収集
- イ 気象警報、航路障害物の発生及び大量の油の流出等の際の安全通報による船舶等への伝達
- ウ 避難指示、避難者の誘導
- エ 陸上孤立者の救助
- オ 救急患者、医療関係者、その他救援活動に必要な人員及び物資の輸送
- カ その他巡視船艇・航空機により救援可能な活動

4 毒劇物災害応急対策

当該事業者及び関係行政機関は、毒劇物施設等が火災、漏洩事故等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防止するため、次の措置を講じる。

(1) 毒劇物施設の所有者、管理者及び占有者

- ア 毒劇物施設が危険な状態になったときは、直ちに安全な場所に移動する等、飛散、流出等の防止対策をとる。
- イ 消防機関等へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
- ウ 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。
なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。
- エ 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防隊を誘導するとともに、爆発性、引火性、有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告する。

(2) 市

- ア 消防局は、災害の発生状況、人的被害の状況、危険物施設の被害の状況等を収集し、火災・災害等即報要領に基づき県に報告するとともに、保健所、警察署等へも直ちに報告する。
- イ 県、施設管理者及び毒劇物取扱責任者等と密接な連絡をとり、危害防止のため必要があると認めるときは、広報活動を行うとともに、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去の指示等を行う。
- ウ 毒劇物販売業者の施設で災害が発生した場合は、危害防止のため、作業停止、回収等必要な措置をとるよう指導する。
- エ 消防局は、災害発生事業所の責任者等から報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を行う。
- オ 自己の消防力では対処できない場合は、広島県内広域消防応援協定等に基づき他の市町及び消防機関等に対して応援を要請する。

(3) 警察署

- ア 警察署は、県及び関係機関との連絡・通報体制を確立する。
- イ 毒劇物を製造、販売及び業務上取り扱う事業所に対して、危害防止のための措置をとるよう命令し、又は自らその措置を行う。
また、市職員が現場にいないとき又は必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去を命令する。なお、この場合は、市へ通知する。
- ウ 負傷者がいる場合は、関係機関と連携協力して救出及び救護を行う。
- エ その他状況に応じ、必要と認められる応急対策を行う。

(4) 海上保安部

情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関及び市の災害応急対策が円滑に実施されるよう要請に基づき、次の支援を実施する。

- ア 被災状況等の調査及び情報収集
- イ 気象警報、航路障害物の発生及び大量の油の流出等の際の安全通報による船舶等への伝達
- ウ 避難指示、避難者の誘導
- エ 陸上孤立者の救助
- オ 救急患者、医療関係者、その他救援活動に必要な人員及び物資の輸送
- カ その他巡視船艇・航空機により救援可能な活動

5 危険物輸送車両等の応急措置

消防機関、警察、海上保安部及び県は、危険物を移送し、又は運搬する事業所等に対し、災害の発生を防止するため、次の措置を行う。

(1) 施設の管理者、危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を実施させる。

- ア 危険物運搬車両・船舶の運転の自粛、中止措置
- イ タンクローリー・危険物積載船舶等の荷下ろしの停止措置
- ウ 危険物の流出等の防止措置及び流出した場合の回収等の処理の実施
- エ 道路交通の状況による、危険物運搬車両の安全駐車措置

(2) 施設の管理者と密接な連絡を取り、災害の拡大を防止するため、消防活動、負傷者等の救助、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第5節 緊急輸送のための交通の確保、警備活動計画

第1 災害警備計画

県警察本部が実施する警備活動について、警備体制の確立及び避難誘導、救出・救護、交通対策等が速やかに実施されるよう配慮し、協力する。

1 災害警備体制の確立

県警察本部において確立される警備体制に応じて、県警察本部及び所轄警察署との間の連絡を密にし、協力して災害応急対策を実施する体制を確立する。

2 災害警備措置

(1) 災害情報の収集

次の事項について、警察機関が実施する情報収集に協力する。

初期段階	その後の段階
ア 気象、降雨量、河川水位、潮位の状況	ア 被災者の動向
イ 危険区域等の状況及び被害予想	イ 被災地、避難所等の治安状況
ウ 災害体制及び避難指示等の発令状況	ウ 流言飛語の発生状況
エ 道路・橋りょうの損壊状況	エ 交通規制の実施状況
オ 火災の発生状況	オ 防災関係機関による応急対策の進捗状況
カ 死傷者、行方不明者等の状況	カ ライフライン等の復旧状況及び見通し
キ 住民の避難状況	
ク ライフライン及び鉄道の被害状況	
ケ 重要施設等の被害状況	

(2) 避難誘導

警察機関が実施する次の避難誘導措置に際し、円滑に行われるよう必要な協力を行う。

ア 避難誘導措置

- (ア) 高潮・浸水、火災等が広範囲で予想される場合や、キャンプ地等で孤立が予想される場合等は、避難指示を行う前でも、市長と協議の上避難するよう指導する。特に要配慮者に対し、早めの避難を指導する。
- (イ) 避難対象区域が広範囲にわたる場合、危険性の高い地域から避難誘導を行う。
- (ウ) 自治会、自主防災組織、事業所単位等の集団避難を原則とし、統制ある避難誘導を行う。
- (エ) 不特定多数の人が利用する場所については、管理者等の誘導による避難を原則とするが、危険が切迫しているときは所要の部隊を派遣し誘導する。
- (オ) 避難場所において、火災の発生や山（がけ）崩れ等による二次災害の発生が予想される場合には、速やかに避難場所を変更する。

イ 避難誘導時の広報

避難の理由、避難対象地域、避難経路、避難所・避難場所、避難上の留意事項等について現場広報を行い、混乱等による事故を防止する。

(3) 救出・救護

警察機関が実施する次の救出・救護活動について、必要な協力を行う。

措置要領	ア 浸水地域、被災した病院、学校等、山（がけ）崩れによる家屋埋没箇所等、多数の負傷者が認められる場所を重点に行う。 イ 救出した負傷者は応急処置を施した後、救護機関に引き継ぎ病院等に搬送する。 ウ 見張員の配置、装備資器材の活用には注意を払う等、二次災害の防止に努める。
資器材等	現有装備資器材を有効に活用するほか、必要に応じ重機保有業者等の協力を得る。

(4) 遺体の検視、見分

警察機関が実施する遺体の検視、見分に当たり、次の事項に留意する。

検視場所等の確保	検視場所、遺体安置場所の確保に協力する。
関係機関等の協力確保	広島県医師会、広島県歯科医師会、市医師会、安芸地区医師会、市歯科医師会、安芸歯科医師会等との連携を図る。
身元不明遺体の措置	身元不明遺体は、警察機関の見分後に所持金品とともに引き受け、市の責任で埋葬・火葬を行う。

(5) 行方不明者の調査及び迷子等の保護

警察機関が実施する次の行方不明者の調査及び迷子等の保護活動について、必要な協力を行う。

相談所の開設	必要に応じ、警察署、交番その他適当な場所に行方不明者・迷子相談所を開設し、届出受理、相談等に対応できる体制を整える。
行方不明者の措置	ア 捜索願を受理した場合、避難所、病院等関係先に必要な手配を行う。 イ 多数の行方不明事案が発生したときは、必要な捜索班を編成し、大規模な被害が発生した地域を重点的に捜索し、その発見に努める。
迷子等の措置	ア 迷子等を保護したときは、捜索願届との照合及び避難所、病院その他関係先に必要な手配を行い、保護者の発見に努める。 イ 迷子のうち、保護者等の引取人がない者、容易に判明しない者については、児童相談所、福祉事務所若しくは市に通告し、又は引き継ぐ。

(6) 地域安全対策

警察機関の実施する次の地域安全対策について、必要な協力を行う。

各種パトロールの実施	暴力取り締まり及び被災地、避難所その他警戒を要する施設等に対するパトロールを行い、各種犯罪の予防・検挙に当たる。
地域安全情報の提供	住民の要望や苦情等の収集・分析を行い、広報紙等の媒体を通じて住民に広く情報提供を行うとともに、流言飛語を防止する。
困りごとの相談	被災者の安否確認等の各種相談に応じる。

(7) 派遣・援助要請

市は、災害対策本部、災害警戒本部等の災害体制発令時において、警察機関に災害警備責任者、連絡員等の派遣を要請する。

また、警察機関より援助要請を受けた場合には、関係機関と連携して必要な援助・協力を行う。

3 惨事ストレス対策

救出・救護、遺体の検視及び見分を実施する警察機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第2 交通確保, 規制, 障害物除去計画

風水害による災害時には、道路、橋りょう等に被害が発生し、又は発生するおそれがあるとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し、緊急輸送等の支障が予想され、また、海上においても、海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制及び障害物除去並びに交通施設の応急対策を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

1 交通確保, 規制

(1) 交通規制の実施

ア 実施責任者及び範囲

交通規制の実施責任者及び範囲は、次の区分による。

区 分	実施責任者	範 囲	根拠法
道 路 橋りょう	道路管理者 〔国土交通大臣 県 知 事 市 長〕	・道路の破損、決壊その他の理由により交通が危険であると認められる場合 ・道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条
道 路 橋りょう	県公安委員会 〔警 察 署 長 警 察 官〕	・災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送路を確保するため必要があると認めるとき。 ・道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第76条
港 内	呉港長〔呉海上 保安部長〕	・海難の発生、その他の事情により特定港内・適用港内において船舶交通の危険が生じ、又は船舶交通の混雑が生ずるおそれがある場合	港則法第 39 条
海上交通 安全法適 用海域	海上保安庁長官 〔第六管区海上 保安本部長〕	・船舶の沈没等の船舶交通の障害の発生により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがある場合	海上交通安全法 第 26 条

イ 実施方法

実施者	実施方法	
道路管理者	・道路、橋りょう等の巡回調査を行い、危険な状況を予想または把握したときは、速やかに必要な規制を行う。	
公安委員会 警察機関	交通情報の収集	・航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い、交通規制の実施を判断する。 ・隣接県の警察本部等と連携を密にし、交通情報の収集を行う。
	交通安全のための規制	・危険な状況を予想又は把握したときは、速やかに必要な規制を行う。
	緊急通行車両の通行確保のための規制	・緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、一般車両の通行制限等の車両別交通規制、被災地の周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。
港湾管理者 海上保安部	・海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため船舶交通を規制する必要があるときは、交通の制限又は禁止、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等を行う。	

ウ 交通規制に当たっての留意事項

交通規制の実施に当たっては、次の点に留意する。

(7) 市による交通規制の実施

調査の実施や住民からの通報等により、危険な状態を予想又は把握したときは、早急に指導の交通規制を実施する。市道以外の道路において交通規制を緊急に実施する必要がある、管理者が規制をする時間がない場合は、所轄警察署に通報して規制又は混雑緩和の措置を実施する。この場合、できる限り速やかに当該道路の管理者又は当該規制区間を管轄する警察署に連絡し、正規の規制を行う。

(イ) 警察機関との相互連絡

交通規制の実施に当たっては、当該規制区間を管轄する警察署と密接な連絡をとり、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を相互に連絡する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

(ウ) 交通規制情報の提供

交通規制の実施に当たっては、国、県及び警察機関等に報告する。

また、次のとおり住民、道路利用者及び報道機関等に対し情報提供を行う。なお、報告、又は情報提供に当たっては、禁止、制限の対象、区間、期間、理由、迂回路その他の状況など次の事項を明示して行う。

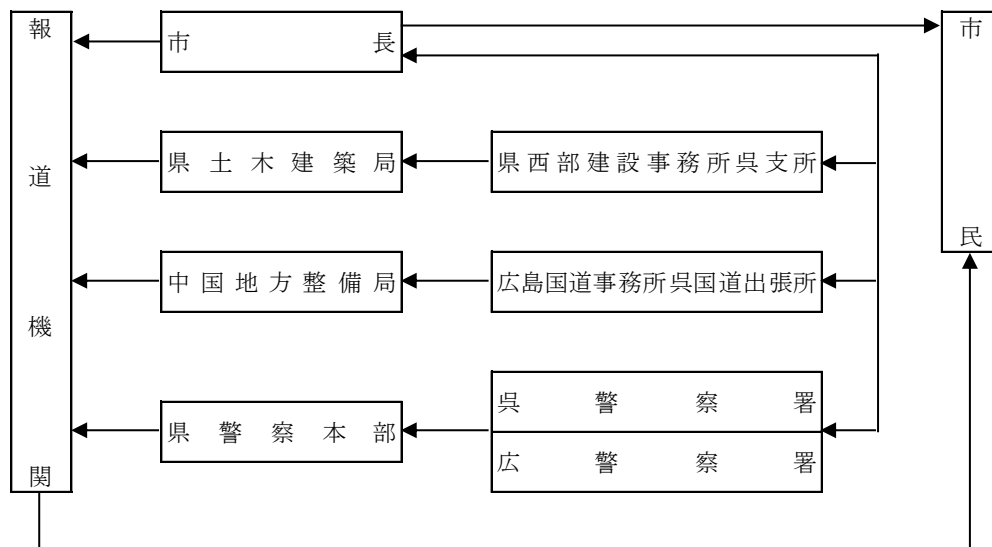
a 住民・道路利用者への周知

住民及び道路利用者に対し、ホームページ、防災情報メール等を通じて、交通規制情報の周知徹底を図る。

b 報道機関等への伝達

交通規制による全面通行止めを実施する場合は、報道機関に対し緊急道路情報の提供を行う。

【通知及び報告の系統】



(エ) 迂回路等の設定

緊急交通路及び迂回路の指定に当たっては、緊急輸送ルート、道路障害物除去活動等との調整を図るため、当該規制区間を管轄する警察署及び関係機関との緊密な連携をとった上で実施する。

(オ) 路上放置車両等に対する措置

a	路上放置車両等の効率的な排除のため、警察機関等との連携を密にする。
b	警察官は、災害対策基本法に基づく通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を及ぼすと認められる時は、同法第76条の3第1項及び第2項の規定に基づき必要な措置を命ずることができる。
c	自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用又は消防用の緊急車両の通行を確保するために上記の措置をとることができる。なお、当該措置をとったときは、直ちに当該措置等をとった場所を管轄する警察署長に通知する。

(カ) 規制の標識等

交通規制を行う場合は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急の場合又は標識を設置することが困難又は不可能なとき等は、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じて警察官等が現地において指導に当たるものとする。

規制標識	条件などの標示
a 通行の禁止又は制限についての標示の様式など（災害対策基本法施行規則第5条）	a 禁止、制限の対象
b 道路標識の設置など 道路法第45条（昭和27年法律第180号）	b 区間 c 期間 ※ 通行の禁止又は通行の制限に係る規制については、適当な迂回路を明示し、一般の交通に支障のないように努める。

(キ) 規制の解除

交通規制の解除は、規制の実施者が判断するものとし、通行の安全を確保した後、速やかに行う。

また、交通規制を解除した場合は、速やかに当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに、県の管理する道路内においては県西部建設事務所呉支所に連絡する。

(2) 公共交通機関の運行

ア 報告など

西日本旅客鉄道株式会社広島支社、広島電鉄株式会社バス事業本部、その他のバス事業を行う公共交通機関は、被害が発生するおそれがあり運行経路を変更した時は、速やかに市長に報告又は通知するものとする。

イ 報告事項など

報告、通知に当たっては、路線名、区間、期間、理由、代替運行その他の状況などの事項を明示して行うものとする。

(3) 緊急通行車両・規制除外車両の確認等

ア 緊急通行車両の確認

(7) 緊急通行車両確認証明書の申請

災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車又は自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって、特別の自動車番号票を有しているものを除く。）を使用する場合は、県知事又は公安委員会に対し、緊急通行車両確認証明書の申請を行う。ただし、事前届出がなされている場合は、原則警察署に申請する。

(イ) 確認対象車両

確認対象の車両は、災害対策基本法第50条第2項による災害応急対策の実施責任機関（市及び関係する公共機関等）が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために用いる車両である。

(ウ) 標章及び証明書の掲示

申請を受けた県又は警察署が緊急通行車両であることを確認したときは、確認標章及び緊急通行車両確認証明書が交付されるので、交付を受けた標章を当該車両の前面の見やすい場所に提示するとともに、証明書を必ず携行し、警察官等から掲示を求められたときはこれを提示する。

※ 標章については、「資料編」参照

イ 緊急通行車両の事前届出・確認

緊急通行車両の事前届出制度を活用し、確認手続きの事務の省力化・効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。

ウ 規制除外車両の確認

(7) 規制除外車両確認証明書の申請

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものとして、公安委員会が災害対策基本法に基づく交通規制の対象から除外することとした車両を使用しようとする者は、公安委員会に規制除外車両確認証明書の申請を行う。

(イ) 確認対象車両

確認対象の車両は、緊急車両以外の車両であって事前届出の対象とする以下の車両又はそれ以外に公安委員会が交通規制の対象から除外することとした車両をいう。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> a 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両 b 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両 c 患者等輸送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。） d 建設用重機、道路障害物除去作業用車両又は重機輸送用車両 |
|---|

(ウ) 標章及び証明書の掲示

申請を受けた県又は警察署が規制除外車両であることを確認したときは、確認標章及び規制除外車両確認証明書が交付されるので、交付を受けた標章を当該車両の前面の見やすい場所に提示するとともに、証明書を必ず携行し、警察官等から掲示を求められたときはこれを提示する。

※ 標章については、「資料編」参照

エ 規制除外車両の事前届出・確認

規制除外車両の事前届出制度を活用し、確認手続きの事務の省力化・効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。

(4) 発見者等の通報と運転者に求める行動

ア 発見者等の通報

災害時に道路、橋りょう等の危険な状況や、交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報を行う。

通報を受けた警察官は、その旨を市長及び道路管理者に通報し、市長はその路線を管理する道路管理者又は警察署長、消防局に通報する。

イ 災害発生時において運転者に求める行動

(7) 土砂災害や大規模な車両事故等が発生したとき

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> a 走行中の場合は、次の要領により行動すること。 <ul style="list-style-type: none"> ① できる限り安全な方法により、車両を道路の左側に停車させる。 ② 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。 ③ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上において避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所においておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。 b 避難のために、原則として徒歩で行い、車両を使用しないこと。 |
|---|

(イ) 道路の通行禁止等が行われたとき

- a 区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動すること。
- b 当該道路の区間以外又は道路外に移動することが困難な場合は、当該車両を道路の左端に沿って駐車する等緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- c 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車すること。

(ウ) 道路が冠水したとき

冠水した道路については、通行を自粛すること。

2 障害物の除去**(1) 緊急輸送路の確保**

ア 道路啓開のための車両等の移動

道路管理者、漁港管理者又は港湾管理者（以下「道路管理者等」という。）は、放置車両が緊急通行車両の通行を妨害し、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるため、緊急の必要があるときは、道路区間を指定し、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置をとることを当該車両の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に命ずることができる。

イ 道路区間の指定

(ア) 道路管理者等は、道路区間を指定するときは指定すべき道路区間の起終点を示して行うが、指定した後であっても、被災状況等に応じて、適宜区間の追加、削除を行う。

(イ) 道路管理者等が、道路区間の指定をするときは、あらかじめ、県公安委員会（当該地域を管轄する警察署）に当該道路区間及び指定の理由を通知しなければならない。なお、通知は書面で行うことを原則とするが、緊急を要する場合は口頭で行い、口頭での通知を行ったときは速やかに書面を送付する。

(ウ) 県公安委員会は、必要があると認めるときは、道路管理者等に対して区間を指定し、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置をとることを要請することができる。

また、国は特に必要があると認めるときは、指定区間以外の国道、県道及び市道に関し、道路管理者等に対して道路の啓開を行うよう要請することができる。

ウ 指定道路区間の周知

道路管理者等は、道路区間の指定をしたときは、当該指定区間の道路利用者に対して、道路情報板やラジオ等を利用し、当該指定道路区間を周知する措置をとらなければならない。

エ 車両等の移動

道路管理者等は、占有者等への移動命令、又は道路管理者等自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行う。原則として、車両等の移動は道路区間を指定した後に実施することになるが、周知と同時に行うこともできる。

車両等の移動は、緊急車両の通行を確保するため最低1車線の通行を確保することとなるが、道路啓開により確保する幅員及び車線は、被災地の状況等に応じて判断する。

オ 土地の一時利用

道路管理者等は、車両等の移動の措置をとるために、やむを得ないときは、必要な限度で、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分できる。

カ 損失補償

道路管理者等は、車両移動や土地の一時使用等により、損失が発生した場合には、損失を補償しなければならない。

(2) 道路障害物除去

ア 緊急に障害物を除去すべき道路の把握と優先順位の決定

緊急交通路（「広島県緊急輸送道路ネットワーク計画」に定める緊急輸送道路）に指定された路線について、障害物除去に関する情報収集・提供を行う。

また、障害物の除去が必要な緊急輸送道路等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて実施する。

イ 道路障害物除去作業の実施

(ア) 資器材等の確保

保有する資器材及び応援協定等により、人員・資器材等を確保する。

人員・資器材等が不足する場合は、県及び関係団体等に対し、必要な応援要請を行う。

(イ) 障害物除去作業

所管する緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を県及び関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じて障害物作業を実施する。

なお、次の事項に留意して行う。

- | |
|--|
| <p>a 道路緊急輸送は原則として1次、2次、3次の緊急輸送道路の順で行うが、災害規模や道路の被災状況に応じて障害物除去路線を決定する。</p> <p>b 警察、自衛隊、消防局等と協議し、人命救助を最優先させた除去活動を行う。</p> <p>c 道路障害物除去に際しては、2車線を確保するのが原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交差ができる退避所を設ける。</p> <p>d 道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防局及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。</p> <p>e 各道路管理者と調整し、競合する部分のないようにする。</p> <p>f 公安委員会又は警察署長の行う交通規制との調整を図る。</p> <p>g 道路障害物除去により発生するがれきの一時集積場所等について、関係機関との調整を行う。</p> |
|--|

ウ 長時間放置された車両の移動

道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路の災害復旧に関する工事のため、道路に長時間放置された車両について、道路法（昭和27年法律第180号）第67条の2の規定に基づき、道路上の場所に当該車両を移動することができる。

(3) 港湾障害物除去

ア 緊急に障害物を除去すべき港湾の把握と優先順位の決定

輸送拠点に指定され、障害物除去が必要な港湾についての情報収集を行い、優先順位を決めて実施する。

イ 港湾障害物除去作業の実施

県と協力し、港湾及び臨港道路の障害物除去を的確かつ迅速に行う。

また、障害物の除去により発生した土砂、流木及びがれき等の一時集積場所について、関係機関との調整を行う。

(4) 対象ごとの障害物及び除去の方法

対象ごとの障害物及び除去の方法は、次のとおりである。

種 類	障害物	除去の方法
住居	住居に被覆, 流入した岩石, 土砂, 竹木など	ア 住居に運び込まれた障害物については, 自らの力をもってしては障害物を除去し得ないものに限って, 居室, 炊事場, 便所など日常生活を可能にする程度の除去を行う。 イ 特殊機械器具などの応援を要する場合には, 関係機関に応援を求める。
道路	ア 崖崩れなどによる岩石, 土砂などの被覆 イ 街路樹, 竹木, さくなどの被覆 ウ 工作物など	ア 災害の発生が予想される主要な箇所を適宜巡視し, 災害が発生した場合は速やかに除去する。 イ 市道, 県道, 国道上の障害物は, それぞれ市, 県, 国が除去するが, 相互に連絡し協力して行う。
橋りょう, 河川	流木, 流じんなどの被覆	河川, 橋りょうにおける流木などの障害物は, 必要機材をもって除去する。
港湾	ア 木材の流失 イ 埋め立て工事用の排砂管, 排砂管受枠の流失 ウ 埋没土砂 エ 工作物	航路における流木などの障害物は, えい船などで収集する。

(5) 除去する手続

- ア 商工業者が自ら取り扱う物品が障害物となったときは, 原則として, その直接関係のある商工業者が除去するものとする。
- イ 工作物などを除去したときは, 市長又は警察署長が工作物などを一時保管する。
- ウ 工作物などを保管した場合は, 必要な事項を公示する。
- エ 工作物などの売却手続は, 原則として競争入札とする。

(6) 障害物の一時集積場所

障害物の一時集積場所は, 公園, 公立学校の運動場などの公有地を検討する。

第3 交通施設応急対策

道路、鉄道、港湾、漁港等の交通施設は、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、応急・復旧のための対策を迅速に実施する。

1 実施責任者

交通施設の区分	実施責任者
道 路	道路管理者（中国地方整備局，県，市，西日本高速道路株式会社中国支社）
港 湾	港湾管理者（県，市），中国地方整備局
鉄 道	西日本旅客鉄道（株）広島支社

2 実施基準

道路、港湾、鉄道の交通施設に係る災害応急対策は、当面必要最小限度の機能を確保することを第一の目標とし、最小限の機能が確保された後、本来の機能回復に努めるものとする。

この場合の実施の基準は、概ね次に掲げる順序による。

(1) 陸上交通施設（道路及び鉄道）

ア 孤立地域の解消。この場合の地域は市町単位を原則とする。ただし、人命の救助等急施を要する場合はこの限りでない。

イ 広域間の幹線交通の確保

ウ その他の道路交通の確保。この場合交通量の多い路線又は区間から実施する。

(2) 海上交通施設（港湾）

ア 接岸及び係留施設

イ 外かく施設

ウ 水域施設

ただし、人命、財産の危険のある場合又は急施を要する場合はこの順序によらず実施する。

3 実施方法

施設の管理者は、それぞれ管理する交通施設の災害に対処する計画を定め、災害応急対策を実施する。

この場合、その施設の所在する地域の関係機関（市を含む。）は、事故の業務に支障のない範囲において、これに協力する。

第4 交通マネジメント

市は、応急復旧時における復旧活動等への交通混乱の影響を最小限に留めるために必要と認めるときは、交通マネジメント施策の包括的な検討・調整を行うための中国地方整備局が組織する「災害時交通マネジメント検討会（以下「検討会」という。）」の開催について、県に要請する。

1 災害時交通マネジメント検討会

検討会では、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行う。

- ※ 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組
- ※ 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

2 構成員の相互協力等

市は、検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、業務に支障のない範囲において検討会の構成員との相互協力を行う。

3 協議・訓練等

市は、平時から、あらかじめ検討会の構成員との連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練等を行うものとする。

第5 緊急輸送計画

風水害による災害時には、避難及び救出、救助等の応急対策を実施するために、必要な人員、物資等の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要であるため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した効率的な緊急輸送を実施するために必要な措置を講じる。なお、大規模災害時には、県が作成する輸送計画に基づき輸送体制を確立する。

1 緊急輸送の実施

(1) 実施責任者

輸送対象別の緊急輸送の実施責任者と輸送に当たっての配慮事項は次のとおりである。

輸送対象	実施責任者	輸送に当たっての配慮事項
被災者	市長	・人命の安全
災害応急対策及び災害救助を実施するために必要な要員及び物資	災害応急対策を実施すべき機関の長	・被害の拡大防止 ・災害応急対策の迅速かつ円滑な実施

(2) 対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、次の各段階において必要な対象を優先的に輸送する。

段階	輸送対象
第1段階 (警戒・避難期)	ア 救助、救急、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 イ 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電気、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等 オ 輸送施設、輸送拠点の復旧、交通規制等に必要な人員、物資
第2段階 (事態・安定期)	ア 上記第1段階の続行 イ 食料、水等生命の維持に必要な物資 ウ 傷病者及び被災者の避難場所から避難所・被災地外への輸送 エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
第3段階 (復旧期)	ア 上記第2段階の続行 イ 災害復旧に必要な人員、物資 ウ 生活必需品

2 緊急輸送手段の確保

(1) 緊急輸送手段

緊急輸送は、次の手段のうち最も適切なものにより実施する。

緊急輸送手段	確保順位・方法等
自動車	ア 応急対策実施機関所有の車両等 イ 公共的団体の車両等 ウ 貨物自動車運送事業者等の営業用車両 エ その他の自家用車両等 ※ 災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、広島県トラック協会等に対し、保有する営業用車両等の応援要請をする。
鉄道	次の場合において、それぞれの実施機関に直接要請する。 ア 道路の被害等によって自動車による輸送が不可能な場合 イ 遠隔地において物資、資材等を確保したときで、鉄道によって輸送することが適切な場合
船舶等	ア 市有・県有船舶等 イ 民間船舶等 ウ 海上保安部所属の船舶 エ 自衛隊所属船舶 オ 中国地方整備局所属の船舶
航空機	県に輸送条件を明示して要請を行う。

(2) 輸送条件

市長は、車両、船舶等の調達を必要とする場合、次の点を明示して要請する。

ア 輸送を必要とする人員又は物資 イ 輸送を必要とする区間 ウ 輸送の予定時刻 エ その他必要な事項

(3) 費用の基準及び支払い

- ア 輸送業者による輸送及び車両等の借上げは、国土交通省の許可・届出を受けている料金による。
- イ 自家用車の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送実費を下回らない範囲内で所有者と応急対策実施機関との協議によって定める。
 ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費相当（運転手雇い上げのときは賃金）程度の費用とする。
- ウ 輸送費あるいは借上げ料の請求に当たっては、債権者は輸送明細書を請求書に添付して要請機関の長に提出する。

3 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保

(1) 緊急輸送道路・迂回路の選定

緊急輸送道路の被害状況を速やかに把握し、迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、最も適当な緊急輸送道路や迂回路を選定し確保する。

※ 市が指定している緊急用輸送道路等については、「資料編」参照

(2) 輸送拠点等の確保

各種輸送拠点は、呉市地域防災計画共通編災害予防編「第11節 防災拠点の整備」の中から選定し、発災時にはその拠点の被害状況を速やかに把握し、必要な拠点を確保する。

(3) 備蓄・集積拠点

救援物資の備蓄・集積拠点は、原則として陸上は呉市体育館及び呉市総合体育館、海上は川原石地区ふ頭用地、宝町地区ふ頭用地、阿賀マリノポリス地区ふ頭用地とする。ただし、緊急輸送道路等の被災状況に応じて、これら以外の上記輸送拠点の中から選定する。特に大規模災害時には、陸路にあつては市域外から輸送を考慮して昭和地区及び郷原地区の防災拠点の施設を選定する。なお、選定に当たっては、フォークリフトが使用できる屋内施設を優先して検討する。

また、救援物資の備蓄・集積拠点として、民間のトラックターミナル、倉庫、工場、体育館の活用も検討する。

第6 貯木及び在港船舶対策計画

河川の氾濫又は津波、高潮による水面貯木場からの木材の流出、あるいは在港船舶の転覆座礁等の事故を防止するとともに、これらによる災害が他の財産の損失及び沿岸住民への被害を及ぼすことを未然に防止する。

1 貯木対策

(1) 実施責任者

市長、警察署長及び海上保安部長は、災害の発生のおそれがある場合、貯木場管理者、木材取扱者及びその他木材に関して直接責任を有する者（以下「管理責任者」という。）に対し、除去、保安等必要な措置をとるよう指示する。

(2) 実施方法

ア 管理責任者の実施事項

- (ア) 木材貯蔵の実態を把握し、常時収容能力を超えて貯木しないよう留意すること。
- (イ) 木材の係留施設を特に強化し、強化に必要な資材を準備すること。
- (ウ) 木材は強固ないかだを組み、固縛するなどの措置を行い、津波又は高潮による流出を防止すること。
- (エ) 高潮又は河川の増水により木材の流出が予想される場合は、他の安全な区域への移転を行うこと。
- (オ) 木材が流出した場合には、速やかに収容対策を講じ、収容できない木材については、海上保安部等の関係機関に通報すること。

イ 市長等の指示

市長、警察署長及び海上保安部長は、災害の発生が予測されるときは、その災害によって流出するおそれがある貯木について、除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。

2 在港船舶対策

海上保安部は、高潮から在港船舶の安全を確保するため、必要な措置を講ずる。

(1) 実施責任者

実施責任者	港名	根拠法令
港長（呉海上保安部長）	特定港 呉港	港則法
呉海上保安部長	特定港以外 御手洗港、蒲刈港	

(2) 実施方法

ア 移動命令

港長又は呉海上保安部長は、特に必要があると認めるときは、港則法（昭和23年法律173号）第10条及び第39条第3項の規定に基づき、港則法第2条に定める港に在港する船舶に対して移動（避難）を命ずる。

イ 乗船命令

港長は、港則法第8条第3項の規定に基づき危険を防止するため必要と認められる場合は、特定港内において修繕中又は係留中の船舶に対し必要な船員の乗船を命ずる。

ウ 海上保安官の行う避難指示

海上保安官は、海上における人命、財産を保護するため特に必要があると認めるときは、避難の指示を行う。

(3) 関係機関との協力

警察署、港湾管理者、漁港管理者及びその他の関係者は、第六管区海上保安本部の行う在港船舶対策に対して協力をを行う。

(空 白)

第6節 避難生活、情報提供、要配慮者対策に関する活動

第1 避難計画

1 避難所等の開設等

(1) 指定避難所設置義務

市は、災害により被害を受けた者又は受けるおそれがある者で避難を必要とする者を、一時的に入所させ保護することを目的に指定避難所を開設する責務を有する。

災害救助法が適用され、知事が実施を委任した場合、市長は実施責任者として（災害救助法第13条及び災害救助法施行令第17条による）、災害が発生した日から7日以内（特に必要な場合は延長を行う。）の間、指定避難所を開設して救助に当たる。

(2) 避難所の開設等

市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、市は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

ア 開設の方法

(7) 避難所の開設の決定は、災害対策本部（又は災害警戒本部、危機管理課）が行う。

(i) 避難所の開設は、次のとおりとする。

第1 開設避難所	市避難所配置職員又は施設管理者等が開設
第2 開設避難所	
福祉避難所	二次的避難所として、市の要請を受けた施設管理者が開設
地域開設避難所	施設を管理する自治会、自主防災組織等が開設

※ 第1 開設避難所及び第2 開設避難所については、危機管理課、施設管理者、自治会、自主防災組織等との協議により地域で鍵を管理する場合は、自治会、自主防災組織等が開設できるものとする。

※ 自治会、自主防災組織等により避難所を開設した場合には、危機管理課、各市民センター等に連絡するものとし、必要に応じて市職員を派遣するものとする。

(7) 避難所を開設する場合は、その旨を速やかに広報するとともに、次の点に留意し避難者の受入れと保護を行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> a 避難所の立地条件と建築物の安全の確認 b 避難所を管轄する警察署等との連携 c 市有建物以外の施設を使用する場合、当該施設の職員等との連携 d 開設した避難所の付近住民に対する速やかな周知徹底 e 避難所配置職員、施設管理者等の役割の明確化 f 避難者名簿の作成 |
|--|

(8) 災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む。）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

この場合、避難所配置職員は福祉保健対策部と連携を密にし、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、飼い主の理解と協力を得ながら、犬や特定動物による人へ

の危害防止や被災動物の保護・受入れなどに努める。

イ 指定避難所の把握及び周知

指定避難所の所在地，名称，概況，受入可能人数等その実態を把握するとともに関係者に周知する。

(3) 避難行動要支援者の避難等

市は，避難行動要支援者を適切に避難誘導し，安否確認を行うため，地域住民，自主防災組織，民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら，平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上，関係者との共有に努める。また，情報伝達体制の整備，避難誘導體制の整備，避難訓練の実施を図るものとする。

更に，指定避難所では生活することが困難な障害者，医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が指定避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに，福祉避難所の設置や，避難場所として宿泊施設を借上げる等，多様な指定避難所の確保に努めるものとする。特に，医療的ケアを必要とする者に対しては，人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源やケアを行う際の照明の確保のほか，家族が共に過ごせるスペースや衛生面の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

避難行動要支援者の避難等の措置について，市のみで対応できない場合は，他の市町や関係機関等の協力を求めて，市外の社会福祉施設等へ避難させる。

(4) 指定避難所の管理運営

指定避難所の運営に当たっては，市，自主防災組織，ボランティア団体その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし，相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。

特に，市はあらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど，発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。また，自治会や自主防災組織等と協力し，施設の速やかな開錠体制の構築及び円滑な指定避難所の運営に努め，避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう，その立ち上げを支援するとともに，避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。

なお，市及び県は，相互に連携を図り，避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし，保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供，公営住宅，民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって指定避難所の早期解消に努めるとともに，災害の規模，被災者の避難及び受入状況，避難の長期化等を考慮して，必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務としては，次の点に留意する。

ア 情報伝達手段を確保し，避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに，避難者数の確認，避難者名簿の作成等により指定避難所及び避難者の状況を早期に把握し，関係防災機関へ連絡する。

また，指定避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握に努め関係防災機関へ連絡する。

イ 食事提供の状況，トイレの設置状況等の把握に努め，指定避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに，救護所の設置等の医療体制の確保や，避難者の心身の健康の確保のため保健師等による健康相談，心のケアなど必要な対策を行う。

また，プライバシー確保や様々なニーズの違いに対応できるよう，男女双方の視点等に配慮するなど，良好な生活環境を維持するよう注意を払う。

ウ 避難の長期化等必要に応じて，簡易ベッド等の活用状況，入浴施設設置の有無及び利用頻度，洗濯等の頻度，医師や看護師，保健師，管理栄養士等による巡回の頻度，暑さ・寒さ対策の必要性，ごみ処理の状況など，避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め，必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また，指定避難所での健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配，食事の提供等栄養管理に努める。

エ 指定避難所における食料，飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し，効率的に配給する。

- オ 要配慮者用の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。
 また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
- カ 市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努め、また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。
- キ 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- ク 市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。
- ケ 市は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。
 また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- コ やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。
- サ 県から示された「ペット受入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。
 市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

2 一時帰宅の実施

- (1) 災害対策本部長は、応急危険度判定等により「危険家屋等」と判定された家屋において一時的な安全が確保できると判断した場合、被災者の一時帰宅を認めることができる。
- (2) 一時帰宅の実施に当たっては、警察機関、消防局、自衛隊派遣部隊等との連携により、安全の確保に万全を期して実施する。

3 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等を考慮して、当該市外への広域的な避難、避難所や応急仮設住宅等への収容等が必要であると判断した場合には、次のとおり支援を要請するものとする。

(1) 県内他市町への受入要請

ア 県内他市町との協議

市長は、災害が発生し、本市被災者について県内他市町における一時的な滞在の必要がある場合は、あらかじめその旨を県知事に報告し、当該市町の市町長（以下「協議先市町長」という。）に協議するものとする。なお、県知事にあらかじめ報告することが困難な場合は、協議の開始の後、遅滞なく報告するものとする。

イ 協議先の市町における受け入れるべき避難所の決定及び通知

市長は、協議先市町長から受け入れるべき避難所について決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、県知事あてに報告するものとする。

ウ 本市被災者への情報提供

本市避難者に対しては、避難先の市町と連携して、本市からの必要な情報の提供に努めるものとする。

エ 本市被災者の一時的な滞在の必要がなくなった場合

市長は、本市被災者の市域外における一時的な滞在の必要がなくなった場合は、速やかにその旨を協議先市町長及びその他の内閣府令で定める者に通知し、公示を行うとともに、県知事あてに報告するものとする。

(2) 県外市町村への受入要請

ア 県知事との協議

市長は、災害が発生し、本市被災者について県外市町村における一時的な滞在の必要がある場合は、県知事に対し、当該都道府県の都道府県知事と本市被災者の受入れについて協議することを求めるものとする。

イ 県外市町村における受け入れるべき避難所の決定及び通知

市長は、県知事から県外市町村における受け入れるべき避難所について決定した旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を公示し、内閣府令で定める者に通知するものとする。

ウ 本市被災者への情報提供

本市被災者に対しては、受入れ先の市町村と連携して、本市からの必要な情報の提供に努めるものとする。

エ 本市被災者の受入れが不要となった場合

市長は、本市被災者の県外市町村における一時的な滞在の必要がなくなった場合は、速やかにその旨を県知事に報告、及び公示するとともに、その他の内閣府令で定める者に通知するものとする。

4 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合、市は住民等への広報を行うとともに、必要に応じ一時滞在施設等への避難誘導を行うものとする。

5 避難所における滞在困難者対策

やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。

第2 災害広報計画

崖崩れ、浸水等による災害発生時には、住民の情報ニーズが急激に増加する中で、迅速かつ的確な市民広報を実施し、住民、自主防災組織及び各事業所等の情報不足や混乱を解消するとともに、被害を最小限に止めることが重要になる。

このような災害時に様々な状況下にある住民等に対して、市が保有する広報手段を駆使して情報提供を行うとともに、災害状況によっては報道機関等へ放送要請を行う等により、災害や避難、生活等に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供できるよう努める。

計画目標	災害発生から30分以内に広報体制を確立 災害発生から1時間以内に広報を開始
------	--

1 市による災害広報の実施

(1) 広報の体制

ア 災害対策本部は、防災関係機関と協力して、風水害に関する災害情報のうち浸水・土砂災害等による避難指示等、住民の身体・財産に係る緊急広報を実施する。

イ 災害対策本部は、報道機関に対する災害時報道発表資料を作成し、報道機関への情報提供、会場及び発表時間等の調整その他報道対応全般に関することを実施する。

ウ 災害対策本部は、緊急の広報を含む災害情報、生活関連情報、救済措置情報等の総合的な広報活動を実施する。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答できるよう努める。

エ 各対策部は、定期的に災害対策本部に対して災害情報、生活関連情報等を報告する。

オ 災害対策本部は、報告を受けた情報を整理し、関係機関への閲覧用資料を作成するとともに、各部局への情報提供を行い情報の共有化を図る。

※ 警戒本部においても、災害対策本部における広報の体制に準じて行う。

(2) 広報の内容

関係機関と連携し、次の事項を中心に広報を実施する。

災害情報	<p>ア 地震、津波、豪雨、台風等に関する気象情報</p> <p>イ 災害発生状況（地盤災害・土砂災害等の発生状況等）</p> <p>ウ 災害対策本部の設置と活動状況</p> <p>エ 避難誘導及びその他注意事項</p> <p>オ 避難指示等の実施状況</p> <p>カ 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・閉鎖情報</p> <p>キ その他必要な事項</p>
生活関連情報	<p>ア 電気、ガス、水道、下水道、通信施設等の被害状況と復旧見込み</p> <p>イ 食料、生活必需品等の供給実施状況</p> <p>ウ 道路交通状況（通行止め等による交通規制区間等）</p> <p>エ 医療機関の活動状況、救護所の設置状況</p> <p>オ その他必要な事項</p>

救援措置情報	ア 罹災証明書等の発行状況 イ 各種相談窓口の開設状況 ウ 税、手数料等の減免措置の状況 エ 必要なボランティア情報（県外等からの支援者の受入れ調整等） オ 義援金・救援物資の受入れ方法・窓口等に関する情報 カ 災害援護資金等の融資情報 キ 仮設住宅等の臨時住宅の提供状況 ク 市業務の再開状況 ケ その他必要な事項（防災機関に対する不要不急電話を自粛する旨の連絡、被災地への救援物資発送に当たっての送り先、内容明示等の要望）
--------	---

(3) 広報の方法

ア 緊急広報

避難指示等の緊急広報の実施方法については、本編第2節「第3 住民等の避難誘導に関する計画」を参照すること。なお、避難指示等を行った場合は、災害対策本部は報道機関に対し直ちに情報提供を行う。

イ 一般広報

関係各課、関係機関等と連携し、次に示す手段により効果的な広報活動を実施する。なお、警戒体制以降については、各担当対策部が連携して実施する。

(ア) 市が行う広報

手 段	方 法
広報刊行物の発行	各部局等から掲載内容を取りまとめ、災害に関する広報刊行物を逐次発行する。
	自治会及び自主防災組織等に対し、広報刊行物の避難所への配布、地域への戸別配布、掲示板への掲示を依頼する。
	住民に広報された内容について、職員に周知徹底する。
現地広報・広報車	自主防災組織及び消防団等に協力を依頼し、職員の派遣等により行う。市の広報車及び消防署・消防団の消防車の市内巡回により行う。
市防災行政無線	市防災行政無線を利用して行う。
防災情報メール配信システム等	携帯電話のメール機能を活用し、災害の状況、気象予警報等を住民及び防災関係者へ伝達する。
インターネット	市のホームページを利用して行う。
SNS	市の SNS を利用して行う。

(イ) 報道機関を通じた広報

手 段	方 法
ラジオ・テレビ	ラジオ・テレビの番組を利用して行う。
新聞	生活関連情報・救援措置情報等を提供し、広報を行う。

ウ 報道機関への発表

(ア) 報道機関への情報提供は、原則として本部事務局を窓口とする。なお、現地災害対策本部を設置した場合は、現地に報道機関対応窓口を設置する。 (イ) 災害対策本部を設置した場合は、速やかに記者発表を行い、市民に対して冷静な行動をとるよう呼びかける。 また、報道機関に対して、発表時間を示し、災害情報、生活関連情報及び救援措置情報等の提供を行う。 (ウ) 災害対策本部等の活動状況については、原則として毎日定時に本部事務局が報道機関に発表する。発表内容については、速やかに住民に提供を行うよう、報道機関に対し協力を求める。

エ 要配慮者に対する広報

- (ア) 聴覚障害者に対しては、広報紙やチラシにより情報提供を行うとともに、手話通訳や文字情報を入れた報道を報道機関に対して要請する。
- (イ) 各種障害者団体やボランティア団体等に対して、情報提供を行う。
- (ウ) 外国籍住民に対しては、避難所への語学ボランティアの派遣、多言語による広報刊行物の配布、多言語による報道の要請、外国人関係団体への情報提供等を行う。

2 防災関係機関による災害広報

防災関係機関は、事前に定めた災害時の広報計画等に基づき、市民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要があるときは、市及び報道機関に広報の実施を要請する。

(1) 防災関係機関の行う広報の内容

市の広報事項のうち、各機関が所管する施設の被害・復旧状況や所管業務に係る応急・復旧対策状況等に関する広報事項とする。

(2) 防災関係機関の行う広報の方法

ア 各防災関係機関は、保有する広報手段を活用し、相互に連携しながら広報活動を実施する。

イ 広報の実施に当たっては、視聴覚障害者、高齢者、観光客、外国籍住民等に十分配慮して行う。

3 災害の記録

災害が発生した場合には、できるだけ災害記録写真を撮影し、これを整理保存し、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。

第3 要配慮者対策計画

要配慮者対策は行動等に制約があるため、自力による危険回避行動や避難行動に困難を伴うことが多く、被災しやすい。

特に、災害を契機に新たに要配慮者となった者については、早急にその実態の把握が必要となる。

このため、要配慮者に対し、安全確保や個々の心身の健康状態、ニーズ等に特段の配慮を行い、地域住民等と連携し、きめ細かな各種支援対策を積極的に推進する。

1 要配慮者に係る対策

(1) 市が実施する要配慮者対策

災害発生時に、平常時から在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生する。

こうした要配慮者に対し、時間の経過に沿って各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行うことが重要であるため、次の点に留意し対策を実施する。

ア 在宅保健福祉サービス利用者、独り暮らし老人、障害者、難病患者等の名簿を利用する等により、居宅に残された要配慮者の迅速な発見に努める。

イ 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ、次の措置をとる。

- (ア) 避難支援等関係者と協力して避難所等へ誘導する。
- (イ) 必要に応じて社会福祉施設等への緊急入所を行う。
- (ウ) 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行う。

ウ 要配慮者に対するホームヘルパー・手話通訳者等の派遣や補装具の提供等の福祉サービスについては、発災1週間を目処に組織的・継続的に開始できるようにする。

そのため、発災後2～3日目から、すべての避難所を対象として、次の事項について要配慮者の把握調査を開始する。

- (ア) 要配慮者の身体の状態
- (イ) 家族（介護者）の被災状況
- (ウ) 介護の必要性
- (エ) 施設入所の必要性
- (オ) 日常生活用具（品）の状態
- (カ) その他避難生活環境等

(2) 県への協力要請等

必要に応じて、県への協力要請等を行う。

2 高齢者及び障害者に係る対策

避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、次の点に留意しながら高齢者及び障害者に係る対策を実施する。

- (1) 被災した高齢者及び障害者の迅速な把握に努める。
- (2) 掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障害者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (3) 避難所、在宅等において、被災した高齢者及び障害者の生活に必要な車椅子、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の派遣のニーズを把握するため相談体制を確立する。
- (4) 被災した高齢者及び障害者の生活確保に必要な車椅子、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の派遣について迅速に調達を行う。
- (5) 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行う等当該物資の確保を図る。
- (6) 避難所や在宅における高齢者及び障害者に対するニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。

3 児童に係る対策

(1) 要保護児童の援護

市は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- ア 避難所の市職員、施設管理者及び運営責任者等は、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童を発見した場合は、災害対策本部に通報する。
- イ 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見し、その実態把握を行う。
- ウ 福祉保健対策部及び教育対策部は、連携を密にして避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供すること。
- エ 孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。
- オ 孤児、遺児の養育あるいは社会的自立を支援するため、児童扶養手当の支給手続きを迅速に行うとともに、県に対し、母子福祉資金の貸付、年金事務所における遺族年金の早期支給手続きを迅速に行うよう要請する。

(2) 児童の保護等のための情報伝達

被災者に対し、掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用、報道機関の協力、インターネットの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

(3) 児童のメンタルケアの実施

災害後には、児童に心理的な悪影響（PTSD：心的外傷後ストレス障害）が生じるおそれがある。教育対策部は、県（児童相談所）及び医師会等との関係機関及び専門家等と連携し、必要に応じたカウンセラーの派遣等、児童の「心のケア」対策を実施する。

(4) 母子家庭等の支援

- ア 被災した母子家庭、寡婦、父子家庭の迅速な把握を行い、生活必需品やサービスの情報や利用可能な施設等の情報提供を行う。
- イ 県及び関係機関と協力し、母子父子寡婦福祉資金の貸与や児童扶養手当及び児童手当の支給等、養育する児童のための資金貸与や手当の給付に係る情報の提供に努める。
- ウ 県及び関係機関と協力し、母子家庭、寡婦、父子家庭に対する介護人派遣の利用を促す。

4 観光客及び外国人住民（旅行者を含む）に係る対策

(1) 観光客の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、的確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努めるとともに、関係機関と連携を図り、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動を行う。

(2) 外国人住民（旅行者を含む）の安全確保等

市は、次のとおり外国人住民（旅行者を含む）の安全確保等に努める。

ア 翻訳機や携帯電話の翻訳アプリ等を活用して、災害時の情報提供や相談対応等を行う。なお、翻訳機や携帯電話の翻訳アプリ等を活用するために、市職員に研修を実施しておくものとする。

イ 消防・警察等は、外国人住民（旅行者含む）の迅速な救助及び避難誘導を行う。

ウ 自治会や、民生委員・児童委員、自主防災組織等に対し、安否確認、避難誘導等の支援を働きかける。

エ ホームページ等にて避難場所の所在等の情報を多言語により提供する。

オ 避難場所や避難所でのルール、避難標識等の表示を多言語で行う。

カ 外国人が医療機関において受診する等、緊急を要する場合には、医療機関において多言語医療問診票等を活用する。

5 社会福祉施設等に係る対策

(1) 入所者・利用者の安全確保

ア 社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。

また、食料、飲料水、生活必需品等及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設県、市に支援を要請する。

イ 市は、個々の入所者・利用者のニーズに応じた医療施設及び社会福祉施設等の受入れ先を確保し、入院患者・入所者等の誘導を援助するとともに、援護の必要性の高い被災者を優先的に隣接する市町等の医療施設及び社会福祉施設等に入院又は入所させるよう努める。

(2) 支援活動の内容

ア 市及び県は、次の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。

(ア) ライフラインの復旧について、当該社会福祉施設等の早期の機能回復が図られるように優先的な対応を各事業者へ要請する。

(イ) ライフラインの復旧までの間、食料、飲料水、生活必需品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講じる。

(ウ) ボランティアへの情報提供などを含め、マンパワーを確保するための対策を講じる。

イ 市は、必要に応じて県を通じて国に対し、物資又はマンパワーの広域的支援に関し、他の都道府県等からの応援体制の確保等の支援を要請する。

第4 住宅の確保及び応急対策計画

災害救助法に基づき、住家が災害により倒壊・損傷を受け、自己の資力では直ちに住宅を確保できない者に対し、住宅の応急修理又は応急住宅の提供を行う。なお、被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合には、住宅の提供を円滑に行えるよう紹介・あっせんを行う。

1 応急住宅の提供

(1) 入居者の選定等

ア 入居者の選定等

入居者の選定は、市が行う。なお、県及び他の市町村の提供住宅に入居させる場合には、入居する世帯主名、入居時期を速やかに県に報告する。

イ 対象者

- (ア) 住家が全壊、全焼又は流出、若しくは、それに準ずる者として発災後、国より通知される要件に該当する世帯
- (イ) 居住する仮住宅がなく、また借家等の借り上げもできない世帯
- (ウ) 自らの資力では住宅を確保することができない世帯

ウ 必要住宅戸数の把握

災害対策本部において住宅の提供が必要な世帯数を取りまとめ、県に報告する。

(2) 公的住宅の提供

ア 方針

- (ア) 公的住宅の空家のうち、提供可能なものを提供する。
- (イ) 公的住宅の提供によっても不足する場合は、応急仮設住宅を建設し提供する。

イ 必要住宅戸数等の把握

住宅の提供が必要な世帯の数及び家族構成、人数、男女別、年齢等必要な事項を把握する。

ウ 提供可能住宅戸数の把握

エ 県への援助要請

市の提供可能住宅の提供だけでは必要戸数に満たず、県及び他の市町村から提供を受ける必要がある場合には、県に援助を要請する。

この場合、住宅の提供が必要な世帯の数及びその世帯の世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。

(3) 応急仮設住宅の建設

ア 方針

- (ア) 応急仮設住宅の建設は、市が実施する。なお、災害救助法が適用された場合は、市の要請に基づき県が広島県応急仮設住宅建設マニュアルに従い建設し提供する。
- (イ) 敷地については、できる限り集団的に建築できる場所を公共用地等から優先し、市が選定する。
- (ウ) 仮設住宅の構造は、鉄骨プレハブ造とし、規模は入居世帯の人数に応じて定める。

イ 建設場所

設置の場所については、次の事項などを考慮して選定するものとする。

- (ア) 原則として、市有地又は公有地とすること。やむを得ず、私有地に設置する場合は、私有地の所有者と市との間に賃貸契約を締結するなど、後日問題が起こらないよう十分協議すること。
- (イ) 飲料水が得やすいこと。
- (ウ) 保健衛生上適当な場所であること。
- (エ) 交通の便のよいこと。
- (オ) 教育などの問題のないこと。

ウ 建設基準

建設基準は、次のとおりである。

- | | |
|----------|--------------------------------|
| (ア) 規模 | 知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 |
| (イ) 構造 | 鉄骨、木造等 |
| (ウ) 費用 | 国の定める額以内（整地費、建築費、附帯工事費等一切を含む。） |
| (エ) 着工期限 | 災害発生の日から 20 日以内に着工する。 |
| (オ) 供与期間 | 特別な場合を除き、災害救助法の定める 2 年以内とする。 |

エ 仮設住宅の規模

入居予定者の家族構成、人数に応じて建設する仮設住宅の規模、形式を定める。

オ 災害救助法の適用の場合

災害救助法の適用時においては、県との協議により決定した建設場所、建設戸数、規模・住戸タイプ及びその世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して県に要請する。

カ 関係団体との情報共有

協定を締結した関係団体とは、平時から緊急時の連絡体制や制度運用等について、情報共有を図る。

(4) 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅の運営管理については、次のことに留意して行う。

- | | |
|---|---|
| ア | 応急仮設住宅における安全・安心の確保 |
| イ | 孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア対策の実施 |
| ウ | 入居者による地域コミュニティの形成及び運営への女性の参画の推進等による女性をはじめとする生活者の意見の反映 |
| エ | 応急仮設住宅への家庭動物の受入れへの配慮 |

2 被災住宅の応急修理

(1) 方針

災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき住宅の応急修理については、知事の指示を受けて市長が行う。

ただし、特別な事情により市長が実施することが困難な場合は市長の協力を得て知事自らが行う。

(2) 実施内容

ア 対象者

- | | |
|-----|---|
| (ア) | 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのまま当面の日常生活を営むことができない世帯 |
| (イ) | 資力に乏しく、自力で住宅の応急処置を行うことができない世帯 |

イ 応急修理の範囲

- | | |
|-----|---|
| (ア) | 応急修理は、居室、炊事場、便所等生活上欠かすことができない部分を対象とする。 |
| (イ) | 緊急を要する屋根、柱、床、外壁、基礎、ドア、窓、設備の配管、配線、衛生設備等を対象とし、内装に関する物は原則含まない。 |

ウ 実施期間

住宅の応急修理の実施期間は、災害の発生の日から 3 か月以内（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から 6 か月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間の延長を行う。

3 住宅関係障害物除去

災害救助法の適用時における「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木材等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」については、同法に基づき行う。

4 被災建築物応急危険度判定

地震・津波により多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材等から生じる人的二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定（以下「建築判定」という。）を実施する。

また、実施のための事前準備を行う。

(1) 事前対策

ア 市長は、的確な建築判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

(ア) 建築判定実施の決定と被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「建築判定実施本部」という。）の設置

(イ) 建築判定の実施に関する県との連絡調整及び県に対する支援要請

(ロ) 建築判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

(ハ) 応急危険度判定士及びその他判定業務従事者（以下「建築判定士等」という。）の確保、建築判定の実施体制等

(ニ) 建築判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

(ホ) 建築判定資機材の調達、備蓄

(ヘ) その他必要な事項

イ 市は、県と協力して、必要な判定用資機材を備蓄しておく。

(2) 建築判定実施の事前準備

市長は、建築物の被害等を推定し、優先的に建築判定を実施する施設、区域及び判定対象危険物の基準を準備しておく。

(3) 応急危険度判定の実施

ア 市長は、地震・津波により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは、建築判定の実施を決定し、直ちに建築判定実施本部の設置その他必要な措置を講ずるものとする。また、建築判定のための支援を知事に要請することができる。

イ 市は、建築関係団体等の協力を得て必要な建築判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

ウ 市は、建築判定の実施の決定後速やかに、建築判定士等の食料の準備、建築判定区域までの移動に係る輸送方法の確保及び必要に応じて宿泊場所の確保等を行うものとする。

エ 所定の判定用資機材が不足する場合は、本市に代わって県がこれを調達する。

(4) 県と本市間の連絡調整等

ア 市は、建築判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに連絡するものとする。

イ 建築判定実施本部は、知事が建築判定支援本部を設置したとき、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

5 被災宅地危険度判定

豪雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定（以下「宅地判定」という。）を実施する。

また、実施のための事前準備を行う。

※ 呉市被災宅地危険度判定実施要綱については、「資料編」参照

(1) 事前対策

ア 市長は、的確な宅地判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

(ア) 宅地判定実施の決定と被災宅地危険度判定実施本部（以下「宅地判定実施本部」という。）の設置

(イ) 宅地判定の実施に関する県との連絡調整及び県に対する支援要請

(ロ) 宅地判定実施方法の決定等の基準

(ハ) 初動体制整備のための被災住宅危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の要請、確保

(ニ) 宅地判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

(ホ) 宅地判定資機材の調達、備蓄

(ヘ) その他必要な事項

イ 市は、県と協力して、宅地判定に関する講習会の開催や、宅地判定士の要請に努めるとともに、必要な宅地判定資機材を備蓄する。

(2) 宅地判定実施の事前準備

ア 市長は、広島県土砂災害警戒区域図等を参考に、宅地判定実施の可能性の高い地域等を推定し、迅速に宅地判定活動を実施するための環境を整備しておく。

イ 市は宅地判定実施本部の体制について、あらかじめ準備しておく。

(3) 宅地判定の実施

ア 市長は、豪雨等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると判断したときは、宅地判定実施本部を設置し、宅地判定の実施を決定する。

また、宅地判定実施のための支援を知事に要請することができる。

イ 市は、宅地判定等の判定区域までの移動についての輸送方法の確保、食料の準備及び必要に応じて宿泊場所の確保等を行うものとする。

ウ 所定の判定用資機材が不足する場合は、本市に代わって県がこれを調達する。

(4) 県と本市間の連絡調整等

ア 市は、宅地判定実施本部を設置したときは、県に速やかに連絡するものとする。

イ 宅地判定実施本部は、知事が宅地判定支援本部を設置したとき、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

6 その他

(1) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

この場合、1施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、本節「第4、1、(3)、ウ 建設基準」にかかわらず別に定める。

(2) 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び規模を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を設置できる。

この場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。

第5 孤立地区対策計画

大規模災害により孤立が予想される地区については、孤立の有無を確認するとともに、被害状況の早期把握に努め、応急対策を実施する。

1 孤立地区対策の概要

- (1) 孤立が予想される地域の事前把握
- (2) 孤立の危険性に関する住民への周知
- (3) 外部との通信手段の確保
- (4) 臨時ヘリポートの整備など孤立時における緊急救出手段の確保
- (5) 孤立地域に対する集団避難の指示の検討
- (6) 孤立を想定した食料等の備蓄
- (7) 被害状況の把握
- (8) 孤立被災者の救助
- (9) 道路等の応急復旧

2 孤立実態の把握

- (1) 通信手段が途絶した孤立地区については、傷病者の発生等に係る緊急の情報が入らず、人命の危険にさらされるおそれが生じることから、防災行政無線、消防無線、アマチュア無線、防災情報メール等の通信手段のほか、職員の派遣、消防団や自治会、自主防災組織等のマンパワーによる等あらゆる方法により情報伝達手段を確保し、被害状況の把握を行う。
- (2) 必要に応じ、各関係機関のヘリコプターからの孤立地区のヘリテレ映像の提供を受ける。

3 物資供給、救助の実施

- (1) 救助の実施
 - ア 人命の救助を最優先し、負傷者、病人等に対してはヘリコプターや船舶を活用する等、迅速な救急・救助活動を実施する。
 - イ 負傷者が多い場合には、医療救護班の現地派遣について検討する。
- (2) 物資の供給

アクセスのための道路が復旧するまでの間は、孤立住民地区の生活維持のため、ヘリコプターや船舶を活用して、食料をはじめとする生活必需品の輸送を実施するほか、二輪車の活用、不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を行う。
- (3) 集団避難の実施

人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報について、自立可能の可否を判断した上で、必要に応じた集団避難の指示を行う。

4 道路等の応急復旧

道路の被災情報を速やかに収集し、関係機関で情報共有するとともに、避難路及び緊急物資等の輸送路を確保するため、優先度に応じ障害物の除去や復旧作業を行い、被災箇所への迅速な対応を行う。

(空 白)

第7節 救援物資の調達・供給活動

風水害による災害時に、県及び防災関係機関等と連携し、食料、飲料水及び生活必需品等の確保を行い、迅速な救援を実施する。

また、物資の供給を円滑に行うため、避難所等における物資の需要把握体制を確立する。なお、被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギーの把握に努めるとともに、避難生活の長期化に備え、栄養管理等に配慮して食料供給等を行う。

第1 救援物資の管理体制

1 救援物資の管理体制

災害対策本部事務局は、災害対策本部設置以降、救援物資の供給に関連する各対策部の要員を本部に派遣するよう指示し、救援物資の一元管理体制を確立する。なお、関係対策班は相互に連携するとともに、県の担当部局と連絡を密にし、状況に応じた救援物資の管理・供給に備える。

【救援物資等の供給に伴う主な実施事項】

- (1) 救援物資の管理に関する総合調整
- (2) 自衛隊派遣要請に基づく輸送調整
- (3) 市の備蓄食料及び生活必需品の確保
- (4) 市の備蓄飲料水の確保
- (5) 市及び県の備蓄物資の輸送（車両）手配
- (6) 民間業者を通じての輸送調整及び車両の確保
- (7) 流通備蓄業者を通じての食料及び生活必需品の確保
- (8) 協定に基づく食料及び生活必需品の確保

2 救援物資の供給体制

(1) 救援物資の供給体制

災害時には、備蓄している食料、飲料水、生活必需品等を被災した住民に効果的に供給を行う。

また、食料（米穀、弁当、パン、缶詰、インスタント食品、粉ミルク等）の供給及び給食に必要な副食品・調味料の確保と供給に努める。

必要な食料の確保及び供給が困難な場合は、県に応援を要請する。

(2) 災害時の物資の供給方法

ア 担当対策部は、流通在庫物資等を扱う関連業者と連携をとり、必要物資の確保に努める。

イ 被災地における需要の把握は基本的に市の業務であるが、災害の程度により困難である場合は、県に協力を要請する。

ウ 救援物資は一元管理体制の下、効果的な供給を継続して実施できるよう、担当対策部は災害対策本部との情報連絡を密にして、互いに連携して行う。

エ 日本赤十字社及び災害ボランティア等と連携して、義援品の配分を調整し、配分を行う。

第2 食料の確保及び供給

1 食料の調達

(1) 米穀・乾パン等

ア 市は、被災者などに炊き出しによる給食を行うため米穀を必要とする場合は、卸売業者（(株)糧配、経済連呉食料センター等）から購入し、被災者に炊き出しを行う。

イ 市長は「米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）」に基づく災害救助法が発動され、卸売業者の保有米穀をもってしても不足するため、政府所有米穀の引き渡しが必要と判断された場合、農林水産省政策統括官に対し、災害救助用米穀の引き渡し要請を県に対して要請する。なお、直接政策統括官に引き渡し要請を行う場合は、市担当者は県担当者に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。

ウ 市は、食料の確保が必要であると認めるときは、県や自衛隊に乾パン等の備蓄食料の供給を要請する。

※ 備蓄状況については、「資料編」参照

(2) その他の食料等

ア 市において確保が困難な場合、弁当、おにぎり、パン、即席めん、味噌、醤油、加工米飯等必要な品目について、県の備蓄食料等の放出又は県自らの調達等による確保を県に対し要請する。

イ 備蓄食料等では対応できない場合は、次の食料等の中から状況に応じ供給する品目及び数量を決定し、事前に協定を締結している業者から調達する。なお、地震等の大災害時は、県に対し要請する。

調理が不要なもの (緊急用)	乾パン、パン、弁当、おにぎり、惣菜、缶詰、食肉加工品、水産加工品、漬物、牛乳、清涼飲料、育児用粉ミルク・液体ミルク（ほ乳瓶も含む）
調理が必要なもの	米、即席麺、レトルト食品、野菜、果実、鶏卵、食肉、魚介類
調味料	醤油、味噌、食塩

2 食料の供給

(1) 食料等の供給

原則として次の場合に行う。

ア 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合

イ 災害応急対策に従事する者に対し、給食を行う必要がある場合

ウ 被災により食料供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合

(2) 対象者

ア 避難所に収容された者

イ 災害により、住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水などの被害を受け炊事のできない者
ウ 水道、電気、ガス等の供給がなく、炊事のできない者（医療機関や社会福祉施設へ入院や入所している者も含む。）

エ 旅館やホテルの宿泊人及び上記の住家への宿泊人、来訪者

オ 被災地内に停車、停泊した列車、船舶等の旅客で、責任者の能力によって給食を受けることが期待できない者

カ 災害応急対策に従事する者

(3) 食料供給の手段・方法

食料供給の手段・方法は、次のとおり。

- ア 被災者に対する食料の配分に当たっては、市はあらかじめ定めて開設する避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。
- イ 被災者に対する食料の配分に当たっては、次の事項に留意する。
- (ア) 各避難所等における食料の受入れ確認及び需給の適正を図るための責任者（避難所運営等）の配置
 - (イ) 住民への事前周知等による公平な配分
 - (ウ) 要配慮者への優先配分
 - (エ) 食料の衛生管理体制の確保
- ウ 炊き出し等の体制が整うまでの間は、市及び県が備蓄食料や流通備蓄等から調達する調理不要なものを支給する。
- エ 乳児に対する供給は、原則として粉ミルク又は液体ミルクとする。
- オ 炊き出しの体制が整った場合、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等の加工食品の調達についても継続的に行う。
- カ 炊き出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選び、「資料編」に示す既存給食施設又は仮設給食施設の活用により、自ら又は委託して行う。
- キ 炊き出しは、女性会や赤十字奉仕団があたるが、要員が不足するときは、県に対し、他市町の応援、自衛隊の災害派遣の派遣等を要請するとともに、ボランティアの活用を図る。
- ク 米飯の炊き出しによる給食の実施に伴い、必要な梅干し、佃煮等の副食品や味噌、食塩等の調味料を調達し、供給する。
- ケ 生鮮食料品については、必要に応じ県に要請し、災害協定を締結している卸売業者等からの調達や他県の応援により確保・供給する。
- コ 甚大な被害により、市において炊き出し等の実施が困難と認められるときは、県に対し炊き出し等についての協力を要請する。
- サ 炊き出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したときは、実施状況を速やかに県に報告する。

※ 炊き出しのできる施設等については、「資料編」参照

(4) 給食基準

ア 供給品目

主食：原則として米穀とする。ただし、実情に応じては弁当、パン、缶詰、インスタント食品、粉ミルクなどの配給を行う。

副食：加工することなく食べられるものとする。

イ 配食基準量

1人当たりの供給数量は、次の基準を参考にする。

品目	基準	
米穀等	被災者（炊き出し）	1食当たり 精米換算 200g
	通常の供給機関を通じないで供給	1日当たり 精米換算 400g
	災害応急対策従事者	1食当たり 精米換算 300g
乾パン	1食当たり 1包（115g入）	
食パン	1食当たり 185g以内	
粉ミルク	乳幼児	1食当たり 200g以内

(5) 供給期間

炊き出しその他による食料の配給期間は7日以内とする。特に必要がある場合は期間の延長を行う。

(6) 通常供給への復帰

市長は、災害地における応急配給の実施以降、被災地区の状況に応じその配給期間などを最小限にとどめ、速やかに通常供給に復帰するよう措置するものとする。

3 食料の輸送**(1) 県及び市等による輸送**

- ア 県が広域防災拠点の備蓄食料を供給する場合は、市の指定する集積地、避難所等への輸送は県が行う。
- イ 県が調達した食料について、市が指定する集積地、避難所等までの輸送は、原則として県が卸売業者、輸送業者等に要請して行う。
- ウ 市が調達した食料については、市が指定する集積地、避難所等までの輸送は卸売業者、輸送業者等に要請して行う。ただし、市内における食料の集積地、避難所等からの移動は、市及びボランティア等の協力により行う。
- エ 他県等からの応援物資等は、県が広域防災拠点及び輸送・集積地において引き継ぎ、市の指定する集積地、避難所に搬送する。
- オ 市が指定する集積地、避難所等のうち、集積地には管理責任者（市職員）を配置し、各避難所等において必要とする物資の品目、数量等の配送事務を行う。
- また、避難所においては、避難所運営委員会担当者、避難所配置職員等が必要とする物資の品目、数量等の災害対策本部への報告及び物資等の受入れを行う。

(2) 自衛隊等への輸送要請

交通途絶により、緊急の用に間に合わないおそれがある場合には、自衛隊、緊急消防援助隊による被災地までの輸送を県に対し要請する。

(3) 輸送手段等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、陸路での輸送が困難な場合は、船舶、ヘリコプター等を利用する。

(4) 食料集積地の指定及び利用

輸送拠点、備蓄・集積拠点の中から、適切な場所を食料の集積地及び集配拠点として選定するとともに、選定した集積地等を速やかに県に報告する。

また、集積に当たっては、集積地ごとに管理責任者等を配置し、食料管理の万全を期する。

第3 飲料水等の供給

1 給水の実施

(1) 情報の収集

次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

- ア 被災者や避難所の状況
- イ 医療機関、社会福祉施設の状況
- ウ 給水状況
- エ 飲料水の汚染状況

(2) 給水活動

給水活動の実施に当たっては、次の点に留意する。

給水の対象	災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者を対象とする。
給水方法の選択	復旧の段階に応じ、次の方法により行う。 (ア) 生命維持水量の確保（運搬給水） (イ) 最低限の生活用水の確保（仮設給水栓） (ウ) 日常生活用水の確保（共用栓の設置）
水質の確認	(ア) 被害により給水する水の汚染が想定される場合又は遊休井戸等を活用する場合等は、直ちに水質検査により安全性を確認する。 (イ) 必要に応じて、県（保健所）に協力を求める。

(3) 広報

給水拠点、給水方法、給水時間等について利用可能な広報手段（※聴覚障害者には文字板を併用）を用いて、きめ細かく住民に広報する。なお、飲用井戸等を使用する住民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。

※ 給水拠点については、「資料編」参照

(4) 給水基準

被災地における最低給水量は、発生後3日間程度を限度として1人1日3L（生命維持水量）の供給量を目標とするが、復旧の状況に応じ給水量を増減する。

(5) 要員の確保

応急給水活動は広範囲にわたる場合があるため、迅速に要員を確保する。

また、自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するために、他の部局等との連携を密にする。

(6) 応援要請

激甚災害等のため市単独では最低必要量の水を確保できない場合、あるいは給水資器材が不足する等により給水の実施が困難な場合には、近隣市町又は県、関係機関に速やかに応援を要請するとともに、災害協定に基づき関係業界等から給水資器材等を調達する。

2 給水の方法

(1) 給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水

ア 避難所等への応急給水は、原則として市が給水車、給水タンク及びポリ容器等により行う。

イ 市内の大型医療施設はすべて受水タンク等の一時貯水設備を備えているので、短期間はこの貯留水で対応し、必要に応じて給水車等による搬送を行う。

ウ 災害拠点病院や透析医療機関、その他の医療機関、社会福祉施設及び救護所等への給水については、状況により、他に優先して給水車等により行う。

(2) 拠点給水

市では、災害対応緊急施設（飲料水）として、次のとおり飲料水兼用型耐震性貯水槽を整備しており、災害時にはこれらの施設の有効利用を図る。

また、市内の教育施設等のプール水を災害協定に基づき浄水器機等を調達して、飲料水等に活用する。

拠点給水には、受水槽、仮設水槽の活用を図るよう努める。

※ 飲料水兼用型耐震性貯水槽については、「資料編」参照

(3) 仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水

ア 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。

イ 復旧に長時間を要する断水区域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。

(4) 水のパック、ペットボトル等による応急給水

給水パック製造機を活用して水のパックの配布や、災害協定に基づき卸業者からのペットボトルの調達等により応急給水を行う。

3 生活用水の確保・供給

(1) 上下水道局は、災害時における生活用水となる水道水の安定供給に努める。

(2) 関係対策部は、所管する関係施設等において、河川水、プールの水、地下タンクの貯水等の活用による生活用水の確保を行う。

(3) 住民は、貯留雨水、井戸水、風呂の溜水の活用による生活用水の確保を行う。

4 災害救助法が適用された場合の措置

(1) 災害のために現に飲料水を得ることができない者を対象に、市が実施する。

(2) 支出できる費用は、水の購入費、資材の借上費、修繕費、燃料費、薬品費及び資材費とする。

(3) 期間は、災害発生の日から7日以内とする。特に必要がある場合は期間の延長を行う。

5 上水道、応急給水機器の状況

(1) 上水道とその規模

浄水場等名	給水区域	給水能力(m ³ /日)	電話
宮原浄水場	中央・宮原・警固屋・阿賀・広の一部・音戸の一部・天応・吉浦・仁方・川尻	78,800	26-1645
広島県営水道 (県宮原浄水系)	音戸の一部・倉橋・下蒲刈・蒲刈・豊・豊浜	14,860	
広島県営水道 (県瀬野川浄水系)	広の一部、昭和・郷原・安浦	22,060	

(2) 応急給水機器の保有状況

応急給水機器の保有状況については、「資料編」参照

第4 生活必需品等の供給

1 生活必需品の確保

災害のため、住家に被害を受け、被服、寝具その他の日常生活に欠くことのできない衣料品及び生活必需品を失い、又は損傷し、しかも物資の販売機構などの混乱により、資力の有無にかかわらず、これらのものを直ちに入手することができない状態にある被災者の保護のため、日本赤十字社広島県支部等と協力し、避難所生活者等を対象とした毛布、冷暖房用品及び簡易トイレ等について、それぞれの備蓄物資を供給するとともに、災害協定に基づき卸売業界等から調達する。

- (1) 災害時において被災者への生活必需品の給与・貸与の必要があると認めた場合は、次の情報を収集し、被災者に対する給与・貸与の必要品目及び必要量の判断を行う。
 - ア 被災者や避難所の状況（避難所等からの必要品目及び必要量の報告等）
 - イ 医療機関、社会福祉施設の被災状況等
- (2) 生活必需品等の給与・貸与のための災害物資調達計画に基づき備蓄物資の供給又は関係業界等からの調達により確保する。
- (3) 市単独で対応が困難な場合は、近隣市町又は県に対し応援を要請する。

2 生活必需品等の給与

(1) 給与又は貸与を受ける者

災害により住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水などの被害を受けた者であって、次の事項に該当する者

- ア 被服、寝具その他日常生活上最小限必要な家財を失った者
- イ 被服、寝具その他日常生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者

(2) 給与又は貸与する衣料、生活必需品などの種別

種 別	品 目
被 服	作業服、婦人服、子供服など（普通着であること）
寝 具	毛布、布団など（就寝に必要な最小限のもの）
肌 着	シャツ、ズボン下、パンツなど
身 回 り 品	タオル、ゴム長ぐつ、防水服、かさなど
炊 事 道 具	なべ、かま、包丁、バケツなど
食 器	茶わん、しるわん、皿、はしなど
日 用 品	紙おむつ、石けん、ちり紙など
光 熱 材 料	マッチ、ろうそく、灯油など
衛 生 用 品 等	生理用品、紙おむつ（乳児用・成人用）

（注）上記の種別は、原則として限定されているが、個々の品目については、被災状況などから特定の品目に重点を置くことができる。

3 物資の確保

物資は、被害調査に基づいて、災害救助法の適用の有無を確認し、別に定める災害物資調達計画により確保する。

また、日本赤十字社広島県支部及び自衛隊からの災害備蓄品（毛布、下着類）の受給又は借用についても、考慮する。

4 給与又は貸与の方法

- (1) 冬期，夏期それぞれについて，世帯の構成別の被害状況に応じ配分計画を作成し，給与又は貸与を行う。
- (2) 給与又は貸与については，自治会，自主防災組織，ボランティアなどとの連携を図り，配布要員を確保する。ただし，生活保護世帯については，福祉事務所を経由し，民生委員・児童委員との連携を図り，給与又は貸与する。
- (3) 激甚災害等のため，市だけで実施が困難な場合には，県，近隣市町及び関係機関に応援を要請する。
- (4) 救援物資とその他の義援物資とは，明確に区分する。

5 給与又は貸与の費用

給与又は貸与のために支出できる費用は，災害救助法の定める金額の範囲内とする。

6 給与又は貸与の期間

災害救助法の適用時においては，物資が最終的に被災者の手に渡るまでの期間は災害発生の日から，10日以内とする。ただし，これによりがたい場合は，県知事の承認を受けて延長する。

7 生活必需品等の輸送

生活必需品等の輸送は，本節「第2，3 食料の輸送」に記載する方法に準じて実施する。

第8節 防疫、保健衛生、環境衛生、遺体対策に関する活動

第1 防疫、保健衛生、環境衛生計画

風水害による災害による感染症の発生・流行の未然防止に万全を期すとともに、被災者の心身の健康の維持を図る。

1 防疫活動

(1) 活動体制

防疫措置の徹底を図るため、県、医師会などの関係機関と連携し、防疫活動体制を確立する。

(2) 活動内容

ア 被災地及び避難場所において、特に感染症発生の早期発見に努めるとともに、感染症の患者が発生したときは、直ちに必要な措置をとる。

イ 消毒の実施

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定めるところにより実施することとする。なお、住民への消毒支援については、特別な理由により住民自らが消毒作業を実施することが困難であると認められる場合についてのみ実施する。

ウ 消毒薬の配布

被災地への消毒薬の配布は、市民センター等を通じ消毒方法を記載した説明書とともに配布する。

エ 衛生教育及び広報活動

2 保健衛生活動

被災地（特に避難所）においては、生活環境の激変により、被災者が心身の健康を損なわないように、県と協力し、次のとおり被災者の健康管理を行う。

(1) 必要に応じて避難所に救護所を設ける。

(2) 避難所における健康相談、地域における巡回健康相談を行うなど、災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

(3) 健康問題が起こりそうな場合は、県に公衆衛生チーム（救護・DPAT・口腔ケア・栄養・災害支援ナース・リハビリチーム等）の派遣を要請し、派遣された公衆衛生チームとともに、保健・医療活動を行う。

(4) 災害発生時の健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整などが円滑に実施することが困難な場合は、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣を県に要請する。

3 精神保健活動

(1) 活動体制

市及び県の保健師等と連携し、相談窓口の設置や避難所における巡回相談等による精神保健活動を行う。

(2) 活動内容

一般の被災者のほか、避難行動要支援者、災害救助要員等を対象に、次の活動を行う。

ア 被災者の支援

イ 社会福祉施設等との連絡調整

ウ 被災者等の精神保健福祉相談

4 飲料水・食品衛生対策

(1) 飲料水対策

- ア 被災地におけるビル給水施設、飲用井戸などの被災状況の把握に努めるとともに、施設利用者に必要な措置・対策の指導を行う。
- イ 被災地におけるビル給水施設、飲用井戸などの注意事項について、対象地域に広報を行う。
- ウ 上下水道局と連絡・協議を行い、必要な措置について対策を行う。

(2) 食品衛生対策

- ア 住民対策
 - 食品、飲料水などの取扱いについて、必要な衛生対策の広報を行う。
- イ 食品関係業者対策
 - 飲食店、製造業、販売店等について、被災状況の把握に努めるとともに、必要な衛生対策の指導を行う。
- ウ 避難所対策
 - 避難所等の設置が長期にわたる場合は、その衛生状況の把握に努めるとともに、管理者等に必要な衛生対策の指導を行う。

5 環境衛生対策

災害状況に応じて、県が次のとおり実施する環境衛生指導に対し、補助・協力をを行う。

- (1) 滞水期間の営業自粛
- (2) 浸水を受けた施設の清掃・消毒
- (3) 使用水の衛生管理等
- (4) その他環境衛生上の危害発生防止についての啓発指導

6 動物愛護管理対策

(1) 被災地域における動物の保護

県、県獣医師会等の関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力し、動物愛護の観点から、災害後に生じる飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護を行う。

(2) 避難所における動物の適正な飼育

県、県獣医師会等の関係団体及び動物愛護ボランティア等との協力のもと、飼い主とともに避難した動物について、飼育状況の把握、適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。なお、主な実施内容は次のとおりである。

- ア 動物を伴った被災者の状況把握（飼育者の氏名・住所、動物の種類と数、動物の特徴等）
- イ 避難所における飼育場所の指定
- ウ 動物の飼料・生活必需品等の提供
- エ 動物の負傷や病気に対する診断、治療並びに一時預け、飼育等に関する相談

7 入浴施設確保対策

(1) 入浴施設等の一般開放

大型浴槽を有する市内の入浴施設、宿泊施設等が利用可能な場合、施設管理者に対して一般開放の要請し、被災者を対象とした入浴サービスを実施する。

(2) 仮設入浴施設等の設置

入浴施設を確保するため、関係業者及び自衛隊等に応援を要請し、仮設入浴施設を設置することにより入浴環境を確保する。

第2 遺体の搜索、処理及び埋葬等計画

風水害による災害により発生した行方不明者の搜索、遺体の搜索、安置場所の設置、検視・検案、火葬等について、県、県警察、海上保安部、自衛隊、消防機関等と十分協議の上実施する。

また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の取扱いを遅滞なく進める。

1 行方不明者及び遺体の搜索

(1) 行方不明者の把握

ア 行方不明者の届出の受付

警察署は、市と協力し、所在の確認できない市民に関する問い合わせや行方不明者受付票及び行方不明者名簿の作成を行う。なお、受付は災害対策本部又は本庁舎、市民センター等の相談窓口において行う。

イ 行方不明者の把握

警察署と市民対策部は、次の要領で行方不明者の把握を行う。

- (ア) 届出を受けたときは、行方不明者の「住所、氏名、年齢、性別、体重、着衣、その他の特徴」について、可能な限り詳細に聴き取りを行い記録する。
- (イ) 市民対策部は、被災者台帳又は安否情報システム等による安否情報と照合し、行方不明者をリストアップし、行方不明者名簿データを作成し、警察署に伝達する。

※ 災害時における呉市行方不明者の搜索、遺体の埋火葬マニュアルについては、「資料編」参照

(2) 実施者及び方法

ア 行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から既に死亡していると推定される者及び遺体の搜索は、海上保安部、警察署、消防機関その他の関係機関及び地域住民等の協力のもと、市において実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事は市長を補助者として自衛隊、海上保安部、警察署、消防機関その他関係機関の協力のもと、災害救助法施行細則の基準に従い、遺体の搜索を行う。なお、知事が市長に実施を委任したときは市長が実施責任者となり遺体の搜索を行う。

また、市による遺体の搜索ができない場合は、近隣市町に応援を要請する。

イ 搜索活動は、自衛隊、海上保安部、警察署、消防機関その他関係機関が連絡を密にして実施し、次のとおり実施する。

- (ア) 搜索活動中に遺体を発見したときは、災害対策本部及び所轄警察署に連絡する。
- (イ) 発見した遺体は、遺体の見分及び検視（以下「検視等」という。）並びに検案ができる場所に運んで、所要の職員、警察官等を配置し監視する。なお、遺体の検視等を行う場所は、関係機関と協議の上、決定する。
- (ウ) 搜索の実施期間は、災害発生の日から10日以内とする。

※ 災害時における呉市行方不明者の搜索、遺体の埋火葬マニュアルについては、「資料編」参照

2 遺体の処理

遺体を発見したときは、市、警察署及び海上保安部は次の措置を行う。

(1) 海上保安部・警察署

ア 遺体の見分及び検視（以下「検視等」という。）を行うとともに、市と連携をとり、所要の措置を行う。なお、多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視等の業務の遂行のため、検視場所の確保、検視に必要な資器材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供、検視等が終了した後の遺体の洗浄処理等について市と連携して対応するとともに、県公安委員会にあっては、必要に応じて警察災害派遣隊を要請し、体制の確保に努めるものとする。

イ 身元不明の遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品の保存等を行い、速やかな身元確認に努める。

(2) 市

ア 遺体について、海上保安部又は警察署と協議の下、医師による遺体の検案（死因その他医学的検査）を実施する。なお、遺体検案の手順は、次のとおりである。

- (ア) 遺体の検案は、市医師会、安芸地区医師会、市歯科医師会、安芸歯科医師会、県薬剤師会等の協力を得て行う。
- (イ) 遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処理を行うとともに、検案書を作成する。
- (ウ) 身元不明者については、警察署等により遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、併せて指紋採取、人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録し、遺留品を保管する。
- (エ) 検案を終えた遺体は、関係各部、葬儀業者等の関係機関の協力を得て、災害対策本部が設置する遺体収容所（安置所）へ輸送する。

イ 遺体の身元確認のために必要な資料等について、警察署等に積極的に提供する。

ウ 多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視等の業務の遂行のため、検視場所の確保、検視に必要な資器材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供、検視等が終了した後の遺体の洗浄処理等について警察署等と連携して対応する。

エ 遺体の身元確認のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間で埋葬等ができない場合においては、遺体の腐敗防止措置を行った上で、特定の場所（神社、仏閣、学校等の施設に仮設）に集め、埋葬等の処置をとるまで一時保存する。

※ 災害時における呉市行方不明者の搜索、遺体の埋火葬マニュアルについては、「資料編」参照

3 死亡住民に係る情報収集及び遺体の収容・安置

検案を終えた遺体については、災害対策本部、警察署、自治会、自主防災組織等が協力して、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、収容・安置する。

- (1) 本部長は、特定の場所（寺院などの施設の利用又は神社、仏閣、学校等の施設に仮設）を選定して、遺体収容所（安置所）を開設する。なお、適当な既存建物がない場合は、仮設テント等を設置して代用する。
- (2) 遺体検案書を引き継ぎ、遺体処理台帳を作成し、安否情報収集様式（死亡住民用）の記入を行う。
- (3) 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
- (4) 遺族等より遺体の引き受けの申し出があったときは、遺体処理台帳により整理し、安否情報の照会に関する回答の意向を確認し、安否情報収集様式（死亡住民用）に記入の上、遺体を引き渡す。
- (5) 安否情報収集様式（死亡住民用）をもとに安否情報システムに入力するとともに、死亡住民記録簿を作成し、災害対策本部へ報告する。
- (6) 遺体引受人が見つからない遺体については、検案書等により遺体火葬・埋葬の手続きを行う。
（行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）及び呉市行旅病人及び行旅死亡人等の救護及び取扱いに関する規則（昭和62年呉市規則第15号）の規定に準じて処理する。）
- (7) 市内葬儀業者等の協力を得て、納棺用品、仮葬祭用品等必要な器材を確保する。

※ 災害時における呉市行方不明者の搜索、遺体の埋火葬マニュアルについては、「資料編」参照

4 遺体の火葬・埋葬

- (1) 本部長は、遺体の火葬・埋葬許可証の発行された遺体を火葬及び埋葬するため、次のとおり適切な措置を講じる。なお、遺体が多数のため、市自らが短時日埋葬等を行うことができない場合や棺、骨つぼなど埋葬に必要な物資が確保できない場合には、県に対して応援を要請する。

ア 引き取り手のない遺体の取扱い及び遺族等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合は、本部長が棺、骨つぼなど埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨などに要する役務を提供するものとする。

イ 火葬又は埋葬に付する場合は、火葬・埋葬台帳を作成する。

ウ 遺品、遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付の上、保管所を設置し、一時保管する。

エ 家族その他の関係者から遺品、遺留品の引き取りの希望がある場合は、遺品、遺留品処理票を作成し、整理の上引き渡す。

オ 遺体が多数のため、市で対応できないときは、市内の寺院その他の場所に仮埋葬する。

カ 仮埋葬した遺体は、適当な時期に発掘して火葬し、墓地又は納骨堂に埋葬する。

キ 遺体の処置及び埋葬の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

- (2) 身元不明の遺体については、警察署その他関係機関に連絡した後に、措置する。

また、身元不明で、かつ原因不明の遺体については、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法及び呉市行旅病人及び行旅死亡人等の救護及び取扱いに関する規則」の規定により措置する。

ただし、災害救助法が適用されている場合で、災害により死亡したことが明らかな遺体については、同法に基づき埋葬等を行う。

- (3) 遺体の輸送については、民間葬儀業者（必要に応じて県の災害協定に基づく輸送業者へ要請）に依頼し行う。

- (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による遺体の移動制限等は、次のとおりとする。

ア 知事が一類感染症、二類感染症又は三類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要があると認めるときは、遺体の移動を制限し、又は禁止する場合がある。

市は、県の指示に基づき適切な措置を講じる。

イ 一類感染症、二類感染症又は三類感染症の病原体に汚染された遺体は、火葬する。ただし、十分な消毒を行い、知事の許可を得たときは埋葬する。

ウ 一類感染症、二類感染症又は三類感染症の病原体に汚染された遺体は、24時間以内に火葬し、又は埋葬する。

※ 災害時における呉市行方不明者の搜索、遺体の埋火葬マニュアルについては、「資料編」参照

(空 白)

第9節 応急復旧、二次災害防止活動

電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設や道路、鉄道、港湾・漁港等の交通施設は、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、応急・復旧のための対策を迅速に実施する。

第1 公共施設等災害応急復旧計画

1 方針

災害によって被害を受けた公共施設の管理者は、住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に、速やかに応急復旧工事を実施し、降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止施策を講じるとともに、応急対策の円滑な実施に支障ないように努める。

なお、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良等を行う。

2 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動

防災上重要な拠点となる施設の管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被災状況を速やかに調査し、応急復旧を図る。

3 交通施設の応急復旧活動

(1) 鉄軌道施設

鉄軌道管理者は、災害により設備に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、重要度の高い線区から速やかに応急復旧をする。

(2) 道路

道路、橋梁等の管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、設定された緊急交通路を早急に確保するため、沿道等の応急復旧計画と調整の上、応急復旧工事を実施する。

(3) 港湾及び漁港

港湾管理者及び漁港管理者は、港湾施設及び漁港施設が災害により被害を受けた場合は、被害状況を災害応急対策のため緊急性の高いものから速やかに調査し、沿道等の応急復旧計画と調整の上、災害応急対策のため緊急性の高いものから応急復旧工事を実施する。

4 治水施設等の応急復旧活動

(1) 河川、海岸

河川、海岸管理者は、災害により管理する施設に被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。

(2) 砂防設備等

県及び市は、砂防設備等の損傷や土石流、山崩れ、がけ崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれのある場合には、被害状況を速やかに調査し、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急工事を実施する。

5 治山施設等の応急復旧活動

県、市及び近畿中国森林管理局は、治山事業施工地又は計画地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による原状回復に努め、二次災害防止のための応急工事として編柵、土のう積み等を行う。

6 その他公共、公益施設の応急復旧活動

その他住民生活に重要な影響を及ぼす公共、公益施設については、緊急度に応じて速やかに応急復旧を図る。

7 住民への広報活動

県、市及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により、二次災害が発生するおそれのある場合等必要に応じて、住民に対し広報する。

第2 ライフライン施設の応急措置の実施（仮復旧を含む）

1 電気施設

災害発生時においては、中国電力ネットワーク（株）の定める防災業務計画に基づき被害状況等の収集・把握を行い、所定の工法により早期全送電を図る。

復旧に当たっては、重要施設（病院、避難所等）及び被災者への生活電力の早期供給を行うための適切な工法を選定する。

また、応援要請により最大限の要員・車両を投入するとともに、公衆の安全対策や作業時の安全対策を徹底し、二次災害の防止を図る。

(1) 応急復旧

災害発生直後は、被害規模及び被害状況の把握を最優先し、状況調査へ優先的に要員を配置する。なお、状況調査は、公共機関・社会的影響の大きい箇所から優先的に実施する。

また、あらかじめ定めておく重要設備等については、被害状況の確認と各作業班の調整を行いながら当該区域・設備の復旧を行う。なお、復旧作業に当たっては、二次災害防止に留意し、高圧線全送電を最優先に実施する。

ア 通報連絡

関係機関への通報連絡は、各種の通信方法・経路を確保し、迅速かつ的確に実施する。

イ 応急復旧用資器材の確保

- (ア) 災害復旧資器材等の在庫を常に把握し、調達を必要とする資器材は、他営業所・応援営業所・協力会社の在庫品の流用、本部の災害対策本部への要請等により確保する。
- (イ) 行政機関との連絡を密にして道路状況の把握を行い、資器材の運搬方法・ルート等を検討し、適正な輸送手段の選定・確保により目的地までの輸送の迅速化を図る。
- (ウ) 災害発生後、復旧資器材の設置場所は、関係機関等との協議により用地を確保する。

(2) 拡大防止対策

ア 危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関からの要請があった場合は、送電停止する等適切な危険予防措置を講じる。

イ 災害時における広報

- (ア) 電等における住民の社会不安除去のため、被害状況及び復旧予定に関する広報活動を行う。
- (イ) 電気事故（感電事故、漏電による出火）の防止を図るため、住民に対し次の事項を広報する。
 - a 垂れ下がった電線には、絶対にさわらず中国電力ネットワーク（株）へ連絡すること。
 - b 火の元を確認し、アイロン、電気ストーブ等の電気製品のコンセントは必ず抜き、煙等の異常がないか確認・点検すること。
 - c 家屋に損傷が認められる場合は、メインのブレーカーのスイッチを必ず切ること。
- (ウ) 広報に当たっては、電力施設の停電状況、復旧の見通し、電気使用上の注意等の広報活動をホームページへの掲載を含むインターネットによる発信、防災無線の活用及び広報車による周知等により行い、必要に応じてテレビ・ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

ウ 復旧要員の広域運営

必要に応じて、関係会社及び他の電力会社等に応援を要請する。

エ 要員の派遣

必要に応じて、災害応急復旧の責任者や連絡員を災害対策本部に派遣し、被災情報の収集・伝達・共有を図り、復旧作業地域の調整等を行う。

2 都市ガス施設

(1) 応急復旧

大規模災害時には、ガス導管等の被災が予想されることから、二次災害の防止を図る。なお、災害発生時の交通網の寸断に備え、ルートの確保を行う。

ア 初動対応

災害発生時は、あらかじめ定めた災害対策計画に基づき、被災状況の把握に努めるとともに、次の体制により即応する。

出動	(ア) ガス利用者等からの連絡、気象情報・災害情報等をもとに出動する。 (イ) 出動に当たり、沿線の被害状況、交通状況等について連絡を行う。
情報収集	災害規模の把握、工場等の総出量の把握、主要導管の圧力、移動車両からの連絡に加え、需要者及び防災関係機関からの情報を得て、総合的に被害状況や被害規模を判断する。
緊急巡回調査	(ア) 主要な導管ルート、整圧器の巡回点検を行う。 (イ) 主要なガス使用建物の巡回点検を行い、状況把握・応急措置に努める。
供給停止	災害規模及び被害状況等により供給停止を判断する。
応援要請	災害規模により、日本ガス協会を中心とした災害時の応援を要請する。

イ 災害時における広報

- (ア) 供給停止を行うときは、ホームページへの掲載を含むインターネットによる発信や、広報車による広報、報道機関への依頼等により周知徹底する。
- (イ) 供給を継続する場合でも、ガス臭やガス設備の異常発見時の通報・連絡に対する広報を行う。
- (ウ) 復旧作業ではブロック単位での作業となるため、それに合わせた広報の実施に努める。
- (エ) 復旧事業の概要と復旧完了予定の時期について定期的に広報を行う。

ウ 復旧

- (ア) 復旧は、①病院・療養施設等、②被災住民の避難所、③公共施設等の順に優先的に行う。
- (イ) 復旧に係る資器材については、備蓄資器材により対応し、必要に応じて調達、確保する。

必要に応じて、関係会社及び他の日本ガス協会等に応援を要請する。

(2) 拡大防止対策

応急復旧措置に準じ、必要な広報及び巡回監視活動を行う。

(3) 要員の派遣

必要に応じて、災害応急復旧の責任者や連絡員を災害対策本部に派遣し、被災情報の収集・伝達・共有を図り、復旧作業地域の調整等を行う。

3 LPガス施設

(1) 応急復旧

ア 被害状況の把握

災害発生時は、早急に被害状況を把握し、適切な緊急措置を講じる。

イ 二次災害の防止

- (ア) 危険箇所（損壊、焼失、流出家屋等）からの容器の撤収及び回収箇所の指示を行う。
- (イ) 流出容器の被害状況を確認するよう指示を行う。
- (ウ) 臨時的使用箇所（一般家庭、避難所等）で使用されるLPガスの安全使用と使用済み小型容器やカセットボンベの処理を行う。

ウ LPガス設備の修復と早期安全供給の開始

病院、避難所等を優先して、LPガス設備の修復と早期安全供給の開始に努める。

エ 動員・応援体制

- (ア) LPガス設備の被害を覚知した場合、LPガス事業者はLPガス協会支部長に通報し、緊急措置を行う体制を整える。
- (イ) LPガス協会は、災害対策本部を設置し、被害を受けた地域の支部長との連携を密にして、被害の少ない地域の支部長に対する支援要請の連絡体制を確立する。
- (ウ) LPガスの漏洩、火災、爆発その他異常現象を発見した場合は、直ちに災害の発生又は拡大の防止のための必要な応急措置を講じるとともに、その旨を消防局、警察機関及び県（県危機管理監）等の関係機関に通報する体制を確立する。

オ 電話相談窓口の開設（臨時）

LPガス協会は、避難所等での応急的なLPガスの使用等に対応するため、電話相談窓口を開設して、住民からの相談に応じるよう努める。

(2) 拡大防止対策

- ア LPガス販売事業者、保安機関及び容器検査所等は相互に協力し、LPガス設備の安全点検を行い、被害の拡大防止に努める。なお、点検に当たっては、避難所となる公共施設や老人ホーム等の要配慮者施設を優先する。
- イ LPガス協会は、被害を受けた地域の支部長と連携を密にして、被害の少ない地域の支部長に対して被害拡大防止の点検のための動員を要請する。
- ウ LPガス協会は、危険箇所での火気使用禁止や容器バルブの閉止の確認等、二次災害防止のために必要な事項及び復旧計画等の広報活動に努める。

4 上水道施設

(1) 応急復旧

- ア 応急復旧のため、①送配水幹線、給水拠点までの流れ、②その他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかに正常給水を図る。
- イ 必要な応急復旧資器材については、備蓄資器材のほか、工事事業者への調達依頼により確保を図る。
- ウ 水道施設及び道路の地図を活用して、迅速な被害状況の把握に努める。

(2) 拡大防止対策

- ア 浄水場、配水池付近の斜面崩壊や基幹施設が埋設されている道路の崩壊及び陥没、並びに河川取水口付近の堤防の決壊等の危険を把握し、二次災害防止措置を講じる。
- イ 関連する他のライフライン施設の被害を把握し、水道システム全体としての機能低下の程度、機能回復までの期間を検討し、広域的支援体制について連絡調整を図る。
- ウ 被災により断・減水が発生した場合、水質悪化が予想されるため、水質管理や塩素消毒強化の徹底及び住民に対する飲料水の衛生指導について周知する。

5 下水道施設

(1) 応急復旧

- ア 下水管きよの被害に対し、汚水や雨水の疎通に支障の無いように応急措置を講じる。
- イ 停電のため、ポンプ場及び処理場が停止した場合、自家発電装置により排水機能を維持する。

(2) 拡大防止対策

- ア 二次災害のおそれのある施設、緊急度の高い施設等から順次、重点的に調査・点検し、排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を講じる。
- イ 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等との災害時における復旧支援に関する協定を締結するなど支援体制の確立に努めるものとする。
- ウ 動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保し、応急対策を実施する。
- エ 応急復旧等が困難な場合には、関連事業者、近隣市町又は県に応援を要請する。

6 電気通信施設

各社において、次の措置を講じる。

社名	実施項目	措置内容
NTT西日本 中国支店	応急措置	(1) 電気通信事業法に基づく通信の利用制限、災害時有線電話の設定等により重要な通信の確保を行う。 (2) 非常通話・緊急通話「102」、非常電報・緊急電報「115」による非常通信の確保を行う。 (3) 災害救助法等が適用された場合、孤立地区及び避難所等に特設公衆電話の設置を行う。 (4) 広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。
	通信設備の応急復旧	(1) 関係機関相互の通信を確保するため、移動無線車、可搬型無線機等を活用して、臨時回線を作成する。 (2) 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「web171」を提供する。 (3) 被災状況、復旧見込み時期等について広報車により広報活動を行う。 (4) 必要に応じてテレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、防災行政無線等による放送を災害対策本部に依頼する。
NTTドコモ 広島支店	設備に被害が発生した場合の措置	(1) 携帯電話、衛星携帯電話の貸し出しにより、最小限の通信確保を行う。 (2) 移動基地局車等を使用し、基地局の復旧作業を行う。 (3) 通信の疎通が著しく困難となった場合には、契約約款の定めるところにより必要な規制を行う。 (4) 契約約款に定めるところにより、災害に関する通信を非常通信として他の通信に優先して行う。 (5) 必要に応じ、関係機関に対し応援協力を要請する。
	通信途絶時、利用制限時の措置	報道機関、窓口掲示及びインターネット等により、次の事項を利用者に通知する。 (1) 通信途絶利用制限の内容と理由 (2) 通信の被害復旧に対し、とられている措置 (3) 通信利用者に協力を要請する事項 (4) 被災設備、回線等の復旧状況及び疎通確保
	復旧対策	(1) 復旧順位に基づき、基地局の復旧措置を行う。 (2) 移動基地局車及び移動電源車の発動を行う。 (3) 直通回線、携帯電話等を用い被災状況を把握する。 (4) 通信の輻輳時には、臨時通信回線の設定、対地別の規制を行う。 (5) 設備の監視強化及び巡視点検を行う。
KDDI (株)	防災組織	状況に応じて、車内に災害対策本部等を設置し、情報収集と通信の確保、設備復旧等に関する指揮を行う。
	応急措置	臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により必要な措置を講じるとともに、関係事業者に必要な協力を要請し、重要な通信を確保する。
	応急復旧	他の一般の諸工事に優先して、速やかに応急復旧工事を行う。

第3 その他施設災害応急対策計画

1 目的

この計画は、災害時に応急対策が必要なその他の施設について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 防災重点ため池対策

市は、所有者等による応急措置では十分に安全を確保できない場合、防災上必要な措置を行う。
市での措置が極めて困難な場合などにおいては、災害対策基本法に基づく応援の要請を検討する。

3 空家対策

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第4 災害廃棄物等の処理計画

災害により発生する災害廃棄物及びし尿等の処理を迅速に処理し、被災地の生活環境の保全を図る。

1 災害廃棄物の処理

(1) 災害廃棄物の発生量

災害廃棄物としては、家屋の損壊や焼失等により発生する廃棄物、水損等により腐敗するものや津波等による津波堆積物等が考えられる。

災害時における廃棄物の発生量は、被害棟数に発生原単位を乗ずることにより推計とする。

(2) 処理対策

ア 腐敗性の大きい廃棄物

水損等により腐敗する廃棄物については、収集が可能になった時点からできる限り早く収集が行われる体制の確立を図る。

イ 災害廃棄物の仮置き

(ア) 大規模災害時には、大量に発生する災害廃棄物を処分までの間、一時的に仮置きする「仮置場」を設置して対応する。また、速やかに仮置場を設置するため、平時から候補地を選定しておく。

(イ) 現場においてできる限り分別収集を行い、仮置場においても、混合廃棄物の発生を抑制する運営をする。

(ウ) 仮置場の設置・運営においては、火災対策、飛散防止、悪臭及び害虫発生防止、環境対策等必要な対策を講じる。

ウ 倒壊家屋からのがれき類及び焼失家屋の焼け残り等

(ア) 倒壊家屋・浸水家屋からのがれき類、水分を含んだ廃棄物等については、原則として被災者自らが、市の指定する場所に搬入する。なお、被災者自らによる搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し緊急に処理を要する場合は、市が処理を行う。

(イ) 建物等の解体現場では①アスベストや粉じんの発生防止に努める、②有機物質の飛散防止等に配慮しながら適切な処理を行うとともに、③可能な限りリサイクルを図る。

エ 災害廃棄物の処分

市のごみ処理施設等が被害を受けて使用が不可能な場合等においては、速やかに県等と協議の上、代替措置を講じる。

オ ごみなどの処理能力

クリーンセンターくれ	焼却 380t/日, 破砕 55t/5H
------------	----------------------

カ 作業開始

被災地の状況に応じて、一般廃棄物処理許可業者及び建設業者などの協力により、速やかに作業を開始する。

2 し尿の処理

(1) し尿処理量

あらかじめ想定した避難所におけるし尿発生量を基に、避難所の状況及び仮設トイレの設置状況等を踏まえ、処理実行計画を策定する。

仮設トイレ1基の貯留容量 (ℓ)	1人1日当たりの平均排出量 (ℓ)	仮設トイレ1基の1日の利用者数 (人)	し尿収集間隔日数 (日)
150	1.7	30	3

(2) 収集・処理能力

収集車両台数・収集能力、収集機関、し尿の処理能力については、「資料編」参照

(3) 処理対策

ア 倒壊家屋等

- (ア) 倒壊家屋や浸水家屋等の汲取式便槽のし尿や浄化槽の汚水等については、防疫及び保健衛生対策上、収集可能な状態になった時点から速やかに収集運搬が行われるよう、処理体制の確立を図る。
- (イ) 被災地における防疫面から、不要となった便槽に貯留されているし尿及び汚水等についても、緊急性が認められた場合、必要に応じて、収集する。

イ 避難所等

- (ア) 避難所で排出されたし尿の収集は、計画的に実施する。
- (イ) 避難所等において、必要に応じて備蓄してある災害用簡易トイレを設置する。なお、設置場所周辺に公共下水道等が整備されている場合、付近のマンホールを利用しての設置を検討する。
- (ウ) 避難所等において、仮設トイレを設置する。仮設トイレは、災害協定に基づき民間のリース業者から調達する。

ウ 水洗トイレ

- (ア) 水洗トイレを使用している世帯に、使用水の断水に対処するための水の汲み置き等を指導する。
- (イ) 水洗トイレを使用している団地等において、必要に応じて仮設トイレを設置する。仮設トイレは、災害協定に基づき民間のリース業者から調達する。

エ し尿の処理

- (ア) し尿の処理については、原則として上記(2)に示す施設において行う。処理に当たっては計画的な受入に努め、処理能力を超える場合は、近隣市町の処理場に処理を依頼する。
- (イ) 処理場への搬入のための輸送道路が確保できない場合、公共下水道等の処理場への投入を含めた対応を上下水道事業管理者と協議し決定する。

(4) 作業開始

呉市し尿緊急汲取り実施要綱（昭和62年10月1日実施）により一般廃棄物（液状）処理許可業者の協力により、速やかに作業を開始する。

3 応援協力体制の確保

被害状況から勘案し、市単独では災害廃棄物の処理体制の構築が困難と判断した場合には、県に対して、必要な応援協力を要請する。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

4 一般廃棄物処理施設等の機能復旧

(1) 市の一般廃棄物処理施設等の被害状況を把握し、被災により処理機能に影響がある場合は、処理設備の応急復旧を図る。なお、復旧に時間を要し一般廃棄物の処理体制に影響を与えるような場合には、県と協議の上、期間を決めて他の市町の処理施設による処理を依頼する等、効果的な処理体制の構築を図る。

(2) 廃棄物処理施設災害復旧事業補助金を受ける場合には、県に指定様式による報告を行う。

5 産業廃棄物の処理

事業者の被災により排出されるごみは、排出事業者の責任において適正に処理されるよう指導する。

6 適正処理が困難な廃棄物の処理

災害により、有害性・危険性がある廃棄物が発生し、適切な収集・処理が実施できない場合は、性状に応じて優先的な回収を行い、早期の処分を行う。

7 その他

市内における一般廃棄物（液状）処理許可業者については、「資料編」参照

第5 有害物質等による環境汚染防止計画

1 目的

被災した工場又は事業場等からの有害物質及び建築物等からの石綿の飛散・流出を防止するため、被害の状況を把握し、適切な措置を講じることにより、災害の拡大及び二次被害の防止を図り、もって市民の健康被害を防止するとともに、生活環境を保全する。

2 実施方法

災害発生時において、関係行政機関は、次のとおり実施する。

(1) 有害物質の飛散・流出防止措置

ア 被災状況の把握

関係行政機関は、被災地域における有害物質使用等事業者に対して施設の点検を指導するとともに、有害物質の飛散・流出の有無等の状況について、速やかに把握する。

イ 環境汚染事故対応

環境汚染事故が発生した場合は、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故・大気汚染事故）により、必要な措置を講じる。

ウ 環境影響の把握

有害物質の飛散・流出により、周辺環境への影響が懸念される場合は、大気、土壌、公共用水域等の水質の採取・分析を行い、環境影響の有無を把握する。また、測定結果は、速やかに公表する。

(2) 建築物等からの石綿の飛散防止措置

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（平成29年9月）」に基づき、必要な措置を講じる。

なお、被災建物等の解体及び解体廃棄物の処理に伴い石綿の飛散が懸念される場合は、大気中のアスベスト濃度のモニタリングを行い、測定結果は、速やかに公表する。

測定地点の選定にあたっては、被災状況等を勘案して定める。

3 環境汚染防止の推進等

災害発生時の措置の実施を円滑に行うため、広島県危機対策運営要領及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）（平成29年9月）」に定めるもののほか、次の事項について実施する。

- (1) 水質汚濁防止法、PRTR法（化学物質排出管理把握促進法）等の届出情報による有害物質使用等事業場の把握
- (2) 大気汚染防止法による石綿飛散防止対策の推進
- (3) 事業者の化学物質の管理体制の整備の促進

(空 白)

第10節 災害ボランティアの受入れ・支援計画

災害発生時には、市、呉市社会福祉協議会及びボランティア団体及び個人等と連携の上、「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル(令和元年6月)」に基づき、くれ災害ボランティアセンターを設置し、ニーズの把握、ボランティアの受付、登録、派遣調整等の体制を整備し、効果的な活動ができるよう関係機関、団体相互の連携体制を確立し、活動を促進する。

1 災害ボランティアセンターの設置

(1) くれ災害ボランティアセンター設置基準

次に該当する場合に、くれ災害ボランティアセンターの設置を検討する。

ア 市内で、震度5弱以上の地震又は豪雨、台風等の被害が発生し、市に災害対策本部が設置されたとき。

イ その他市に災害対策本部が設置されたとき。

(2) くれボランティアセンター設置までの流れ

市民対策部と呉市社会福祉協議会が協議し、くれ災害ボランティアセンター設置の決定を行い、呉市社会福祉協議会がくれ災害ボランティアセンターを設置する。

呉市社会福祉協議会は、設置後の円滑な運営を図るため、事前にボランティア団体と調整を行う。

2 くれ災害ボランティアセンターの機能

(1) 被災者のニーズの把握

各種ボランティア団体等と連携し、被災地におけるボランティア派遣の要望の把握に努める。

(2) ボランティアの確保

インターネット、SNS、報道機関等を通じて、ボランティアの募集、活動内容及び活動拠点等について情報提供を行う。

(3) ボランティアの受付

災害発生時における県内外から支援に駆けつけたボランティア申出者を受け付け、被災者のニーズとのコーディネートによりボランティアを派遣し、各ボランティアの活動内容、活動地域等を把握する。

ボランティアを受け入れた際には、ボランティアの活動中における負傷等に備え、ボランティア活動保険の加入手続きを行う。

(4) ボランティアに対する情報提供

被災地の状況、救援活動の状況等の情報を、ボランティアに対して的確に情報提供する。

3 広島県被災者生活サポートボランティアセンターとの連携

災害発生時において、広島県被災者生活サポートボランティアセンターを広島県社会福祉協議会が設置した場合には、同センターとの連携を図るよう努める。

市に災害救助法が適用された際、県又は県から事務の委託を受けた市が、共助のボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する被災者生活サポートボランティアセンター(災害ボランティアセンター)に委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができるものとする。

4 被災地におけるボランティア支援体制の確立

災害ボランティアの受入れのため、必要に応じて本庁舎、まちづくりセンター、学校などの一部をボランティアの活動拠点として確保する。

また、災害ボランティア活動に必要な事務用品や電話などの各種資器材についての貸出しを行う等、災害ボランティアが効率的に活動できるよう関係団体との連携に努める。

5 海外からの応援の受入れ

海外からの救援隊の派遣の受入れに当たり、県の実施する通訳の確保、食事、宿泊等の手配の措置が円滑に行われるよう協力を行う。

6 外国人住民（旅行者を含む）の支援体制の確立

外国人住民（旅行者を含む）を支援するため、災害ボランティアセンターに多言語支援担当を配置し、避難所の運営・巡回、通訳ボランティアの派遣等に努める。

第11節 文教対策計画

風水害による災害発生時に、学校等において、幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）や施設利用者の安全を確保し、身体の危険を防止するとともに、継続して教育活動の場を確保できるよう、それぞれの所管施設ごとに、文教対策を実施する。

また、学校や文化財等の施設管理者は、防災計画・学校安全計画、危険等発生時対処要領等に基づき被害を最小限にとどめるよう措置するとともに、早期復旧に備える。

1 初動対応

(1) 児童等の在籍時に災害が発生した場合

- ア 児童等及び教職員の安全対策（二次避難の指示、人員確認等の初期対応）を迅速かつ的確に行う。
- イ 初期対応が終了した後、施設の被害拡大を防止するための応急対策、保護者との連絡、教育委員会との連携等の対応を行う。

(2) 休校日及び夜間等、児童等の不在時に災害が発生した場合

- ア 施設の被害状況の迅速な把握と、被害拡大防止のための応急措置をとる。
- イ 応急措置の後、校外の児童等及び教職員の安否確認、教育委員会との連携等の対応を実施する。

2 応急対策の実施

- (1) 所管する学校等と連絡をとり、気象情報、通学路の状況及び公共機関の運行状況を基に、臨時休業・下校措置等について検討を行う。状況によっては、学校への避難指示及び関係機関への支援要請を行う。
- (2) 人的・物的な被害が発生した場合においては、被害状況の把握に努めるとともに、関係機関と連携を図り、次の応急対策を講じる。
 - ア 校長・園長は、状況に応じ児童等に対し緊急避難等を指示する。校長・園長が不在の場合の指揮系統については、事前に定めておくものによる。なお、教育委員会への報告は、早さを旨とし、報告できるものから逐次行う。
 - イ 土砂崩れや洪水等により被災した施設内の箇所については、立入を禁止する等の措置をとり、二次災害の防止に努める。
 - ウ 被災状況に応じ、校長は教育委員会に、園長は子育て支援課又は子育て施設課にそれぞれ連絡の上、臨時休業等の適切な措置をとる。
 - エ 学校に避難所が開設される場合には、担当対策部に協力し、運営に当たる。

3 応急教育の実施

(1) 学校等における被害状況の把握

- ア 校長・園長・所長の指揮のもと関係各課は相互に連携して、校舎等の被害状況、二次災害の誘発危険性の有無、教育の継続の可能性、教育用備品の損害程度等を早急に把握する。
- イ 校長・園長・所長は、把握した被害状況に関し、応急教育の実施又は避難者の受入れに当たり、早期に対策を講じなければならないものと、時間をおいても支障のないものとに分けて優先順位を定めるとともに、教育委員会、子育て支援課又は子育て施設課等に報告を行う。

(2) 応急教育の実施準備

- ア 被害状況を把握した後、建築物の応急危険度判定の結果等を踏まえ、建物の安全性に関し、応急教育の実施が可能であるか否かの検討を行う。なお、専門家の判断を求めることができない場合においては、「呉市避難所運営マニュアル」等を活用する。

イ 応急教育の実施に際しては、次の項目について点検し、総合的に判断を行う。

応急教育の実施に当たり 点検する内容	(ア) 教職員の確保の可否 (イ) 学用品の調達可否 (ウ) 施設等の機能面から見た安全性の確保の可否 (エ) 危険な建築物や区域への立入禁止措置の必要性 (オ) 応急復旧方法と復旧に要する期間 (カ) 仮設校舎の建設とそれに要する期間 (キ) 避難所になったことによる教育活動の場の縮小状況と影響 (ク) 衛生管理の可否と児童等の健康教育（特に心のケア）方法 (ケ) 給食の可否 (コ) 教育可能人数
-----------------------	--

(3) 応急教育の実施方法

ア 校舎等の被害状況に応じた応急教育

校舎等の被害状況に応じ、概ね次により応急教育を実施する。

校舎等の被害が比較的軽微なとき	(ア) それぞれの学校において速やかに応急措置をとり授業を行う。 (イ) 学校が避難所として利用されている等により、体育館・運動場等が使用できない場合は、カリキュラムの編成等を変更する。
校舎等の被害が相当大きなとき	残存した校舎のうち安全なものを使用し、学級合併事業、一部又は全部に渡る二部授業等を行う。
校舎等の使用は全面的に不可能だが、短期間に復旧が見込まれるとき	臨時休業の措置をとり、その期間中は家庭又は地域の集会所等を利用して、学習内容の指示又は家庭訪問等により教育を行う。
校舎等が甚大な被害を受け、復旧に長期間を要するとき	(ア) 近隣に被害の軽微な学校があるときは、その学校において二部授業等を行う。 (イ) 児童等が個別に居住地を離れたときは、新居住地の学校に仮入学させ授業を行う。 (ウ) 児童等が集団避難を行う場合は、避難先の教育委員会等と十分連携をとり、速やかに受入れが図られるよう努める。 (エ) 児童等を遠隔地へ集団で転校させる場合は、当該校の教職員が付き添うことが望ましいため、要員確保について配慮する。

イ 教職員等の被災の程度、道路等の復旧状況に応じた応急教育

教職員、児童生徒及びその家族の被災の程度、道路、交通機関の復旧状況などに応じて、概ね次により実施する。

登下校に長時間を要する場合	始業・終業時間を状況に応じて変更し、児童生徒の安全を図る。
一部又は半数に近い数の者が登校できない場合	短縮授業、半日授業の措置をとり、登校できない者については別に考慮する。
一定区域の児童生徒が登校できない場合	臨時に応急教育実施の予定場所において授業を行う。
半数以上の者が登校できない場合	臨時休業又は応急教育実施の予定場所での授業など適宜措置をとる。

※ 登下校の対策

児童生徒の登下校については、保護者、関係諸団体などと緊密な連絡をとって保護者、教職員などを配置し、集団登下校を行って安全を確保する。

4 文教施設の応急復旧

(1) 応急措置及び応急復旧工事の施工

- ア 被害状況の把握を行った後、二次被害防止のための立入禁止措置等の応急措置を講じる。
- イ 応急復旧工事の発注及び施工に当たっては、各学校と教育委員会及び関係各課との間で工事の実施区分を明確に定め、迅速に着手する。その際、ピアノや実験具等の施設備品についても整理を行う。

(2) 避難所として使用された場合の措置

本来の機能を早期に回復させるため、学校としての機能と避難所としての機能の境界を明確にするとともに、避難所において設置される避難所運営委員会との連携を図る。

5 教職員の確保

- (1) 教職員の被災などにより通常の授業が行えないときは、必要に応じて一時的に教職員組織の編成替えをして授業を行うとともに、状況に応じ代替教職員等を随時派遣する。
- (2) 教職員の被災などにより教職員に不足を生じた場合は、県教育委員会に応援要請を行い、県及び近隣市町の教育委員会等からの派遣を受ける。

6 学用品の調達・支給

(1) 学用品の給与の対象

- ア 災害により住家に被害（全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水など）を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又は棄損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒であって、市長より被災者として確認された児童等を対象とする。
- イ 被災児童等の調査は、市長が各学校、教育委員会等を通じて行う。

(2) 学用品の給与の時期

教科書（教材を含む。）については、災害発生の日から1か月以内、文房具・通学用品については15日以内とする。

(3) 学用品の給与

- ア 学用品についての被害状況の把握
各学校において、学年毎に最低限必要な学用品リスト（品目・量）を作成し、教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、学校単位及び市全体での集計を行い、県に報告する。
- イ 学用品の調達
文房具及び通学用品の調達は原則として市が行うが、市において調達が困難なときは、県に要請を行う。教科書については、市の報告に基づき、県が教科書提供所から一括調達を行う。
- ウ 学用品の配給
調達された学用品については、可能な限り速やかに被災した児童等に平等に配給する。
また、支援により外部から提供された学用品等を配給する場合は、搬入される場所を定め、学校ごとに一定の整理をした後に速やかに配給する。

7 授業料等の減免措置

被災により費用（高校にあっては授業料）の支払いが困難と認められる児童等について、費用の支払いの延期、減額・免除等の必要な措置を検討する。なお、授業料等の減免については、呉市立呉高等学校条例施行規則第5条の定めるところによる。

8 国、県、私立学校に対する措置

国、県、私立学校の生徒及び学生についても、この計画の趣旨に基づいて協力するものとする。

9 文化財の保護

(1) 被害の把握

ア 文化財の所有者及び管理責任者は、被災後速やかに巡回を行って被害状況を把握し、その内容を文化振興課に連絡するとともに、自らが必要な応急処置を講じる。

イ 文化振興課は、被害の把握が確実にされるよう、必要な体制の整備について指導・協力する。

(2) 被害の拡大防止

二次的な被害の拡大防止のため、概ね次の対策を講じる。

火災予防	発災後早急に文化財の巡回を行い、初期消火活動、迅速な通報、必要な搬出、出火危険・延焼危険箇所の発見、飛び火の監視、防災設備の損壊状況の調査等を実施するため、必要な自衛消防体制を構築するよう指導する。
倒壊防止	半壊状態で倒壊の危険がある文化財について、建造物は市長設置等の応急補強対策を講じ、美術工芸品等搬出可能なものは安全な場所に収納するよう指導する。
盗難防止	監視体制の強化、保管場所の施錠、防犯装置の設置等の措置を講じる。
風雨対策	ビニールシート等による応急対策を講じる必要があり、ビニールシート、ロープ等の補完及び調達に配慮する。

(3) 関係機関への情報連絡

県及び市の文化財保護に携わる部署及び関連団体との情報連絡を密にして、応急対策が有効かつ適切に行われるよう留意する。

(4) 歴史的建造物の保護

歴史的建造物の中には、文化財指定はされていないものの、地域の景観、歴史、文化を想起する上で重要な役割を果たすものもあるため、助成措置や保護のための措置を検討する。

第12節 災害救助法の適用計画

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に適用される災害救助法（昭和22年法律第118号）について、実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続きについて示し、迅速な応急的救助の実施に資する。

1 災害救助法の実施機関

- (1) 災害救助法適用前の救助事務は、市長が行う。
- (2) 災害救助法適用後の救助事務は、知事が国からの法定受託事務として実施し、市はその補助機関として活動に当たる。
- (3) 県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は、知事が実施責任者となり、市長が補助者となって実施されるが、より迅速な災害対策を行うため、同法第13条第1項及び同法施行令第17条の規定に基づき、救助の実施に関する事務の一部が市長に委任される。

県から、市長への事務委任は、原則として下表のとおりである。

ただし、複数の市町における災害や市の行政機能が損なわれる被災状況等、市の実情に応じて、委任される事務が決定される。

なお、救助事務の委任は災害救助法が適用された都度、県から市に通知することにより行われるとともに、市へ救助事務が委任された場合であっても、その救助の実施責任者は県にあるため、その状況を県に連絡し、万一、市において、事務遂行上不測の事態等が生じた場合等には、委任元である県の助言等を受ける等により、適切な事務の遂行に努める。

市長及び知事それぞれが担当する救助事務

実施者	担当する救助事務
市長	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の設置 2 炊き出しその他による食品の給与 3 飲料水の供給 4 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 5 医療・助産（救護所における活動） 6 被災者の救出 7 被災した住宅の応急修理 8 学用品の給与 9 埋葬 10 遺体の捜索・処理 11 障害物の除去
知事	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急仮設住宅の供与 【建設型応急住宅】 広島県応急仮設住宅 建設マニュアルに定められた役割分担に基づき、県及び市が事務を実施 【賃貸型応急住宅】 被害状況等を考慮して、県及び市が事務を実施 2 医療（DMATの派遣など）

2 災害救助法の適用基準（災害救助法施行令）

(1) 災害が発生した場合、災害救助法は、次のいずれかに該当する場合に適用される。（同法第2条第1項に定める適用）

- ア 市内の住家滅失世帯数が、100世帯以上であるとき。（1号基準）
- イ 県内の住家滅失世帯数が、2,000世帯以上で、かつ、市内の住家滅失世帯数が、50世帯以上であるとき。（2号基準）
- ウ 県内の住家滅失世帯数が、9,000世帯以上で、かつ、市内の住家滅失世帯数が多数であるとき。（3号基準）
- エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。（3号基準）
- オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。（4号基準）

(2) 災害が発生するおそれがある場合、災害救助法は、次の全てに該当する場合に適用される。（同法第2条第2項に定める適用）

- ア 災害が発生するおそれがある場合に、国が災害対策基本法に規定するいずれかの災害対策本部（特定・非常・緊急）を設置し、当該災害対策本部の所管区域として、広島県が告示されていること。
- イ 市において、当該災害により、被害を受けるおそれがあること。

3 被災世帯の算定基準

(1) 被災世帯の認定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等、著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。なお、床下浸水及び一部損壊は換算しない。

$$\text{滅失世帯数} = (\text{全壊} \cdot \text{全焼} \cdot \text{流出}) + (\text{半壊} \cdot \text{半焼} \times 1/2) + (\text{床上浸水} \times 1/3)$$

(2) 住家の滅失等の認定

住家の滅失等の認定に当たっての基準は、次のとおりである。（内閣府政策統括官（防災担当）通知「災害の被害認定基準」による。）

被害区分	判定基準
住家全壊 (全焼・全流出)	<p>住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が著しく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には次のいずれかのもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの ○住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
住家半壊 (半焼)	<p>住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損失が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には次のいずれかのもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○損壊部分とその住家の床面積の20%以上70%未満のもの ○住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
床上浸水	<p>住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの</p>

(3) 住家及び世帯の単位

ア 住家

- (ア) 現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。
- (イ) 炊事場、便所、離れ座敷等生活に必要な建物が分離している場合は合わせて1住家とする。
- (ウ) アパート、マンション等居住の用に供している部分が独立している場合は、それぞれをもって1住家とする。
- (エ) 学校、病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、住家とする。

イ 世帯

- (ア) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。
- (イ) 学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎全体を1世帯とする。
- (ウ) 現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。

4 災害救助法の適用申請

(1) 被害の情報提供及び適用申請

市長は、災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときには、直ちにその旨を県（県危機管理監）に情報提供するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、併せて同法の適用を申請する。

(2) 適用申請

災害救助法の適用申請事務は、福祉保健対策部が行う。県に対して報告する内容は次のとおりである。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の概況
- ウ 被害状況調べ
- エ 既にとった救助措置及びとろうとする措置
- オ その他必要事項

(3) 災害救助法に基づく報告

ア 災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3種類がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になる他、各種の対策の基礎資料となるため、市長は、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告を行う。

イ 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告を行う。

(4) 救助の程度・方法及び期間等

救助の程度・方法、期間及び実費弁償の基準額等については、国の定める額による。

なお、基準額については、内閣府の告示を受けて、県規則により原則として行われるので、確認を要する。

※ 災害救助法による援助については、「資料編」参照

(空 白)

第13節 農林漁業関係被害の拡大防止計画

風水害による災害時には農林畜産及び水産関係に多大な被害が発生することが予想されるため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達・配分等の対策を実施する。

1 農産物、家畜対策

(1) 農産物対策

ア 被害状況の把握

農業協同組合等と相互に連携し、農産物等の被害状況を把握するとともに、被害情報について、県農林水産事務所を通じ県農林水産局に報告する。

イ 病害虫防除対策

災害等により発生が予想される農産物の病害虫防除対策は、次により実施する。

(ア) 防除の指示及び実施

県の指示により、防除班等を組織して防除の実施にあたる。

(イ) 防除の指導

特に必要があると認めるときは、県及び農業協同組合等と相互に連携し、防除指導組織を編成して、現地の特別指導を行う。

(ウ) 集団防除の実施

被災地域が広大で、集団的に一斉に病害虫の防除を実施する必要があると認められるときは、県に対して農林水産大臣への緊急防除(植物防疫法第4章)の申請を行うよう要請するとともに、県、農業協同組合等関係機関と連携を図りながら一斉防除の実施に協力する。

(エ) 農薬の確保

災害により緊急に農薬の確保の必要が生じた場合には、県に対して、全国農業協同組合連合会広島県本部及び農薬取扱業者等の手持ち農薬の被災地向け緊急供給を依頼するよう要請する。

(オ) 防除器具の確保

区域内の防除機具を整備、把握し、必要に応じて緊急防除の実施に当たり集中的に防除機具の使用ができるように努める。

(2) 家畜対策

ア 実施責任者

家畜伝染病に対処するため、診療、防疫、消毒に必要な組織(以下「診療等の組織」という。)を県が編成するに当たり、農業協同組合及び家畜診療所等とともに必要な協力を行う。

イ 家畜伝染病の発生及びまん延措置

県の指示に従い薬剤散布等、家畜伝染病のまん延防止に努める。なお、災害により死亡した家畜の措置については、家畜の飼育者に市長への届出を行わせ、埋却又は焼却の指導を行う。

ウ 家畜の診療

家畜の診療は必要に応じて行われるが、平常時の方法による家畜の診療が不可能又は不相当であると認めるときは、県に対し被災地域内に診療等の組織の派遣による診療の実施を要請する。

エ 家畜の防疫

診療等組織は、次に示す防疫活動を実施する。

(ア) 畜舎の消毒等の実施

(イ) 家畜伝染病予防のための緊急予防注射の実施

(ウ) 患畜が発生した場合における隔離、通行遮断、殺処分及びへい獣の処理

オ 家畜の避難

家畜の避難を要するときは、関係機関と連絡を密にし、避難場所その他について飼育者に指導を行い、安全な場所に避難させる。

カ 飼料の確保

飼料の確保が困難な場合は、飼料販売業者に対し必要数量の確保及び供給について要請を行う。

2 林産物対策

(1) 被害状況の把握

発災後速やかに巡視を行い、造林地、栽培施設等の被害状況を把握し、危険な場所の標示及び応急処置を行う。

(2) 災害対策技術者指導

県や森林組合の協力を得て、種苗経営者、森林所有者に対し、被災苗木、林木に対する措置等の技術指導を行う。

特に、被害木については早期に処分し病害虫等の発生を防止するとともに、根切れ、根ゆるみ等を起こした幼齢林木は、木起こしや根ぶみを行い樹勢の回復を図る。

(3) 倒木の処理指導及び森林病害虫等の防除

県や森林組合の協力を得て、森林所有者に対し必要な技術指導を行う

3 水産関係対策

(1) 被害状況の把握

水産事業所の行う漁業施設等の被害状況の把握について、必要な協力を行う。

(2) 陸上施設の被災対策

県及び漁業協同組合等と連携し、施設の被害状況に応じ次の措置を講ずる。

ア 荷さばき施設等の陸揚げ支援施設が被災した場合、陸揚げする他漁港との調整を行う。

イ 冷凍施設等の出荷支援施設が被災した場合、他漁港への移送等及び氷の移入等についての調整を行う。

ウ 給油、給水等の補給施設が被災した場合、他漁港からの移入等についての調整等を行う。

第14節 隣保互助に係る公共的団体活動の協力計画

災害時において、公共的団体の組織活動の連携協力のもと、災害応急対策を実施する。

1 公共的団体の種別及び組織

種 別	組 織		
(1) 自治会	呉市自治会連合会	地区自治会連合会	単位自治会
(2) 女性会	呉市女性連合会	地区女性会	単位女性会
(3) 赤十字奉仕団	呉市赤十字奉仕団	呉市赤十字奉仕団分団	
(4) 民生委員児童 委員協議会	民生委員・児童委員協議会	単位民生委員・児童委員協 議会	

2 活動範囲

各地区、各町及び各班

3 活動内容

公共的団体は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、市の要請、若しくは自らが応急対策活動及び次の活動を市及び防災関係機関と連携して実施する。

(1) 自治会

- ア 災害状況の連絡
- イ 避難指示などの周知徹底
- ウ 被災者に対する炊き出し
- エ 救援物資の末端配給
- オ 自警範囲における治安維持
- カ 被災世帯の調査

(2) 女性会及び赤十字奉仕団

- ア 被災者に対する炊き出し
- イ 救援物資及び義援金の募集
- ウ その他救援活動

(3) 民生委員・児童委員協議会

- ア 要配慮者の支援対策
- イ 要配慮者の安否確認

(空 白)

第1章 総 則

1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、広島県知事から指定された指定水防管理団体たる呉市が、同法第33条第1項の規定に基づき、呉市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、呉市の市域にかかる河川、海岸等の洪水、雨水出水、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

2 用語の定義

この計画における、用語の定義は次のとおりである。

水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合という（法第2条第2項）。 ⇒ 呉市
水防管理者	水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。⇒ 呉市長
指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として、知事が指定したものをいう（法第4条）。⇒ 呉市
消防機関	消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。
消防機関の長	消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第2条第5項）。
水防団	法第6条に規定する水防団を言う。 ※呉市はその区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理しており、水防団は設置していない。
量水標管理者	量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者を言う（法第2条第7項、法第10条第3項）。
水防協力団体	水防業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体で、水防管理者が指定した団体。指定を受けた団体は、消防機関等と連携して水防協力業務を行う団体をいう（法第36条～第40条）。
水防組織	呉市地域防災計画に定める災害対策本部又は災害警戒本部等をいう。
水防要員	水防組織を構成する部局に属する者で、この計画における一連の活動に従事する者をいう。
水防関係対策部	水防組織を構成する部、局及び課をいう。
洪水予報河川	国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。国土交通省又は県の各機関は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う。（法第10条第2項、法第11条第1項）
水防警報	洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて、国土交通大臣又は知事が指定した河川、湖沼、海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は県の各機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項及び第16条）。
水位周知河川	国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。国土交通大臣又は知事が、当該河川の水位があらかじめ定めた水位に達したとき、水位又は流量を示して行う通知又は周知を行う。（法第13条）。
水位周知下水道	知事又は市長が雨水出水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。知事又は市長は水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた雨水出水特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の2） ※呉市の指定はない。

水位周知海岸	知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位をあらかじめ定めた高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の3）。※呉市の指定はない。
水位到達情報	国土交通大臣又は知事が指定した河川（水位周知河川）において、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位のあらかじめ定めた水位の到達又は氾濫発生に関する情報をいう。
水防団待機水位 （通報水位）	量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者（市長）又は量水標管理者は、洪水又は高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない（法第12条）。
氾濫注意水位 （警戒水位）	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位（法第12条第2項に規定する警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない（法第12条）。
避難判断水位	市長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。
氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。
高潮氾濫危険水位	法第13条の3に規定される高潮特別警戒水位のこと。高潮により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難指示等の発令判断の目安となる。
洪水特別警戒水位	法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
雨水出水特別警戒水位	法第13条の2第1項及び第2項に定める雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位 都道府県知事又は市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
高潮特別警戒水位	法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。高潮氾濫危険水位に相当する。知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
重要水防箇所	堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
洪水浸水想定区域	洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害を軽減するため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう。（法第14条）

<p>雨水出水浸水想定区域</p>	<p>水位周知下水道について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第 14 条の 2）。</p>
<p>高潮浸水想定区域</p>	<p>水位周知海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定しうる最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として知事が指定した区域をいう（法第 14 条の 3）。</p>
<p>洪水被害軽減地区</p>	<p>浸水想定区域内で、輪中堤防その他の帯状の盛土構造が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効果があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（第 15 条の 6）。※呉市に指定地区はなし。</p>

3 水防の責任等

水防に関する主体について、法に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 市の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。(法第3条)

- ア 水防団の設置(法第5条)
- イ 水防団員等の公務災害補償(法第6条の2)
- ウ 平常時における河川等の巡視(法第9条)
- エ 水位の通報(法第12条第1項)
- オ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置(法第15条)
- カ 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示, 指示に従わなかった旨の公表(法第15条の2)
- キ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示, 指示に従わなかった旨の公表(法第15条の3)
- ク 予想される水災の危険の周知(法第15条の11)
- ケ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動(法第17条)
- コ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償(法第19条第2項)
- サ 警戒区域の設定(法第21条)
- シ 警察官の援助の要求(法第22条)
- ス 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請(法第23条)
- セ 堤防決壊等の通報, 決壊後の措置(法第25条, 法第26条)
- ソ 公用負担により損失を受けた者への損失の補償(法第28条第3項)
- タ 避難のための立ち退きの指示(法第29条)
- チ 水防訓練の実施(法第32条の2)
- ツ 水防計画の策定及び要旨の公表(法第33条第1項及び第3項)
- テ 水防協議会の設置(法第34条)
- ト 水防協力団体の指定・公示(法第36条)
- ナ 水防協力団体に対する監督等(法第39条)
- ニ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言(法第40条)
- ヌ 水防従事者に対する災害補償(法第45条)
- ネ 消防事務との調整(法第50条)

(2) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。(法第3条の6)

- ア 指定水防管理団体の指定 (法第4条)
- イ 水防計画の策定及び要旨の公表 (法第7条第1項及び第5項)
- ウ 水防管理団体が行う水防への協力 (河川法第22条の2)
- エ 都道府県水防協議会の設置 (法第8条第1項)
- オ 気象予報及び警報, 洪水予報の通知 (法第10条第3項)
- カ 洪水予報の発表及び通知 (法第11条第1項)
- キ 量水標管理者からの水位の通報及び公表 (法第12条)
- ク 水位周知河川, 水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知 (法第13条第2項及び第3項, 第13条の2第1項並びに第13条の3)
- ケ 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村への通知 (法第13条の2)
- コ 洪水浸水想定区域, 内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定, 公表及び通知 (法第14条及び法第14条の2及び第14条の3)
- サ 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置 (法第15条の10)
- シ 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等を指定したときの公示 (法第16条第1項, 第3項及び第4項)
- ス 水防信号の指定 (法第20条)
- セ 避難のための立ち退きの指示 (法第29条)
- ソ 緊急時の水防管理者, 水防団長又は消防機関の長への指示 (法第30条)
- タ 水防団員の定員の基準の設定 (法第35条)
- チ 水防協力団体に対する情報提供又は指導若しくは助言 (法第40条)
- ツ 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言 (法第48条)

(3) 国土交通省の責任

- ア 水防管理団体が行う水防への協力 (河川法第22条の2)
- イ 洪水予報の発表及び通知 (法第10条第2項)
- ウ 量水標管理者からの水位の通報及び公表 (法第12条)
- エ 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知 (法第13条1項)
- オ 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知 (法第13条の4)
- カ 洪水浸水想定区域の指定, 公表及び通知 (法第14条)
- キ 大規模氾濫減災協議会の設置 (法第15条の9)
- ク 水防警報の発表及び通知 (法第16条第1項及び第2項)
- ケ 重要河川における都道府県知事等に対する指示 (法第31条)
- コ 特定緊急水防活動 (法第32条)
- サ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言 (法第40条)
- シ 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言 (法第48条)

(4) 河川管理者の責任

水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言 (法第15条の12)

(5) 気象庁の責任

- ア 気象, 津波, 高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知 (法第10条第1項, 気象業務法第14条の2第1項)
- イ 洪水予報の発表及び通知 (法第10条第2項, 法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項)

(6) 居住者の義務

- ア 水防活動への従事（法第 24 条）
- イ 水防通信への協力（法第 27 条）

(7) 水防協力団体の義務

- ア 決壊の通報（法第25条）
- イ 決壊後の処置（法第26条）
- ウ 水防訓練の実施（法第32条の2）
- エ 津波避難訓練への参加（法第32条の3）
- オ 業務の実施等（法第 36 条, 第 37 条, 第 38 条）

4 水防計画の作成及び変更

(1) 水防管理団体の水防計画

指定水防管理団体の水防管理者は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年出水期前までに市防災会議に諮り、知事に遅滞なく届け出るものとする。

(2) 水防計画の公表

指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するものとする。

(3) 水防管理団体の水防計画作成要領

水防管理団体の水防計画は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に定めるものであり、水防計画作成の手引き（水防管理団体版）を参考にして作成する。

(4) 大規模氾濫減災協議会

国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

5 津波における注意事項

津波は、発生地点から当該海岸までの距離に応じて、‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。

遠地津波の場合の原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。したがって、水防活動及び水防要員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難までの所要時間がかかる場合は、水防要員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

したがって、あくまでも水防要員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

6 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防要員自身の安全確保に留意して水防活動、避難誘導等を実施しなければならない。なお、水防関係対策部は、水防活動等における安全を確保するためのマニュアルの作成に努める。

また、水防要員自身の安全確保のために配慮すべき事項は、次のとおりである。

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常使用するものが不通の場合でも利用可能な通信機器（トランシーバー・携帯無線機、携帯電話等）を携行する。
- (3) 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため水防要員を随時交代させる。
- (5) 水防活動は原則として複数人で行う。
- (6) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (7) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防要員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (8) 指揮者は水防要員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防要員等へ周知し、共有しなければならない。
- (9) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- (10) 津波浸水想定区域内にある消防機関は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。

第2章 水防組織

水防組織及び分掌事務については、呉市地域防災計画風水害応急対策編（以下「風水害応急対策編」という。）第2節「第1 組織・動員計画」を準用する。

(空 白)

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる、冠水等の危険が予想される箇所であり、洪水、高潮等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

市内の設定箇所は、呉市地域防災計画資料編（以下「資料編」という。）「重要水防箇所」のとおりである。

(空 白)

第4章 予報及び警報

1 気象庁が行う予報及び警報

(1) 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

広島地方気象台長は、気象等の状況により洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を中国地方整備局及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関に協力を求めて、これを一般に周知させる。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき。
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき。 (なお、「大津波警報」の名称で発表する)

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

(大雨注意報発表基準)

表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
12	108

(大雨警報発表基準)

表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
22	137

(洪水注意報発表基準)

流域雨量指数基準	※複合基準	指定河川洪水予報による基準
黒瀬川流域=23.8 長谷川流域=3.7 野呂川流域=14.1 大谷川流域=5.2 二河川流域=13 中切川流域=7.5 中畑川流域=6.7 堺川流域=8.2	黒瀬川流域=(8, 19) 長谷川流域=(5, 3.6) 大谷川流域=(5, 5.2) 中畑川流域=(5, 6.7)	黒瀬川水系黒瀬川 [町田]

(洪水警報発表基準)

流域雨量指数基準	※複合基準	指定河川洪水予報による基準
黒瀬川流域=29.8 長谷川流域=4.5 野呂川流域=17.7 大谷川流域=6.6 二河川流域=16.3 中切川流域=9.4 中畑川流域=8.4 堺川流域=10.3	黒瀬川流域=(8, 26.8) 中畑川流域=(8, 8.2)	黒瀬川水系黒瀬川 [町田]

(大雨警報・洪水警報等を補足する情報)

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種 類	内 容
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地上図で5km又は1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。 6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時10分毎に更新）。

(高潮警報・注意報発表基準)

警報・注意報別	潮位基準
高潮注意報	2.2m
高潮警報	2.6m

※潮位は標高。

(大雨・高潮特別警報発表基準)

現象の種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。

(津波警報等の種類)

津波による災害の発生が予想される場合には、気象庁が、大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

ア 種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準	解説	予想される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現での発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	<ul style="list-style-type: none"> 大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってきます。 警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。 	10m超 (10m<高さ)	巨大
			10m (5m<高さ≤10m)	
			5m (3m<高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	<ul style="list-style-type: none"> 津波による被害が発生します。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 津波は繰り返し襲ってきます 警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。 	3m (1m<高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	<ul style="list-style-type: none"> 海の中や海岸付近は危険です。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。 潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり、海岸に近づいたりしないようにしてください。 	1m (0.2m≤高さ≤1m)	

(注)

- ① 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- ② 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

- ③ 地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。
- ④ 沿岸に近い地域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の来襲に間に合わない場合がある。
- ⑤ 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

イ 津波情報

大津波警報、津波警報、津波注意報を発表した後、「予測される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表する。

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さをメートル単位で発表。
各地の満潮時刻・津波の到達時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時間や高さを津波予報区単位で発表。

(注)

津波情報で用いられる広島県の津波観測点は、広島港及び呉港である（第六管区海上保安本部管理）。

津波警報等の発表後、沖合や沿岸の観測点で観測した津波の高さや到達時刻を発表する。なお、大津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが1 m以下のとき、又は津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが20 cm未満のときは、津波の高さを「観測中」と発表する。

また、沖合の津波観測に関する情報では、沿岸からの距離が100km以内の観測点について沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さが、大津波警報を発表している沿岸で3 m以下、津波警報を発表している沿岸で1 m以下のときは、沖合で観測された津波の高さを「観測中」、推定される沿岸での津波の高さを「推定中」と発表する。

沿岸からの距離が100kmを超える観測点について、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。

また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」とする。

ウ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表基準	内容
津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
20 cm未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも20 cm未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

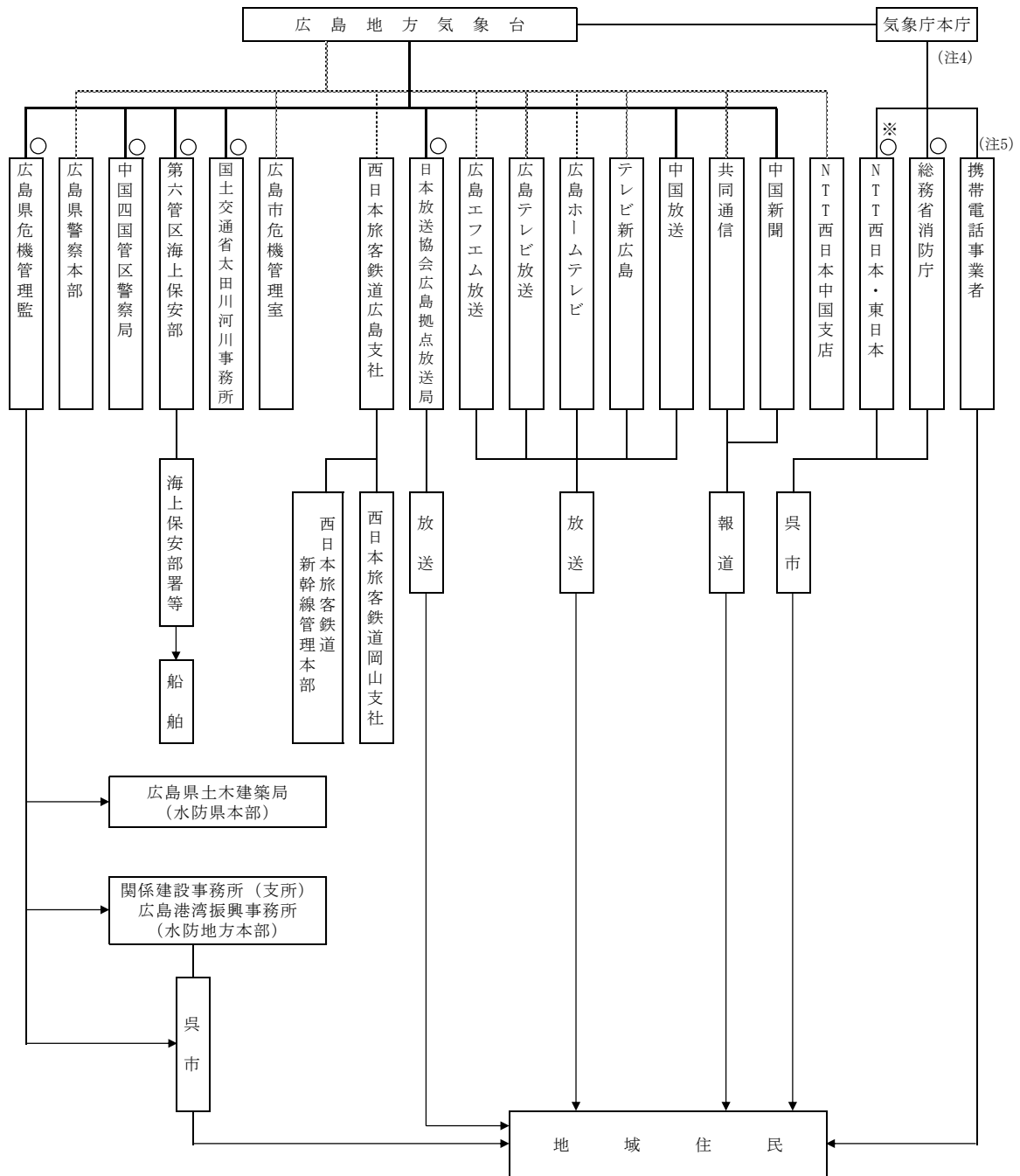
(気象庁が発表する特別警報)

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。なお、津波については、既存の大津波警報が特別警報に位置付けられる。

また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

(2) 警報等の伝達経路及び手段

警報等の伝達経路及び手段は次のとおり。



- 注 1 広島地方気象台からの伝達経路のうち、太線は防災情報提供システム専用線、点線は副次的な経路である。(副次的な経路とは、インターネット回線を利用した防災情報提供システムをいう。)
- 2 ○印は、「気象業務法に規定されている伝達経路」である。
- 3 ※は、警報(解除を含む)のみオンラインにより伝達する。
- 4 「津波警報・注意報」については、気象庁から伝達する。
- 5 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。
- 6 市内部の伝達方法は、呉市職員防災メールで通知する。

2 洪水予報河川における洪水予報

(1) 種類及び発表基準

知事は、知事が指定した河川について洪水予報を発したときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難のための立退きの指示の発令に資するため、知事が指定した河川については知事から、市長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、又は避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき。
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき。

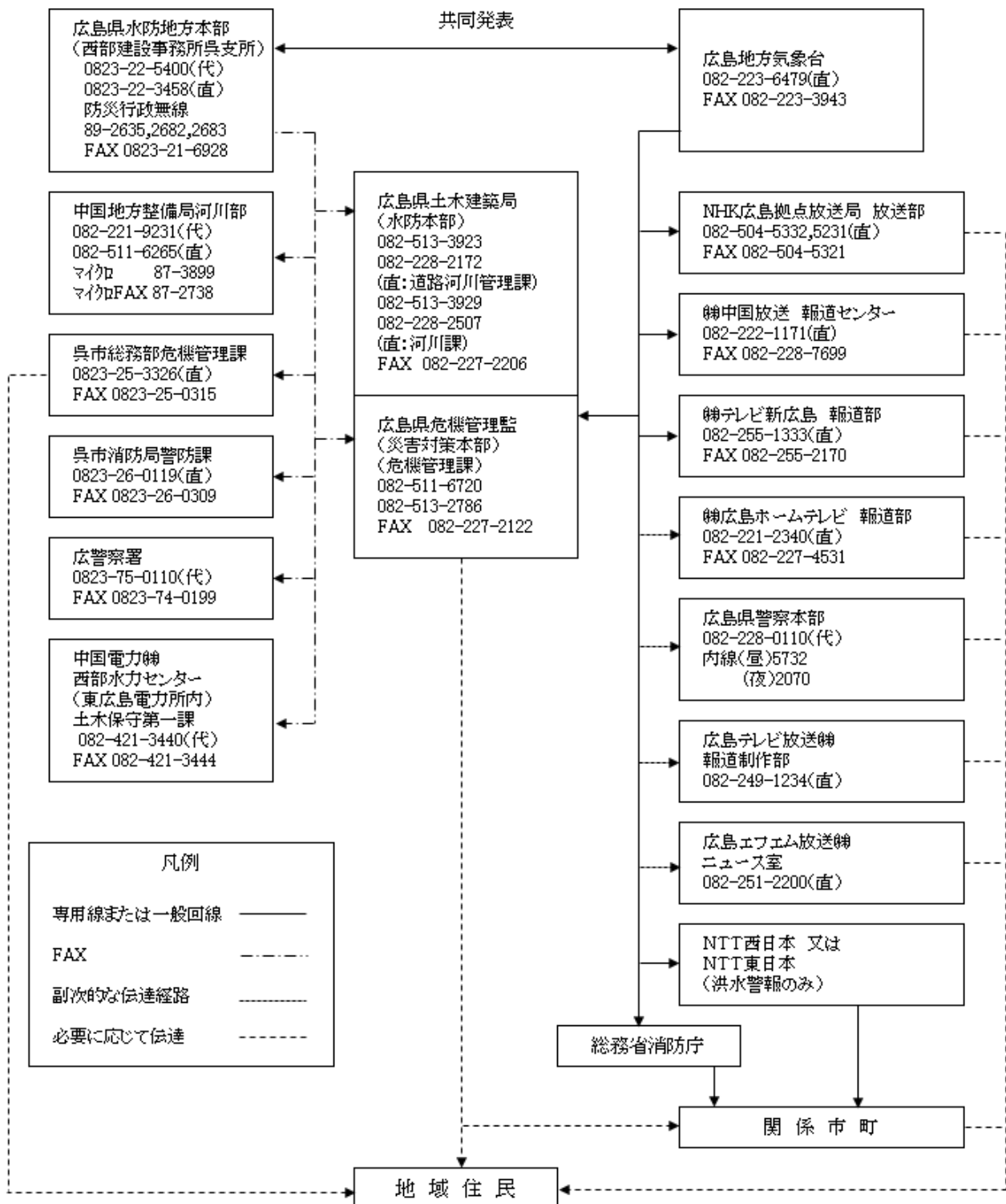
(2) 県と気象庁が共同で行う洪水予報

洪水予報を行う河川名、区域、対象となる基準観測所、担当官署は、次のとおりである。

河 川 名	洪水予報河川
	黒瀬川
発 表 担 当 者	広島県西部建設事務所長（呉支所）
区 間	左岸・右岸 呉市郷原町二級ダムから海まで
計 測 所 名	町 田
水防団待機水位	1.50m
氾濫注意水位	2.00m
避難判断水位	2.75m
氾濫危険水位	3.45m

(3) 洪水予報の伝達経路及び手段

黒瀬川の洪水予報の伝達経路及び手段は、次のとおりである。



(注) 副次的な伝達経路とは、インターネット回線を利用した防災情報提供システムをいい、web とメールにより情報を入手する事が出来る。

3 水位周知河川における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

知事は、知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位(法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位)に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難のための立退きの指示の発令に資するため、知事が指定した河川については知事から市長にその通知に係る事項が通知される。なお、氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位への到達情報(氾濫注意水位を下回った場合の情報(氾濫注意情報の解除)を含む。)、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達したとき。
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき。
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達したとき。
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

(2) 県が行う水位到達情報の通知

水位到達情報の通知行う河川名、区域、水位到達情報の通知の対象となる基準観測所、水位到達情報の通知の担当官署は、次のとおりである。

ア 黒瀬川

河 川 名	黒瀬川
発 表 担 当 者	広島県西部建設事務所長(呉及び東広島支所)
区 間	左岸 神洗川合流点(東広島市黒瀬町丸山地先)から呉市郷原町二級ダムまで 右岸 神洗川合流点(東広島市黒瀬町丸山地先)から呉市郷原町二級ダムまで
計 測 所 名	松ヶ瀬
水防団待機水位	0.65m
氾濫注意水位	2.10m
避難判断水位	2.10m
氾濫危険水位	2.65m

イ 二河川

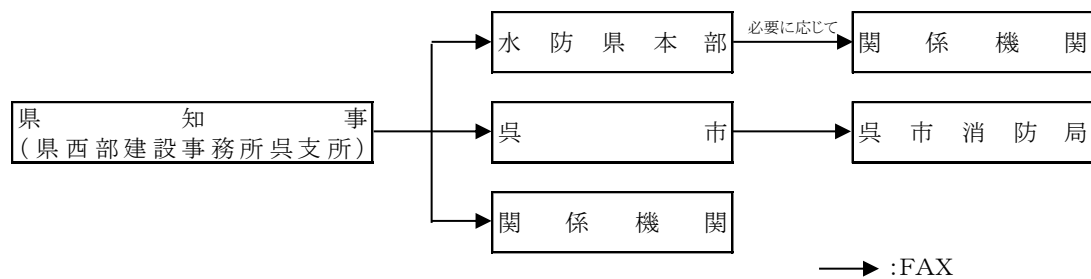
河 川 名	二河川
発 表 担 当 者	広島県西部建設事務所長(呉支所)
区 間	左岸 呉市上二河町荘山田村字東二河平76番地先から海まで 右岸 呉市二河峡町152番地先から海まで
計 測 所 名	二 河
水防団待機水位	1.50m
氾濫注意水位	2.00m
避難判断水位	2.15m
氾濫危険水位	2.50m

ウ 野呂川

河 川 名	野呂川（水位周知河川）
発 表 担 当 者	広島県西部建設事務所長（呉支所）
区 間	左岸：石ヶ鼻堰堤（呉市安浦町大字原畑地先）から海まで 右岸：石ヶ鼻堰堤（呉市安浦町大字原畑地先）から海まで
計 測 所 名	藤 浪
水防団待機水位	—
氾濫注意水位	0.80m
避難判断水位	1.05m
氾濫危険水位	1.30m

(3) 水位到達情報の伝達経路及び手段

黒瀬川，二河川及び野呂川の水位到達情報の伝達経路及び手段は，次のとおりである。



4 水位周知下水道における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

知事は、知事が指定した水位周知下水道について、水位が 雨水出水特別警戒水位に達したときは、その旨を当該水位周知下水道の水位を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、知事が指定した水位周知下水道について通知をした知事は、避難のための立退きの指示の発令に資するため、市長にその通知に係る事項を通知する。

市は、市長が指定した水位周知下水道について、水位が雨水出水特別警戒水位に達したときは、その旨を当該水位周知下水道の水位を示して水防管理者、量水管理者及び知事に通知し、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

※ 呉市には、水位周知下水道の指定はない。

(2) 水位到達情報の通知

該当なし

5 水位周知海岸における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

知事は、知事が指定した海岸について、水位が高潮氾濫危険水位(法第13条の3に規定される高潮特別警戒水位)に達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、知事が指定した海岸について通知をした知事は、避難のための立退きの指示の発令に資するため、市長にその通知に係る事項を通知する。

高潮氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

高潮氾濫危険水位を下回り、氾濫のおそれがなくなった場合は、その旨の情報(高潮氾濫危険情報の解除)を、可能な限り速やかに発表することとする。

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準
高潮氾濫危険情報	基準水位観測所の水位が高潮氾濫危険水位(高潮特別警戒水位)に到達したとき。
高潮氾濫発生情報	氾濫が発生したとき。
高潮氾濫危険情報解除	基準水位観測所の水位が高潮氾濫危険水位(高潮特別警戒水位)を下回ったとき。

(2) 水位到達情報の通知

該当なし

6 水防警報

(1) 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動に当たっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても、水防活動に従事する者の安全確保を念頭に置いて通知するものとする。

(2) 洪水・高潮時の河川に関する水防警報

ア 種類及び発令基準

知事は、知事が指定した河川について水防警報をしたときは、知事から水防管理者その他水防に関係ある機関に通知するものとする。

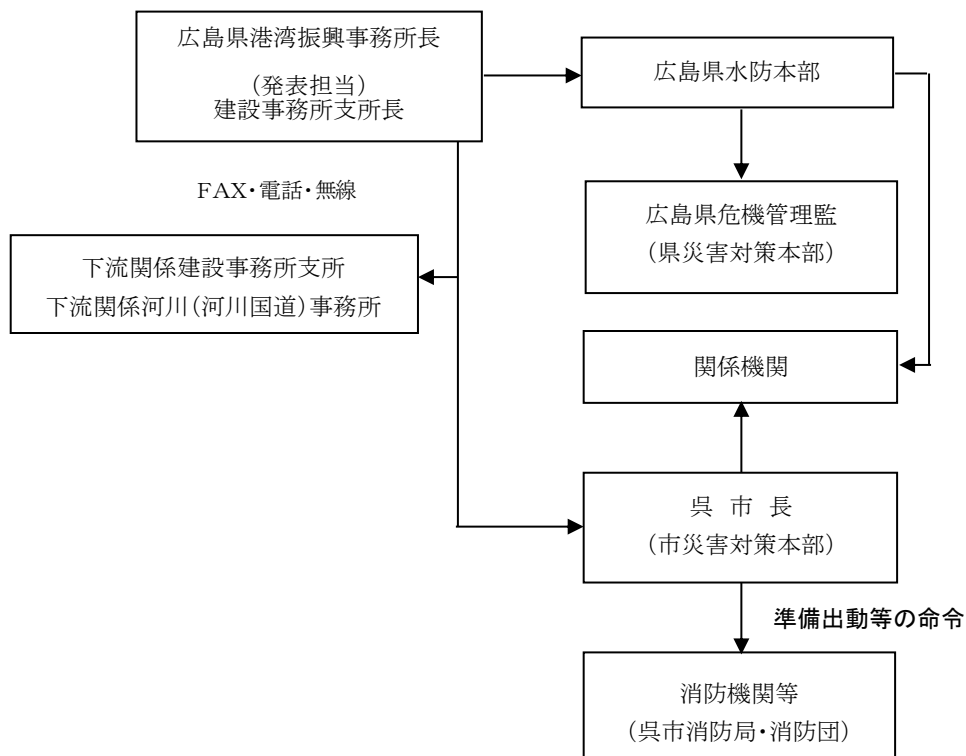
水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内 容	発表基準
待機	水防要員の足留めを警告するもので、状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの。	(ア) 気象、水象及び河川状況からみて必要と認められるとき。 (イ) 水防本部が待機の体制に入ったとき。
準備	(ア) 水防資器材の点検・整備 (イ) ダム、溜池等の水門の開閉準備 (ウ) 河川、海岸、堤防、ダム、ため池、水門等の巡視及び水防要員の派遣 (エ) 幹部の出動 (オ) 水防要員の招集配備計画	(ア) 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇し警戒水位に達するおそれがあり、出動の必要が予測される時。 (イ) 気象状況等により高潮の危険が予想される時。
出動	水防要員を警戒配置及び出動せしめるもの。	(ア) 河川の水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇し災害の生ずるおそれがあるとき。 (イ) 水位が満潮位に達し、なお水位上昇が予想され災害の生ずるおそれがあるとき。
指示	水位等水防活動上必要とする状況を明示し、必要により重要水防箇所について必要事項を指摘するもの。	出水状況を報知するとき、又は災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	(ア) 河川の水位が氾濫注意水位以下に下がり、降雨状況等により水防の必要がないと認められるとき。 (イ) 気象状況等により高潮のおそれなくなったとき。

イ 水防警報を行う河川名，区域，対象となる基準観測所及び担当官署

水系	河川名	観測所名	区域	発表担当者
黒瀬川	黒瀬川	松ヶ瀬町田	左岸 東広島市西城町南方広地橋から海まで 右岸 東広島市西城町南方広地橋から呉市郷原町二級ダム貯水池まで	西部建設事務所長 (呉及び東広島支所)
		町田	左岸・右岸 呉市広石内1丁目(芳淵隧道)から海まで	西部建設事務所長 (呉支所)
二河川	二河川	二河	左岸 呉市上二河町42から海まで 右岸 呉市二河峡町95-1から海まで	西部建設事務所長 (呉支所)

ウ 水防警報の伝達経路及び手段



(3) 高潮時の海岸に関する水防警報

ア 種類及び発令基準

知事は、知事が指定した海岸について水防警報をしたときは、水防管理者その他水防に係る機関に通知するものとする。

(ア) 発表する情報の種類、内容及び発表時期は、次のとおりである。

種類	内 容	発表期間
待機 準備	高潮が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機及び出動の準備の必要がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保に努める。	気象状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。
出動	水防要員を出動させる必要がある旨を警告するもの。 〈活動内容〉 ・海岸巡視、避難誘導、土のう積み、排水ポンプ作業等	気象状況等により高潮が起こるおそれがあるとき。
解除	高潮の発生のおそれなくなったとともに、更に水防活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	高潮の発生或いはおそれなくなり、災害に対する水防作業を必要とする状況が解消したと認められるとき。

(イ) 水防警報を行う高潮時の海岸及び発表担当者

海岸名	区 域	水防警報発令基準		潮 位 観測所
		出 動	準 備	
呉市の区域 に所在する 海岸	旧呉市、旧川尻町、旧蒲刈町及び旧下蒲刈町沿岸部、釣士田港北端から大迫港南端までの北回り沿岸部	2.60m	2.20m	呉
	釣士田港北端から大迫港南端までの南回り沿岸部			倉橋
	旧豊浜町及び旧豊町沿岸部			御手洗
	旧安浦町沿岸部			竹原
発表担当者	広島県西部建設事務所長（呉支所）			

イ 水防警報の伝達経路及び手段

洪水・高潮時の河川に関する水防警報と同じ。

(4) 津波に関する水防警報

ア 種類及び発令基準

知事は、知事が指定した海岸・河川について水防警報をしたときは、水防管理者その他水防に関係ある機関に通知する。

(ア) 水防警報を行う範囲及び発表

a 水防警報を行う範囲

広島県津波浸水想定図において、浸水が想定される区域のある市町(呉市ほか 13 市町)。

b 水防警報の発表

津波による水防活動は緊急性を要することが想定されるため、気象庁から津波警報が発表されたとき、広島県水防地方本部から即座に自動的に「出動」の水防警報が発表されたものとみなす。

「解除」の水防警報は、広島県水防地方本部が各管轄地域の状況により判断し、市町単位で発表する。

市町名	区域	発表担当者
呉市	全域	広島県西部建設事務所長（呉支所）

(イ) 水防警報の種類、内容及び発表形式

発表する情報の種類、内容及び発表時期は、次のとおりである。

種類	内容	発表時期
情報収集	水防活動に備えて津波発生の有無、津波到達予想時刻等を情報収集するもの	日本近海において大規模な地震が発生し、津波到来の恐れが否定できないとき
出動	消防機関等が出動する必要がある旨を警告するもの。	気象庁から津波警報が発表されたとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	気象庁から津波警報が解除され、水防活動の必要があると認められなくなったとき。

※ 安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、消防機関等が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

※ 市は、次のような内容について事前に定めるものとする。

- a 退避開始時刻（津波到達予想時刻の 30 分前）
- b 消防機関等の安否確認方法
- c 水防活動内容の精査・重点化
- d 消防機関等の避難手段、避難経路の確認

イ 水防警報の伝達経路及び手段

洪水・高潮時の河川に関する水防警報と同じ。

(空 白)

第5章 水位等の観測, 通報

1 水位の観測, 通報

(1) 水位観測所

水位観測所は、資料編「観測施設」のとおりである。

(2) 潮位観測所

潮位観測所は、資料編「観測施設」のとおりである。

(3) 水位の通報

広島県河川管理情報システム（以下「河川管理情報システム」という。）で収集された水防活動において必要となる水位及び潮位データについては、広島県防災情報システム等により市に提供される。

2 雨量の観測, 通報

(1) 雨量観測所

雨量観測所は、資料編「観測施設」のとおりである。

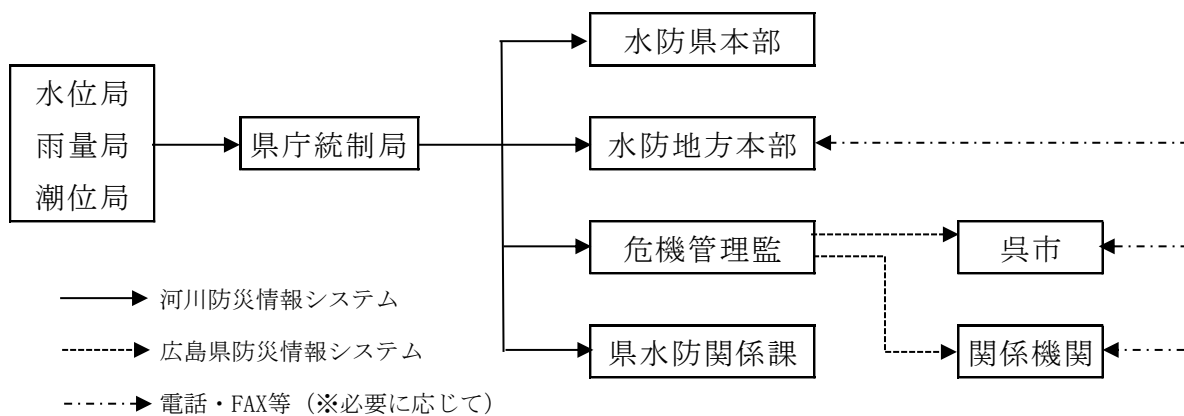
(2) 雨量の通報

河川管理情報システムで収集された水防活動において必要となる雨量データについては、広島県防災情報システム等により市に提供される。

(3) 通報系統

雨量の通報については、次項の水位等の通報系統図に従って通報される。

3 水位等の通報系統図



(空 白)

第6章 気象予報等の情報収集

気象予報，雨量，河川の水位，潮位，波高等については，次のウェブサイトですパソコンや携帯電話から収集する。

種別	機関名	気象情報	ウェブアドレス
気象情報	気象庁	気象注意報・警報	http://www.jma.go.jp/jp/warn/
		アメダス	http://www.jma.go.jp/jp/amedas/
		レーダー・ナウキャスト（降水・雷・竜巻）	http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/
		高解像度降水ナウキャスト	https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/
		洪水警報の危険度分布	https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html
		大雨警報（浸水害）の危険度分布	https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html http://www.jma.go.jp/
雨量・河川水位	国土交通省	川の防災情報	【PC版】 http://www.river.go.jp/ 【スマートフォン】 http://river.go.jp/s/ 【携帯版】 http://i.river.go.jp/
潮位・波高	国土交通省	海の防災情報（全国港湾海洋波浪情報網）	【PC版】 http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/ 【スマートフォン・携帯版】 http://nowphas.mlit.go.jp
	国土交通省 防災情報提供センター	潮位情報リンク	http://www.jma.go.jp/jp/choi/bosai/choui_map.html
	気象庁	潮位観測情報	http://www.jma.go.jp/jp/choi/
		海洋の健康診断表・波浪に関するデータ	http://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index_wave.html
水位，雨量及び潮位	広島県	広島県防災情報システム	http://sys.bosai.pref.hiroshima.jp
		広島県防災ウェブ	http://www.bousai.pref.hiroshima.jp

(空 白)

第7章 ダム等の操作

1 ダム等

(1) 河川区間のダム

水防上重要なダムは、二級ダム及び野呂川ダムである。

ダムの管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダムの管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

(2) 河口部・海岸部の防潮扉等（津波・高潮）

河口部・海岸部の防潮扉等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

河口部・海岸部の防潮扉等の管理者は、津波警報が発令された場合には安全確保のため操作員に直接操作をさせないなど、操作員の安全確保を最優先にした上で、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

(3) 農業用ため池

気象状況により溜池管理者は、水位の変動を監視し、必要に応じ下流、低地に悪影響を及ぼさないよう適切に門樋等の操作を行うものとする。

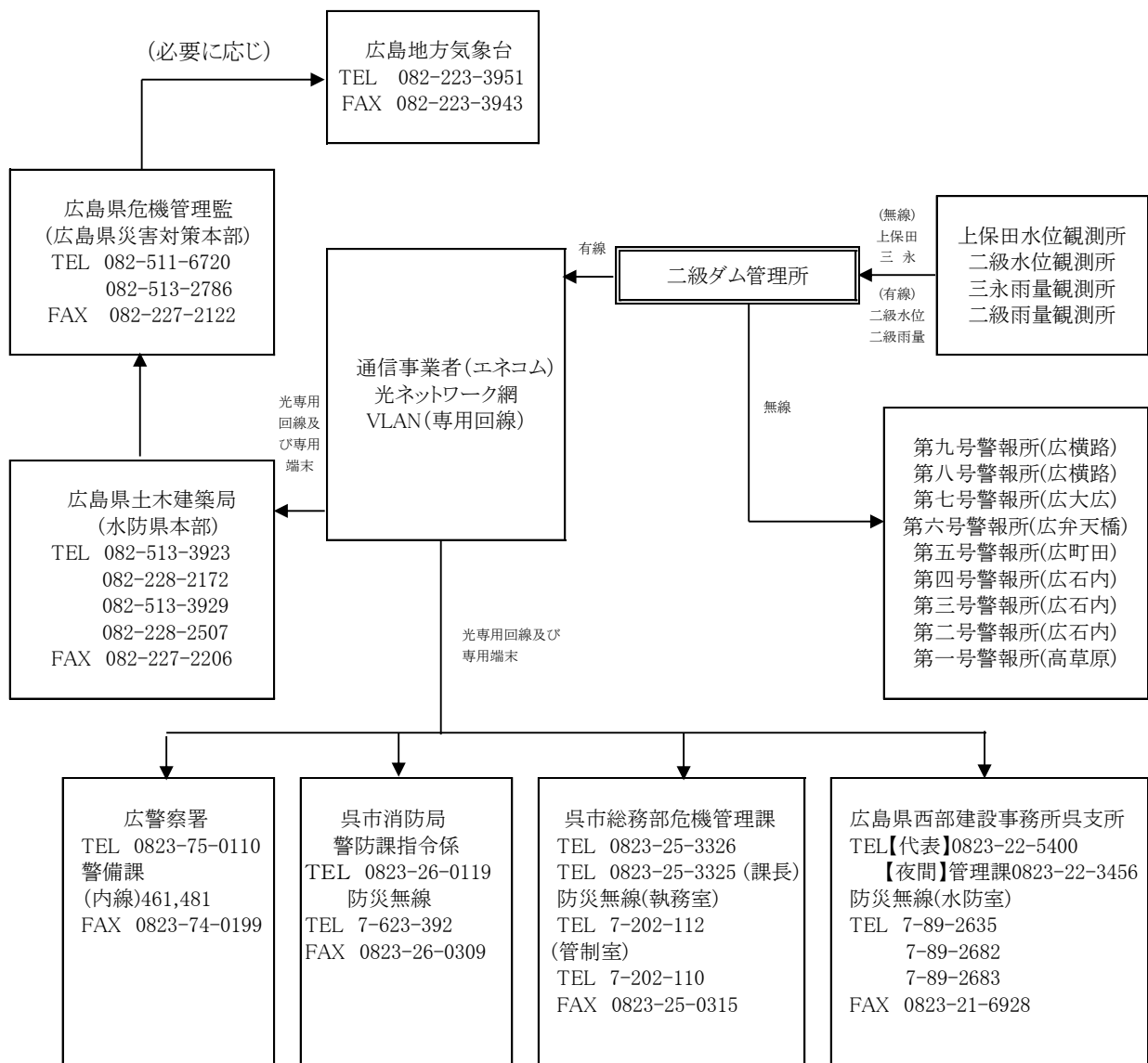
2 操作の連絡

ダム等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに所管建設事務所、下流地域等の市に迅速に連絡する。

3 連絡系統

連絡系統図に従って連絡し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合はあらゆる手段を尽くして迅速かつ確実に連絡する。

(1) 二級ダム水位雨量等通報系統

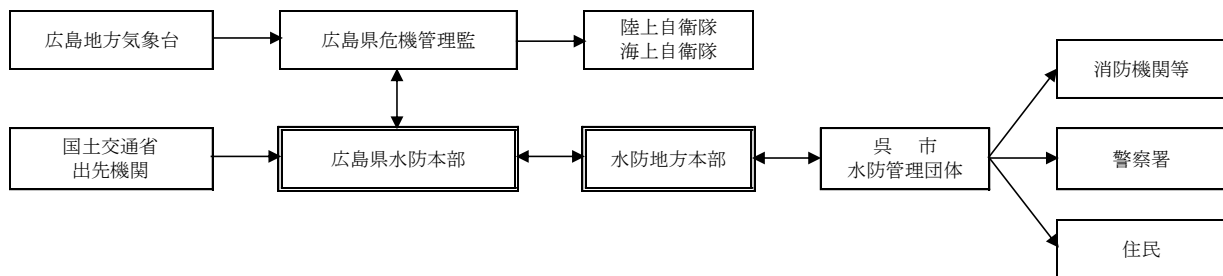


(空 白)

第8章 通信連絡

1 通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統の概要は、次のとおり。



2 災害時優先通信の取扱い

災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は約90%以上の制限が行われることがある。）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、法第27条第2項及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項に基づき災害時優先通信を利用することができる。

利用にあたっては、電気通信事業者への事前申込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておくものとする。

(空 白)

第9章 水防施設及び輸送

1 水防倉庫及び資器材等

- (1) 市（消防局を含む。）の水防倉庫及び備蓄場所の位置並びに備蓄資器材は、資料編2水防倉庫及び備蓄場所の位置並びに備蓄資器材」のとおりである。
- (2) 水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、各農家、農業関係倉庫等の手持量を調査し、資材業者を登録し、並びに緊急時に調達しうる数量を確認して、その補給に備えること。
また、備蓄機材が使用又は損傷により不足を生じた場合に補充しておくものとする。
- (3) 水防管理者は、備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を国土交通省河川事務所長又は所轄建設事務所長及び広島港湾振興事務所長の承認を受けて使用することができる。なお、国土交通省河川事務所長又は所轄建設事務所長及び広島港湾振興事務所長は、予備鍵の貸与等をあらかじめ水防管理者と協議して、緊急に迅速な対応ができるよう努めるものとする。

2 輸送の確保

応急工作等に必要となる人員又は水防資器材等の緊急輸送は、風水害応急対策編「第5節 緊急輸送のための交通の確保、警備活動計画」を準用する。

(空 白)

第10章 水防活動

1 水防配備

市は、水防に関する警報・注意報等により、洪水、内水、津波又は高潮の恐れがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、非常配備により水防事務を処理する者とする。なお、水防における非常配備の種別、時期及び内容、又は動員の伝達方法については、風水害応急対策編第2節「第1 組織・動員計画」を準用する。

2 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が、自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて、河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所を所管する市職員等が立会又は共同で行うよう努めるものとする。

(2) 出水時

ア 洪水

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所及び主な浸水予想地域の河川等を中心として巡視するものとする。

※ 重要水防箇所及び主な浸水予想地域については、「資料編」参照

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、県西部建設事務所長及び河川等の管理者に連絡するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- (ア) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- (イ) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (ウ) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (エ) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (オ) 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (カ) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

イ 高潮

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所、重要水防箇所及び主な浸水予想地域の海岸等を中心として巡視するものとする。

※ 重要水防箇所及び主な浸水予想地域については、「資料編」参照

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、県西部建設事務所長及び海岸等の管理者に連絡するものとする。

- (ア) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- (イ) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (ウ) 海側又川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (エ) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (オ) 排水門・取水門・開門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (カ) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

3 水防作業

- (1) 水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、資料編「水防工法一覧表」のとおりである。その際、水防要員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防要員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防要員等に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

- (2) 水防要員は、水防作業の実施に当たり、特に専門的技術を必要とするときは、その技術を指導できる職員の派遣を要請するものとする。

なお、水防関係対策部の長は、水防作業の専門的技術を指導できる職員（外部機関を含む。）を指名しておき、要請があった場合に出動させるものとする。

- (3) 応急工作の記録

水防要員（消防団員は除く。）は、応急工作を実施したときは、工作時の前後において現場写真の撮影等の記録保存に努めるものとする。

4 緊急通行

- (1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防機関に属する者及び水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

- (2) 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

5 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

また、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができる。(法第 21 条)

6 避難のための立退き

(1) 洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

(2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を県西部建設事務所に速やかに報告するものとする。

(3) 水防管理者は、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難情報の伝達を風水害応急対策編第 2 節「第 3 住民等の避難誘導に関する計画」に定めるところにより、適切に行う。

また、現地に派遣された水防要員が、著しい危険が切迫していると判断した場合は、速やかに自主避難させ、災害対策本部又は災害警戒本部に報告する。

(4) 避難誘導は、風水害応急対策編第 2 節「第 3 住民等の避難誘導に関する計画」に定めるところにより、要配慮者に配慮しながら適切に行う。

(5) 水防管理者は、所管警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

7 堤防等の決壊・越水の通報

(1) 決壊等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにその状況を一般住民、広島県西部建設事務所呉支所、広島県港湾振興事務所、広島県西部農林水産事務所呉農林事務所及び警察署に急報するとともに、氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

(2) 決壊・越水後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

8 水防配備の解除

(1) 市の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれがなくなったとき、かつ水防警報が解除された時等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めた時は、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。なお、配備を解除したときは、西部建設事務所を通じ県水防本部に報告するものとする。

(2) 消防機関の非常配備の解除

消防機関の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防機関に属する者は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は手入れをして所定の位置に戻す。

(空 白)

第 11 章 水防信号, 水防標識等

1 水防信号

法第 20 条第 1 項の規定により県水防計画に定められている水防信号は、次のとおりである。

方法 区分	警鐘信号	サイレン信号
第 1 信号	● 休止 ● 休止 ● 休止	約 5 秒 ●— 約 15 秒 休 止 約 5 秒 ●—
第 2 信号	●—●—●— ●—●—●— ●—●—●—	約 5 秒 ●— 約 6 秒 休 止 約 5 秒 ●—
第 3 信号	●—●—●—●— ●—●—●—●— ●—●—●—●—	約 10 秒 ●— 約 5 秒 休 止 約 10 秒 ●—
第 4 信号	乱 打	約 1 分 ●— 約 5 秒 休 止 約 1 分 ●—

備考 1 信号は適宜の時間継続すること。

2 必要があれば、警鐘信号とサイレン信号を併用することを妨げない。

3 危険が去ったときは口頭伝達により周知させること。

(注) 第 1 信号 河川では量水標が警戒水位、海岸では台風襲来時の危険風向きの風速が 20 メートル毎秒度に達し、高潮のおそれがあることを知らせるもの。

第 2 信号 水防機関に属する者が直ちに出勤すべきことを知らせるもの。

第 3 信号 当該水防管理団体の区域内に居住するもの全員が出勤すべきことを知らせるもの。

第 4 信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

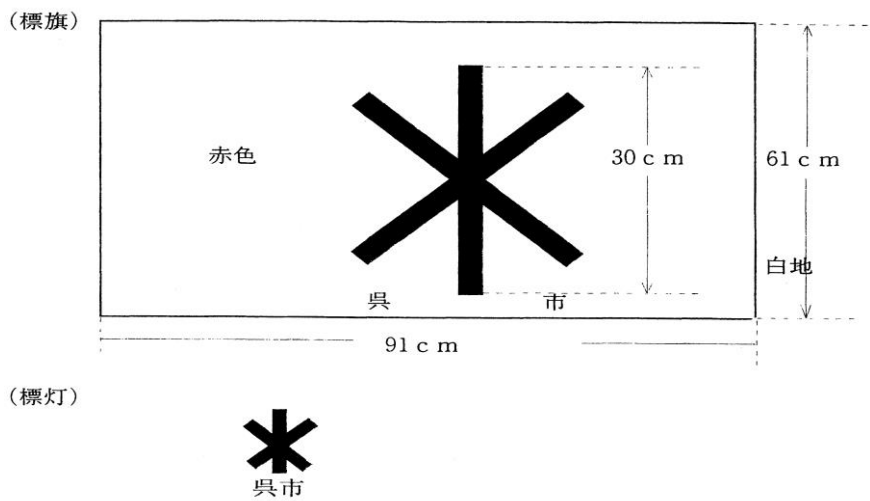
2 警告信号

広島県水防計画に定められている市域内のダムの放流の際の警告信号は、次のとおりである。

ダム名	サイレン信号
野呂川ダム	5 5 秒 ●— 5 秒 休 止 5 5 秒 ●— 5 秒 休 止 5 5 秒 ●—
二級ダム	1 分 ●— 2 0 秒 休 止 1 分 ●— 2 0 秒 休 止 1 分 ●— 2 0 秒 休 止 1 分 ●—

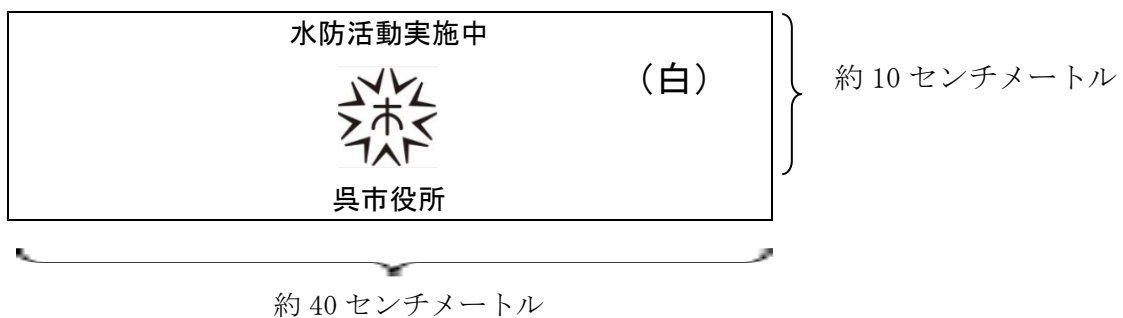
3 水防標識

(1) 法 18 条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりとする。



(2) 水防管理者から委任を受けた者が水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は次のとおりとする。

【水防活動者腕章】



【横断幕】



4 身分証票

市職員若しくは消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

(表)

第 号	身分証票
住 所	
氏 名	
職 名	
<p>上記の者は、水防法第49条第1項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>呉市長 氏 名 ⑩</p>	

(裏面の記載)

- | |
|---|
| <p>(1) 本証は水防法第49条第2項による立入証である。</p> <p>(2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。</p> <p>(3) 記名以外の者の使用を禁ずる。</p> <p>(4) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。</p> |
|---|

(空 白)

第12章 協力及び応援

1 河川管理者の協力及び援助

河川管理者中国地方整備局長及び広島県知事により、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区指定に係る援助が行われる。

【協力又は援助が必要な事項】

- (1) 水防管理団体に対する、河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所の手合点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際しての、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣
- (5) 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- (6) 市長に対して、過去の浸水情報の提供や、市長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言

2 下水道管理者の協力

下水道管理者は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

【協力が必要な事項】

- (1) 水防管理団体に対する下水道に関する情報の提供
- (2) 水防管理団体に対する氾濫が想定される地点の事前提示
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際しての、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際しての、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

3 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、災害時の相互応援に関する協定書、広島県内広域消防相互応援協定書等に基づき他の水防管理者又は消防長に対して応援を求めることができる。

※ 災害時の相互応援に関する協定書、広島県内広域消防相互応援協定書等については、「資料編」参照

また、他の水防管理者又は消防長から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

4 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、所轄警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

5 自衛隊の要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第 68 条の 2 に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

派遣要請の要求にあたっては、次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

自衛隊への応援要請は、この項に定めるもののほか呉市地域防災計画 風水害応急対策編「第 3 節 広域相互応援・災害派遣・協力要請（ヘリコプターによる災害応急対策も含む）計画」に定めるところによる。

6 地方気象台との連携

市は、気象状況については広島地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

7 企業（地元建設業等）との連携

市は、出水時の水防活動に際し、水防活動等の委任、資器材の提供等に関して地元建設業等と協定を締結するよう努めるものとする。

また、水防管理者より水防活動の委任を受けた者は、水防管理者が定めた次の水防活動委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

第 号	水防活動委任証
名 称	
住 所	
<p>上記の者は、水防活動の委任を受けた者であり、水防法第 19 条第 1 項の規定により緊急通行及び水防法第 28 条第 2 項の規定により公用負担を行うことができる者であることを証する。</p>	
<p>年 月 日</p> <p style="margin-left: 200px;">水防管理者</p> <p style="margin-left: 250px;">氏 名</p>	
Ⓜ	

（裏面の記載）

- (1) 本証は水防管理者から水防活動の委任を受けた者であることの身分証明書である。
- (2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
- (3) 本証の身分を失ったときは速やかに返却すること。

8 住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等との連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動（避難支援等）への協力を求めるものとする。

(空 白)

第 13 章 費用負担と公用負担

1 費用負担

(1) 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。(法第 41 条)
 ただし、他の水防管理団体の応援ために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。(法第 23 条)

(2) 利益を受ける市の負担額

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。(法第 42 条)

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しない場合は、水防管理団体は知事にあつせんを申請することができる。

2 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は、水防の現場において次の権限を行使することができる。(法第 28 条)

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車馬その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記(1)から(4)（(2)における収用を除く。）の権限を行使することができる。

3 公用負担権限委任証

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者により交付される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。なお、水防管理者から委任を受けた民間事業者等にあつては、「第 11 章 協力及び応援」に規定する水防活動委任証をもって公用負担権限委任証に代えることとする。

公用負担権限委任証			
氏	名		
上記の者に		区域における水防法第 28 条第 2 項の権限を委任	
したことを証明する。			
年	月	日	
		水防管理者	
		氏	名 ⑩

4 公用負担命令書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理団体が定める命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付すものとする。

公用負担命令書					
第	号				
	種類		員数		
	使用	収用	処分		
	年	月	日		
				水防管理者	氏名
				事務取扱者	氏名 ㊟
					殿

5 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価により損失を補償するものとする。

第14章 水防報告等

1 水防記録

水防要員が出動したときは、水防管理者は必要に応じて次の記録を作成し、保管するものとする。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名、海岸名及びその箇所並びに内水場所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

2 水防報告等

- (1) 水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を様式第1号「水防活動実績報告書」及び様式第2号「水防活動状況報告書」を速やかに作成し、県西部建設事務所を経由するなどして県水防本部長に報告するものとする。(法第47条第1項、第2項)
※ 様式第1号「水防活動実績報告書」及び様式第2号「水防活動状況報告書」については、「資料編」参照
- (2) 水防管理者は、水防活動が実施された場合には、記者発表、ホームページ掲載、広報誌掲載等による広報活動を実施するよう努めるものとする。

(空 白)

第 15 章 水防訓練

1 水防訓練の実施

指定水防管理団体は、毎年 1 回以上なるべく出水期前に、消防機関及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、水防管理団体が主催する水防研修や中国地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防要員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

2 津波避難訓練への参加

津波災害計画区域に係わる消防機関及び水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律 123 号）に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。

(空 白)

第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

1 洪水、雨水出水、高潮対応

(1) 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、周辺地域に住宅や要配慮者利用施設等、洪水時に避難を行うことが想定される者が居住・滞在する建築物や避難施設、避難路等の洪水時において避難の用に供する施設が存する洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、関係市町の長に通知する。

本市に關係する河川は、本計画第4章「2 洪水予報河川における洪水予報」及び「3 水位周知河川における水位到達情報」のとおりである。

(2) 高潮浸水想定区域の指定状況

県は、水位周知海岸について、氾濫した場合に浸水が想定される区域を法第14条の3に規定される高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町に通知するものとする。

※ 呉市には、水位周知海岸の高潮浸水想定区域の指定はないが、浸水想定区域は公表されている。

(3) 雨水出水浸水想定区域の指定状況

市が管理する公共下水道等の排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するものとする。

※ 呉市には、雨水出水浸水想定区域の指定はない。

(4) 洪水・高潮ハザードマップ

ア 洪水浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を住民、滞在者その他の者に周知させるため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

イ 高潮浸水想定区域の指定はされていないが、公表されている区域に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を住民、滞在者その他の者に周知させるため、高潮ハザードマップを作成し、印刷物、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

ウ 雨水出水浸水想定区域の指定はされていないが、当該区域が公表された場合には、当該区域ごとに、雨水出水ハザードマップを作成し、ア及びイと同様に必要な措置を講じることとする。

(5) 予想される水災の危険の周知等

本市では、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、市中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、当該浸水区域の住民への各戸配布やインターネット上での公表等を行うこととする。

(6) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

ア 法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを遅滞なく市長に報告するとともに、要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

また、市は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

イ 市長は、避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要があると認めるときは、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行うことができるものとする。

また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が正当な理由がなくこの指示に従わなかった場合にはその旨を公表することができるものとする。

2 津波対応

(1) 津波災害警戒区域の指定

「津波防災地域づくりに関する法律」に則り、県は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示する。

津波災害警戒区域の指定及び公表状況は、次のとおりである。

指定年月日 平成 31 年 3 月 4 日付け広島県告示第 138 号

公表 URL <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/103/tsunami.html>

(2) 呉市地域防災計画の拡充

市防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、呉市地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 市が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 津波災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

オ そのほか、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(3) 津波ハザードマップの作成・周知

市長は、呉市地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。

(4) 避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第 54 条第 1 項の規定により呉市地域防災計画に名称及び所在地を定められた社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

- ア 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- イ 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- ウ 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- エ そのほか、避難促進施設利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

(空 白)

第 17 章 水防協力団体

1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

市は、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

また、市は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため、水防計画に位置づけるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、県及び市は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し、必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

2 水防協力団体の業務内容

水防協力団体は、消防機関等との密接な連携のもと、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

3 水防を行う消防機関との連携等

水防協力団体は、消防機関と密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。

また、水防協力団体は、毎年消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

津波災害警戒区域に関わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加するものとする。

4 水防協力団体の申請・指定及び運用

- (1) 市は、「水防協力団体指定要領」を作成し、水防協力団体の申請があった場合は指定するものとする。
- (2) 上記団体を指定した場合、当該団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- (3) 本市において水防協力団体を指定した際に水防活動を行う消防機関と水防協力団体との水防活動の連携、協働業務等について、次のとおり定める。

ア 水防活動を行う消防機関と水防協力団体との連携（法第 38 条関係）

法第 36 条及び呉市水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防を行う消防機関による水防活動に対する協力業務であり密接な連携の下、活動を行うものとする。

イ 活動報告書の提出（法第 39 条関係）

連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」を提出させることができる。

ウ 情報提供等（法第 40 条関係）

水防管理者は、呉市水防協力団体指定要領に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前イの「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報の提供や指導、助言を行う。

※ 水防協力団体指定要領及び水防協働活動実施要領については、「資料編」参照

(空 白)